総量規制基準(案)について

1 総量規制基準による規制について

(1)適用対象

指定地域内の特定事業場(注)のうち、日平均排出量が50m3以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)。

(注)特定事業場:水質汚濁防止法に定める特定施設を有する事業場

(2)総量規制基準

総量規制基準は、個々の指定地域内事業場ごとに排出水の汚濁負荷量の許容限度と して知事が定めるものであり、以下の算式により定められる。

$$C O D$$
 $Lc=(Cco \times Qco+Cci \times Qci+Ccj \times Qcj) \times 10^{-3}$ $(kg/日)$ 室 素 $Ln=(Cno \times Qno+Cni \times Qni) \times 10^{-3}$ $(kg/日)$ $D \wedge Lp=(Cpo \times Qpo+Cpi \times Qpi) \times 10^{-3}$ $(kg/日)$

Q:表1の時期区分別の特定排出水^(注)の水量[単位:m³/日]

C:表1の時期区分の水量ごとに、環境大臣が定める総量規制基準に係る業種その他の区分(以下「業種等区分」という。)ごとの範囲(以下「C値範囲」という。)内において知事が定める値(以下「C値」という。)[単位:mg/L]、(注)特定排出水:排出水のうち、専ら冷却用、減圧用等、汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。

表1 COD、窒素及びりんの時期区分

時期区分別水量	COD	窒素	りん
S55.6.30 以前の水量	Qco		
S55.7.1~H3.6.30 に増加した水量	Qci	Qno	Qpo
H3.7.1~H14.9.30 に増加した水量	Ooi		
H14.10.1 以降に増加した水量	Qcj	Qni	Qpi

2 国の第7次総量規制基準設定方法

(1)基本的な考え方

中央環境審議会の「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」(平成23年1月答申)に、都府県が総量規制基準を定める際の留意事項として、伊勢湾等について以下のとおり記載されている。

設定の主旨

中央環境審議会の「第7次水質総量削減の在り方について」(平成22年3月答申)では、指定地域内事業場に係る汚濁負荷量に関しては、6次にわたる総量規制基準の適用によりかなりの削減が図られてきており、こうした実績を踏まえ、処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要があるとされている。

今回の見直しはこうした考え方に基づき、現状よりも悪化させないなどの趣旨で行うものである。総量規制基準の設定については、このことに十分留意する必要がある。

(2)第6次からの変更点の概要

ア 業種等区分

- ・ 業種等区分の変更はない。
- ・ 窒素及びりんについては、畜産農業に「総面積が50m²以上の豚房施設を有する もの」という備考が設けられた。

イ 時期区分

・時期区分の変更はない。

ウ C 値範囲

・表2の ~ の観点から業種等区分を抽出し、C値範囲の見直し検討がなされ、 C値範囲が見直された。

表 2 見直し検討を行う業種等区分の抽出

抽出の観点	具体的な内容
過去のC値範囲	C値範囲が強化されていない業種等区分は、最大水質(H21
の設定から	年度実績)まで上限値を引き下げる。
	既存施設と新増設された施設に係るC値範囲の設定の差
	が大きな業種等区分は、既存施設の最大水質(H21年度実績)
	まで上限値を引き下げる。
現状より悪化さ	C値範囲の上限値が都府県が定めたC値の最大値より大
せない観点から	きい業種等区分は、最大値まで上限値を引き下げる。
排水基準値との	閉鎖性海域に係る窒素、りんの暫定排水基準が適用される
関係性から	業種等区分は、排水基準値の日最大値まで上限値を引き下
	げる。
	C値範囲の上限値が一律排水基準の日最大値より大きい
	業種等区分は、一律排水基準の日最大値まで上限値を引き
	下げる。

3 本県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定

第7次総量規制における基準値の設定は、以下に示す基本的な考え方により、環境省により平成23年3月31日付けで一部改正の告示がなされた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(注)に基づき設定する。

(注)環境省告示

- ・化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲 (平成18年環境省告示第134号、一部改正:平成23年環境省告示第23号)
- ・窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部 を改正する告示(平成18年環境省告示第135号、一部改正:平成23年環境省告示第24号)
- ・りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部 を改正する告示(平成 18 年環境省告示第 136 号、一部改正:平成 23 年環境省告示第 25 号)

(1)時期区分について

国は時期区分を変更していないことから、本県も同様に6次の時期区分を踏襲する。

(2)業種等の区分について

業種等区分及び排水量の規模による区分については、国が6次の区分に加え畜産農業に備考を設けたことから、本県も同様に変更を行うこととし、それ以外については、6次の区分を踏襲することとする。

(3) C値について

ア 本県の6次C値の設定状況

公共用水域の水質環境や事業場の排水水質の実態等を考慮して各業種を分類し、業種等(備考及び排水量規模区分を含む。)及び時期による区分に、C値を次のとおり設定している。

表3 本県の6次C値の設定状況

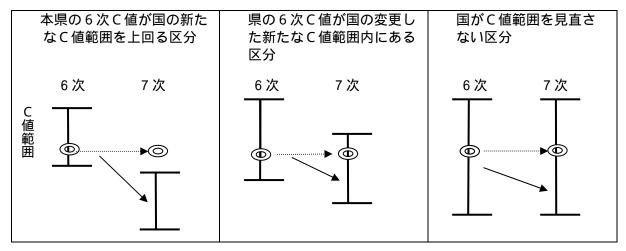
・排水水質の実態が上限値を上回っている区分	上限値
・排水水質の実態が概ね C 値範囲内のため低減可能な濃度を設定し た区分	C値範囲内
・排水水質の実態が下限値を下回っている区分	
・範囲内でも低減可能な濃度を下限値としている区分	下限値
・本県に存在しない業種等区分	

(注)区分:業種等(備考及び排水量規模区分を含む。)及び時期による区分。以下同様。

イ 本県の C 値見直しの考え方

本県に立地している指定地域内事業場(指定地域内で日平均排水量が50m³以上の特定事業場)の排水水質の実態、排水処理技術水準等を勘案し、平成23年3月31日付けで一部改正された環境省告示のC値範囲内でC値を設定する。

また、中央環境審議会の「第7次水質総量削減の在り方について」(平成22年3月答申)、「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」(平成23年1月答申)を踏まえ、以下の ~ の考え方によりC値を設定する。



(注)◎:本県の6次C値

図1 本県のC値見直しの考え方のイメージ図

本県の6次C値が国の第7次C値範囲を上回る区分

国のC値範囲を上回る区分は、CODについては9区分、窒素については3区分が存在し、りんについては該当がない。これらの区分については、本県の現行C値を排水水質の実態等を踏まえて国のC値範囲内への引き下げを行う。

表 4 - 1 対象区分数及び見直し区分	数
----------------------	---

香口	対象	区分	〉数
項目	業種等区分数	対象区分数全体	見直し区分数
COD	3	9	9
室 素	2	3	3
りん	0	0	0

県の6次C値が国の変更した新たなC値範囲内にある区分

国がC値範囲を変更したが本県の6次C値はその範囲をはずれることはない区分は、CODについては19区分、窒素については21区分、りんについては13区分が存在する。これらの区分については、本県内の当該業種区分の排水水質の実態や排水処理技術水準等を踏まえ、C値を設定する。

表4-2 対象区分数及び見直し区分数

75.0	対象	区分	〉数
項目	業種等区分数	対象区分数全体	見直し区分数
COD	7	1 9	2
室 素	1 3	2 1	0
I) h	1 1	1 3	0

国がC値範囲を見直さない区分

国がC値範囲を見直さない区分は、CODについては783区分、窒素については608区分、りんについては585区分である。これらについて、C値の見直しの必要性を検討したところ、産業構造の変化による業種の大きな変化は予想されないことや、排水水質の実態等から削減の取組が実践されていること等が明らかになったことから、国の考え方に従ってC値は6次のままとする。

表4-3 対象区分数及び見直し区分数

百口	対象	区分	`数
項目	業種等区分数	対象区分数全体	見直し区分数
COD	2 1 3	7 8 3	0
室 素	2 1 5	6 0 8	0
りん	2 1 5	5 8 5	0

現時点で本県に立地している指定地域内事業場が有していない区分

これまでの本県の考え方を踏襲し、最新技術の導入により汚濁負荷量の増加を最小に抑制するよう、原則として新たなC値範囲の下限値とする。

表4・4 対象区分数及び見直し区分数

1五口	対象	区分	〉数
項目 	業種等区分数	対象区分数全体	見直し区分数
COD	3	5	5
室 素	9	1 1	1 1
りん	8	1 2	1 2

表5-1 本県の6次C値が国の7次C値範囲を上回る業種等区分 (p4~5の本県のC値見直しの考え方の に対応)

- (注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。
- (注2)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの 国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの 国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの 現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

COD

整理	里番号	業種等区分	時期区分		6次の C値範囲 県 6次 C値		県6次C値を国6 次C値範囲と比 較した場合		現時点 に事が 場が	7次のC値範囲		県 7次 C値	県	C値! 根i	見直し 処	県7次C値を国7 次C値範囲と比 較した場合			
			分	下限	上限	O IE	値に	範囲 内に 設定	値に	る区分	下限	上限	(案)				値に	範囲 内に 設定	値に
			Ссо	80	120	80					55	65	55			()			
9		寒天製造業	C ci	80	100	80					55	65	55			()			
				80	100	80					55	65	55			()			
109		石油化学系基礎製品製造業で脂肪族 系中間物製造工程に係るもの																	
	109項		Ссо	210	220	210					150	160	150			()			
	の供老	青酸誘導品含有排水を排出する工程 にあっては	Cci	210	220	210					150	160	150			()			
	()		Ссј	190	210	190					150	160	150			()			
122		有機化学工業製品製造業(整理番号 109の項から前項までに掲げるものを 除く。)																	
	122項		Ссо	280	290	280					150	160	160						
	の備考	有機ゴム薬品製造工程にあっては	Cci	270	280	270					150	160	160						
	(ア)		Ссј	270	280	270					150	160	160						

⁽注) 表中の()は、根拠 (県内に立地している事業場が有していない区分)にも該当するが、根拠 でカウントしたことを示す。

窒素

整理番号		業種等区分	Cp 等の 区分	6次 C 値			次Cf	て値を 直範囲 た場合		現時点 に事が 場があ	7次のC	値範囲	県 7次 C値	県	!C値 根	見直し 拠	次Cf	C値を 直範囲 に場合	٤tt
			2,7	下限	上限	O	値に	範囲 内に 設定	値に	る区分	下限	上限	(案)				下限 値に 設定	範囲 内に 設定	
2		畜産農業	Cno	60	200	200					60	120	120						
2		田庄辰未	Cni	60	70	70					60	70	70						
102		窒素質・りん酸質肥料製造業																	
	102項	尿素製造工程にあっては	Cno	1100	1200	1100					700	800	700			()		
	(ウ)	が永校に上社にのりては	Cni	1100	1200	1100					700	800	700			()		

⁽注) 表中の()は、根拠 (県内に立地している事業場が有していない区分)にも該当するが、根拠 でカウントしたことを示す。

りん

該当なし

表5 - 2 - 1 県の6次C値が国の変更した新たなC値範囲内にある業種等区分(COD) (p4~5の本県のC値見直しの考え方の に対応)

- (注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。
- (注2)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの 国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの 国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの
 - 現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号		業種等区分	時期区分	6次 C 値i		県 6次 C値	次C値較した		Łłł.	現時点 で県事 に事があ	7次のC	値範囲	県 7次 C値 (案)	県		見直	īl	次Cf	て値を 直範囲 た場合	と比
			71	下限	上限		値に	範囲 内に 設定	値に	る区分	下限	上限	(米)					値に	範囲 内に 設定	値に
			Ссо	20	70	30					20	50	30							
49		有機質肥料製造業	Cci	20	30						20	30	20						ļ	
			Ccj	20	30						20	30	20			H				
		パルプ製造業、紙製造業又は紙加工	C co	30	50	30					20	30	30		ļ	<u> </u>	ļ		ļ	
97		品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	C ci	30	40	30					20	30	30							
		CICIGITY & GOV EMAN (8)	Ссј	30	40	30					20	30	30							
			Ссо	170	180	170					160	170	160				()			
145		イオン交換樹脂製造業	C ci	170	180	170					160	170	160	ļ	<u> </u>	ļ	()	ļ		
			Ссј	130	140	130					130	140	130			<u> </u>	L		<u> </u>	<u> </u>
400		体绝类	C co	10	30						10	25	20			-	-		_	
186		伸線業	Cci	10	20						10	20	10		-	-	-			
			C cj C co	10 10	20						10	20 15	10 15			\vdash				
193		鍛工品製造業	Cci	10	20						10	15	10			-			-	
		鍛 上品製造業	Ccj	10	20						10	15	10							
221		に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)																		
İ	00415		Ссо	40	70	40					40	50	40							
	221項 の備考	第2欄により算定した処理対象人員が 5,000人以下のものにあっては	Cci	30	50	30					30	50	30							
	(ア)	0,000,000,000,000,000,000,000	Ссј	30	50	30		-											-	
		第2欄により質定した処理対象人員が	Ссо	40	80	40					30	50	30							
	221項 の備考	5,000人以下のものであって、昭和55	Cci	40							30 40	50 50	30 40							
	(イ)	5,000人以下のものであって、昭和55 年建設省告示第1292号が適用される		40	80															
		前のものにあっては	Ccj	30	80 50	40					40	50	40							
;		同のものにあっては し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを				40 30					40 40	50 50	40							
223	ア	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを 除く。)	Ccj	30	50	40 30 40					40 40 30	50 50 50	40 40 30							
223	ア	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを	C cj C co	30 40	50 60	40 30 40 30					40 40 30 40	50 50 50	40 40 30 40							
223	-	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。) (日平均排水量が3,000m³以上のものに限る。)	C co C co	30 40 30	50 60 50	40 30 40 30 20					40 40 30 40 30	50 50 50 50	40 40 30 40 30							
223	アの備	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを 除く。) (日平均排水量が3,000m³以上のもの	Ccj Cco Cci Ccj	30 40 30 20	50 60 50 40	40 30 40 30 20 40					40 40 30 40 30 20	50 50 50 50 50 40	40 40 30 40 30 20							
223	アの備	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。) (日平均排水量が3,000m³以上のものに限る。) 昭和62年6月30日以前に設置されたも	Ccj Cco Cci Ccj	30 40 30 20 40	50 60 50 40	40 30 40 30 20 40 40					40 40 30 40 30 20 40	50 50 50 50 50 40	40 40 30 40 30 20 40							
223	アの備 考	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。) (日平均排水量が3,000m³以上のものに限る。) 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあっては	C c c c c c c c c c c c c c c c c c c c	30 40 30 20 40 40 20 50	50 60 50 40 60 60 40	40 30 40 30 20 40 40 20 50					40 40 30 40 30 20 40 40 20 40	50 50 50 50 50 40 50 40 50	40 40 30 40 30 20 40 40 20 50							
223	アの備	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。) (日平均排水量が3,000m³以上のものに限る。) 昭和62年6月30日以前に設置されたも	Cci Cci Cci Cci Cci Cci Cci	30 40 30 20 40 40 20 50	50 60 50 40 60 60 40 60 50	40 30 40 30 20 40 40 20 50 30					40 40 30 40 30 20 40 40 20 40 30	50 50 50 50 40 50 40 50 50	40 40 30 40 30 20 40 40 20 50 30							
223	アの備 考	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。) (日平均排水量が3,000m ³ 以上のものに限る。) 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあっては (日平均排水量が3,000m ³ 未満のもの	Ccj Cci Cci Cci Cci Cci Cci Cci Cci Cci	30 40 30 20 40 40 20 50 30	50 60 50 40 60 60 40 60 50 40	40 30 40 30 20 40 40 20 50 30 20					40 40 30 40 30 20 40 20 40 30 20	50 50 50 50 50 40 50 40 50 50 40	40 40 30 40 30 20 40 20 50 30 20							
223	アの備 考 イ イの備	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。) (日平均排水量が3,000m ³ 以上のものに限る。) 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあっては (日平均排水量が3,000m ³ 未満のもの	Cci Cci Cci Cci Cci Cci Cci	30 40 30 20 40 40 20 50	50 60 50 40 60 60 40 60 50	40 30 40 30 20 40 40 20 50 30 20 50					40 40 30 40 30 20 40 40 20 40 30	50 50 50 50 40 50 40 50 50	40 40 30 40 30 20 40 40 20 50 30							

⁽注) 表中の()は、根拠 (県内に立地している事業場が有していない区分)にも該当するが、根拠 でカウントしたことを示す。

表5-2-2 県の6次C値が国の変更した新たなC値範囲内にある業種等区分(窒素) (p4~5の本県のC値見直しの考え方の に対応)

国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

- (注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。
- (注2)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの 国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

整理	里番号	業種等区分		6次 C 値ii 下限		県 6次 C値	較した場合		現時点内に事がる区分	7次のC 下限	値範囲	県 7次 C値 (案)	県	UC値 根	見直 	10	次C値 較した 下限	内に	と比上限値に	
100		安丰斯.11/新斯丽拟制件 业					政ル									<u> </u>				設定
102	102項	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cno	40	150	40					40	120	40			$\overline{}$				
		アンモニア製造工程にあっては	Cni	30	40	30	•				30	120 40	40 30			\vdash	 		-	
108		無機化学工業製品製造業(整理番号 105の項から前項までに掲げるものを 除く。)						,	•							•				
	108項 の備考	パナジウム化合物製造工程(塩析工程 を有するものに限る。)にあっては	Cno	50	6000	50					50	5300	50				_			
	(ア) 108項		Cni	40	6000	40		_			40	5300	40	1		⊢				
	の備考	モリブデン化合物製造工程(塩析工程 を有するものに限る。)にあっては	C no C ni	50 40	6000	50 40					50 40	5000 5000	50 40	ļ			-		-	
	108項		Cno	50	150	50					50	120	50	1		\vdash				
	の備考	イットリウム酸化物製造工程にあっては	Cni	40	150	40					40	120	40			1	†			
	108項 の備考	窒素又はその化合物を含有する原料	Cno	50	160	50					50	120	50							
	(+)	を使用する工程にあっては	Cni	40	60	40					40	60	40							
109		石油化学系基礎製品製造業で脂肪族	Cno	15	60	15					15	50	15			L	_			ļ
		系中間物製造工程に係るもの	Cni	10	15	10					10	15	10	₩		L				
		窒素又はその化合物を原料として使用 するものにあっては	Cno	50	240	50					50	200	50			-	-			
	の補与	9 3 ものにめ ノ には	Cni	40	50	40					40	50	40			\vdash				
111		石油化学系基礎製品製造業でプラス チック製造工程に係るもの	Cno	15	60	15	•				15	45	15			├-	-			
		石油化学系基礎製品製造業で合成ゴ	Cni	10	15	10			<u> </u>		10	15	10							
112		ム製造工程に係るもの													,					
		窒素又はその化合物を原料又は乳化 助剤として使用するものにあっては	Cno	50	145						50	130	50		<u> </u>	<u> </u>	ļ			
445	O ME-G		Cni	15	40	15					15	40	15			<u> </u>				
115	115項	脂肪族系中間物製造業	Cno	200	2750	200	_	1			200	4000	200	г	1	$\overline{}$				1
	の備考	青酸誘導品含有排水を排出する工程 にあっては	Cno	300	2750 500	300					300	1800 500	300		\vdash	\vdash	-			
	(イ)		Cno	15	55	300					15	40	300	1		\vdash				
117		発酵工業	Cni	10	20	20					10	20	20		-	╁	 		-	
120		プラスチック製造業					<u> </u>		<u>i </u>							<u>i </u>	1			
	120項	窒素又はその化合物を原料又は乳化	Cno	20	70	50					20	65	50							
		助剤として使用するものにあっては	Cni	10	35	35					10	35	35							
136		火薬類製造業	Cno	15	65	20					15	35	20							
100		八木双衣烂木	Cni	10	20	15					10	20	15			_				
146		化学工業(整理番号102の項から前項 までに掲げるものを除く。) (日平均排水量400m ³ 以上の工場に限	Cno	15	55						15	50	15							
		ర 。)	Cni	10	20	10					10	20	10							
	1	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限	Cno	15	55		-				15	50	20	-		-				
		ర .)	Cni	10	20						10	20	15	 		⊬				
186		伸線業	C no C ni	15 10	40 15				-		15 10	25 15	20 15			\vdash	-		-	
202		金属製品製造業(前項に掲げるものを 除く。)		10	13	13	<u> </u>	1	<u> </u>	I	10	13	13		1		1			
		アルマイト加工工程(窒素又はその化 合物による表面処理施設を設置するも	Cno	55	120	60					55	90	60							
		言物による衣田処理施設を設直するものに限る。) にあっては	Cni	35	50	50					35	50	50							
203		一般機械器具製造業						,												
		ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	Cno	20	45	40					20	40	40			L	_			
	の備考	にあっては	Cni	10	20	20					10	20	20							

表5 - 2 - 3 県の6次C値が国の変更した新たなC値範囲内にある業種等区分(りん) (p4~5の本県のC値見直しの考え方の に対応)

- (注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。
- (注2)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの 国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの 国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの
 - 現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理	里番号	業種等区分	時期区分	6次 C 値i		県 6次 C値	次C値 較した	C値を 直範囲 た場合	Ett	現時県事がは場がいる。	7次のC	値範囲	県 7次 C値 (案)	県	!C値 根	見直拠	U ;	県7次(次C値 較した	範囲 場合	比比
				下限	上限		値に	内に	上限 値に 設定	る区分	下限	上限	(***)				- 1	下限 値に 設定	内に	上限 値に 設定
2		畜産農業	Сро	8	40	36					8	36	36							
		田庄辰来	Срі	8	9	9					8	9	9							
10		魚肉ハム・ソーセージ製造業	Сро	3	6.5						3	6	3							
		無内バログ こ グ級延来	Срі	1.5	3	1.5		<u> </u>			1.5	3	1.5							
22	ア	砂糖精製業(日平均排水量400m ³ 以上	Сро	1.5	5	3.5					1.5	4.5	3.5							
22	,	の工場に限る。)	Срі	1	2	2					1	2	2							
	,	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限	Сро	1.5	5	4.5					1.5	4.5	4.5							
	1	る。)	Срі	1	2	2					1	2	2							
20		士 / 华五集山·生·光·	Сро	3.5	12	5					3.5	9	5							
38		あん類製造業	Срі	1	4	4					1	4	4							
47		町へ 石州 第17年光	Сро	2	3.5	2					2	3	2							
47		配合飼料製造業	Срі	1	2	1					1	2	1							
400		克丰所 17 种质皿拟制化学	Сро	2	26.5	2					2	16	2							
102		窒素質・りん酸質肥料製造業	Срі	1	26.5	1.5					1	16	1.5							
122		有機化学工業製品製造業(整理番号 109の項から前項までに掲げるものを 除く。)																		
	122項 の備考	有機りん系農薬原体製造工程にあっ ては	Сро	2	23	2					2	16	2							
138		合成香料製造業	Сро	2	4	2					2	3.5	2							
130		口 风笛科彩逗耒	Срі	1	2	1					1	2	1							
139		香料製造業(前項に掲げるものを除	Сро	2	4	2					2	3.5	2							
100		⟨。)	Срі	1	2	1					1	2	1							
142		ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造	Сро	2	4		ļ	ļ			2	3.5	2	ļ						
		業を含む。) 	Срі	1	2	1					1	2	1							
202		金属製品製造業(前項に掲げるものを 除く。)									<u> </u>									
		アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの	Сро	8	17	8					8	16	8							
		に限る。)にあっては	Срі	1	6	6					1	6	6							

表5-3-1 現時点で本県に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分(COD) (p4~5の本県のC値見直しの考え方の に対応)

- (注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。
- (注2)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの 国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの 国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの
 - 現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整	理番号	業種等区分	時期区:	6次 C 値i		県 6次 C値	次Cf	て値を 直範囲 に場合	٤tt	現時点に事がある。	7次の0	値範囲	県 7次 C値	県	C値見 根扱	見直し処	次Cf	でC値を 直範囲 た場合	Łtt
			分	下限	上限		値に	範囲 内に 設定	値に	る区分	下限	上限	(案)				下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
71		合板製造業(集成材製造業を含む。) 又はパーティクルボード製造業																	
	7415.0	拉芙地と冷心を保護するものにもって	Ссо	10	30	30					10	30	10						
		接着機洗浄水を循環するものにあっては	C ci	10	30	30					10	30	10						
			Ссј	10	20	20					10	20	10						
			Ссо	10	20	15					10	20	10						
184		磨棒鋼製造業	C ci	10	15	10					10	15	10						
			Ссј	10	15	10					10	15	10						
			Ссо	10	20	15					10	20	10						
185		引抜鋼管製造業	Cci	10	15	10					10	15	10						
			Ссј	10	15	10					10	15	10						

表5-3-2 現時点で本県に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分(窒素) (p4~5の本県のC値見直しの考え方の に対応)

- (注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。
- (注2)「県 C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県の C値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。

国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

整理	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値i		県 6次 C値		C値を 直範囲 に場合		現時点内に事業があ	7次の0	値範囲	県 7次 C値	県	見直 !拠	県7次 次C値 較した	C値を 直範囲 に場合	:国7 と比
			分	下限	上限		値に	範囲 内に 設定	値に	る区分	下限	上限	(案)			値に	範囲 内に 設定	値に
115		脂肪族系中間物製造業								•								
	115項 の備考	窒素又はその化合物を原料として使用	Cno	45	120	45					45	120	45					
	(ア)	するものにあっては	Cni	20	40	35					20	40	20					
122		有機化学工業製品製造業(整理番号 109の項から前項までに掲げるものを除 く。)																
	122項 の備考	化学発泡剤製造工程(尿素を原料とし	Cno	15	200	170					15	200	15					
	の佣号	て使用するものに限る。)にあっては	Cni	10	35	35					10	35	10					
133		生物学的製剤製造業	Cno	10	20	15					10	20	10					
		III) III	Cni	10	15	10					10	15	10					
151		自動車タイヤ・チューブ製造業	Cno	20	30	20					20	30	20					
470		= 12 1- 1 7 # 1 A# NK	Cni	10	15	15					10	15	10					
173		高炉による製鉄業																
	173項 の備考	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業 にあっては	Cno	10	20	15					10	20	10					
	(ア)	にのつくは	Cni	10	15						10	15	10					
184		磨棒鋼製造業	Cno	10	15	15					10	15	10					
207		精密機械器具製造業	Cni	10	15	10					10	15	10					
207		有名機概备具製逗業										. 1						
		時計・同部分品製造工程(時計側を除 く。)にあっては	Cno	30	45	30					30	45	30					
	の補名	(。)にのつては	Cni	10	25	15					10	25	10					
210		空瓶卸売業	Cno	20	30	20					20	30	20					
			Cni	10	15	15					10	15	10					
229		中央卸売市場	Cno	20	30	25					20	30	20					
223		- 1. ング かんつじ 17 5型	Cni	15	25	20					15	25	15					

表5-3-3 現時点で本県に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分(りん) (p4~5の本県のC値見直しの考え方の に対応)

- (注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。
- (注2)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。

国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

整理	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値i		県 6次 C値	次Cf	C値を 直範囲 に場合		現時点に事業場があ	7次の0	値範囲	県 7次 C値	県	C値 根	見直拠	ر ا ^ل	県7次(次C値 較した	範囲と	
			分	下限	上限		値に	範囲 内に 設定	値に	/	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	内に	上限 値に 設定
30		植物油脂製造業								3										
		米糠を原料として使用するものにあって	Сро	4	8	5	i				4	8	4							
	備考	は	Срі	1	2	2	2				1	2	1							
109		石油化学系基礎製品製造業で脂肪族 系中間物製造工程に係るもの																		
		りん又はその化合物を原料、触媒又は	Сро	6.5	7.5	6.5	i				6.5	7.5	6.5							
	の備考	中和剤として使用するものにあっては	Срі	4	5	4.5	i				4	5	4							
122		有機化学工業製品製造業(整理番号 109の項から前項までに掲げるものを除 〈。)																		
	122項 の備考	有機りん系農薬原体製造工程にあって は	Срі	1	2	2					1	2	1							
133		生物学的製剤製造業	Сро	1	2.5	2					1	2.5	1							
100		工物子的农村农屋来	Срі	1	1.5	1					1	1.5	1							
151	1	自動車タイヤ・チューブ製造業(日平均	Сро	1.5	2.5	2	2				1.5	2.5	1.5							
131	•	排水量400m3未満の工場に限る。)	Срі	1	2	1.5	5				1	2	1							
200		非鉄金属製造業																		
		表面処理工程(りん又はその化合物に	Сро	1	2	2	2				1	2	1							
	の備考	よるものに限る。)にあっては	Срі	1	1.5	1.5					1	1.5	1							
205		電子部品・デバイス・電子回路製造業 (前項に掲げるものを除く)、電気機械 器具製造業又は情報通信機械器具製 造業																		
	205項	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設	Сро	3	4.5	4.5	j				3	4.5	3							
	の備考	置するものに限る。)にあっては	Срі	1	2	2					1	2	1							
229		中央卸売市場	Сро	4	5	4					4	5	4							
		1 //~!!/~%	Cpi	2	3	3					2	3	2							

表6 第7次総量規制における総量規制基準(案)の設定状況

							į	第7次	総量	規制					(参	考)	育6次	総量	規制
指	時	Ę	-	具C値		,				比較	直をC した場 等区	合の	囲と			C1	値範囲 した場	C値を 囲と比 場合の 区分	.較)
11定項目	期区分	見	直し	ノ根:	拠	合計	区分数合計	7	限値	に設め	定 ——	範囲内	上限値	上限・ド	区分数合計	下限値	範囲内	上限値	上限・ド
						計	1		事業 場 なし	6次 から 設定	7次 に 新規 設定	に設定	に設定	限が同じ	н	に設定	に設定	に設定	限が同じ
	Ссо	3	1	0	3	7	272	230	103	126	1	29	8	5	272	230	33	4	5
C O	Cci	3	1	0	1	5	272	249	103	145	1	4	14	5	272	250	4	13	5
D	Ссј	3	0	0	1	4	272	247	103	144	0	6	14	5	272	248	6	13	5
	合計	9	2	0	5	16	816	726	309	415	2	39	36	15	816	728	43	30	15
	Cno	2	0	0	5	7	323	176	113	63	0	97	50	0	322	171	102	49	0
窒素	Cni	1	0	0	6	7	323	198	113	85	0	47	78	0	322	192	50	80	0
	合計	3	0	0	11	14	646	374	226	148	0	144	128	0	644	363	152	129	0
	Сро	0	0	0	5	5	307	145	85	60	0	103	59	0	306	140	107	59	0
り ん	Срі	0	0	0	7	7	307	151	86	65	0	65	91	0	306	144	67	95	0
	合計	0	0	0	12	12	614	296	171	125	0	168	150	0	612	284	174	154	0

⁽注)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。

国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

表7-1 業種等区分、その名称及びC値を見直しする区分(COD)

- (注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。なお、「業種等区分」欄の名称変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注2)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。

国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

整理	里番号	業種等区分	時期区分	6次 C値i 下限		県 6次 C値	次C値 較した 下値に	C値開 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	と比上限値に	現時点内に事がる区分	7次のC 下限	値範囲	県 7次 C値 (案)	県	(C値) 根	見直し拠	次較 下値	で値場 限に でした。 にした。 でし。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でし	直を国7 囲と比合 田 値設 上値設定
5		部分内・冷凍内製造業又は肉加工品製造業 製造業 [(注)第6次「肉製品製造業,を変更]	C値	の変更は	なし		設正	設定	設正								設	正	正良
9		寒天製造業	C co C ci	80 80 80	120 100 100	80 80 80					55 55 55	65 65 65	55 55 55			()		
71		合板製造業(集成材製造業を含む。) 又はパーティクルボード製造業	CG	- OU	100	80					99	05	55			(/		
		接着機洗浄水を循環するものにあっては	C co C ci C cj	10 10 10	30 30 20						10 10 10	30 30 20	10 10 10						
109		石油化学系基礎製品製造業で脂肪族 系中間物製造工程に係るもの							•		•								
	109項 の備考 (ア)	青酸誘導品含有排水を排出する工程 にあっては	C co C ci C cj	210 210 190	220 220 210	210 210 190					150 150 150	160 160 160	150 150 150			()		
122		有機化学工業製品製造業(整理番号 109の項から前項までに掲げるものを 除く。)																	
	122項 の備考 (ア)	有機ゴム薬品製造工程にあっては	C co C ci C cj	280 270 270	290 280 280	280 270 270					150 150 150	160 160 160	160 160 160						
145		イオン交換樹脂製造業	C cci C ci	170 170 130	180 180 140	170 170 130					160 160 130	170 170 140	160 160 130			()		
184		磨棒銅製造業	C co C ci	10 10 10	20 15 15	15 10 10					10 10 10	20 15 15	10 10 10						
185		引抜鋼管製造業	C co C ci C cj	10 10 10	20 15 15	15 10 10					10 10 10	20 15 15	10 10 10						
204		電子回路製造業 [(注)第6次「プリント回路製造業」を変 更]	C値	の変更は	なし					•							•		
205		電子部品・デバイス・電子回路製造業 (前項に掲げるものを除く)、電気機械 器具製造業又は情報通信機械器具製 造業 [(注)第6次/電気機械器具製造業(前 項に掲げるものを除き、情報通信機械 器具製造業、電子部品・デバイス製造 業を含む。)」を変更]	C値	の変更は	なし														

⁽注)表中の()は、根拠 (県内に立地している事業場が有していない区分)にも該当するが、他の根拠(又は)でカウントしたことを示す。

表7-2 業種等区分、その名称及びC値を見直しする区分(窒素)

- (注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。なお、「業種等区分」欄の名称変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注2)「県C値引下げ根拠。欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。

国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

整理	理番号	業種等区分	時期区公	6次 C 値i		県 6C値	次C	欠C値を 値範囲 た場合		現時点に事があります。	7次のC	値範囲	県 7次 C値	県	₹C値 根	見直拠		県7次 次C値 較した	範囲	
			分	下限	上限		下限 値に 設定		上限 値に 設定	る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	内に	値に
2		畜産農業	Cno	60	200	200	_				60	120	120							
			Cni	60	70	70					60	70	70							
	2項の 備考	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有するも のにあっては [(注) 新規に備考欄を追加]	C値	の変更は	なし															
5	ア	部分内・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。) [(注)第6次「肉製品製造業(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)」を変更]	C値	の変更は	はなし															
	1	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	C値	の変更は	はなし															
102	105-7	窒素質・りん酸質肥料製造業																		
	102項 の備考 (ウ)	尿素製造工程にあっては	C no C ni	1100 1100	1200 1200	1100 1100					700 700	800 800	700 700				()			
115		脂肪族系中間物製造業													1					
		窒素又はその化合物を原料として使用する ものにあっては	C no C ni	45 20	120 40	45 35					45 20	120 40	45 20							
122		有機化学工業製品製造業(整理番号109の 項から前項までに掲げるものを除く。)	,																	
		化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあっては	C no C ni	15 10	200 35	170 35					15 10	200 35	15 10							
133	(1)	生物学的製剤製造業	C no C ni	10 10	20 15	15 10					10 10	20 15	10 10							
151		自動車タイヤ・チューブ製造業	Cno	20	30 15	20 15					20	30 15	20							
173		高炉による製鉄業		,																
		製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業に あっては	C no C ni	10 10	20 15	15 10					10 10	20 15	10 10							
184		磨棒鋼製造業	C no C ni	10 10	15 15	15 10					10 10	15 15	10 10							
204	ア	電子回路製造業(日平均排水量400m ³ 以 上の工場に限る。) [(注)第6次「ブリント回路製造業(日平均 排水量400m ³ 以上の工場に限る。)」を変 更]		の変更は																
	1	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	C値	の変更は	なし															
205	ア	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項 に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業 又は情報通信機械器具製造業(日平均排 水量400m³以上の工場に限る。) [[注)第6次1章気機械器具製造業(前項に 掲げるものを除き、情報通信機械器具製造 業、電子部品・デバイス製造業を含む。) (日平均排水量400m³以上の工場に限 る。)」を変更]	C値	の変更は	はなし															
	1	(日平均排水量400m³未満の工場に限る。)	C値	の変更は	はなし									_			_			
207		精密機械器具製造業																		
		時計・同部分品製造工程(時計側を除く。) にあっては	C no C ni	30 10	45 25	30 15					30 10	45 25	30 10							
210		空瓶卸売業	C no C ni	20 10	30 15	20 15					20 10	30 15	20 10							
229		中央卸売市場	C no C ni	20 15	30 25	25 20					20 15	30 25	20 15							

⁽注) 表中の()は、根拠 (県内に立地している事業場が有していない区分)にも該当するが、他の根拠(又は)でカウントしたことを示す。

表7-3 業種等区分、その名称及びC値を見直しする区分(りん)

- (注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。なお、「業種等区分」欄の名称変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注2)「県C値引下げ根拠。欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。

国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

整理	里番号	業種等区分	時期区公	6次 C 値		県 6次 C値		C値を国(範囲と比 場合		7次のC1	直範囲	県 7次 C値		道見直し 退拠		C値を国7 「範囲と比場合
	T.		分	下限	上限	- 1,=		範囲 上 内に 値 設定 設	限 る区分	下限	上限	(案)			値に	範囲 上限 内に 値に 設定 設定
2		畜産農業														
	2項の 備考	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有するも のにあっては [(注) 新規に備考欄を追加]	C値	の変更は	なし											
5	ア	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。) [(注)第6次「肉製品製造業(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)」を変更]	C値	の変更は	なし											
	1	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	C値	の変更は	なし											
30		植物油脂製造業							-							
	30項の 備考	米糠を原料として使用するものにあっては	C po C pi	1	8 2	2				1	8 2	4 1				
109		石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中 間物製造工程に係るもの								1						
		りん又はその化合物を原料、触媒又は中和 剤として使用するものにあっては	C po C pi	6.5 4	7.5 5	6.5 4.5				6.5 4	7.5 5	6.5 4				
122		有機化学工業製品製造業(整理番号109の 項から前項までに掲げるものを除く。)							_							
	122項 の備考	有機りん系農薬原体製造工程にあっては	C po C pi	2 1	23 2	2				1	16 2	2 1				
133		生物学的製剤製造業	Сро	1	2.5	2				1	2.5	1				
			Срі	1	1.5	1				1	1.5	1				
151	1	自動車タイヤ・チューブ製造業(日平均排 水量400m ³ 未満の工場に限る。)	Сро	1.5	2.5	2				1.5	2.5	1.5				
			Cpi	1	2	1.5				1	2	1				
200		非鉄金属製造業													1 1	
	200項 の備考	表面処理工程(りん又はその化合物による ものに限る。)にあっては	Сро	1	2 1.5	1.5				1	1.5	1				
204	ア	電子回路製造業(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。) [(注)第6次「ブリント回路製造業(日平均 排水量400m ³ 以上の工場に限る。)」を変 更]		の変更は												
	1	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	C値	の変更は	なし											
205	ア	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業 又は情報通信機械器具製造業(日平均排 水量400m³以上の工場に限る。) [(注)第6次「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。) (日平均排水量400m³以上の工場に限る。))を変更]														
	1	(日平均排水量400m ³ 未満の工場に限る。)	C値	の変更は	なし											
	205項 の備考	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	Сро	3	4.5 2	4.5				3	4.5 2	3				
229		中央卸売市場	C po C pi	4 2	5 3	4 3	_			4	5 3	4 2				

表8-1 第6次及び第7次総量規制基準に係る業種等区分、C値範囲及びC値(COD)

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠」欄の入数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠(又は)でカウントしたことを示す。

整	理番号	業種等区分	時期区	6次 C 値i		県 6次 C値		C値を lと比較				i海3県で でで値比		現時点で事があります。	7次 C 値i		県 7次 C値		値見] 根拠	直し			·国7次(・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	C値範 計合
			分	下限	上限	012	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ	愛知県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)				下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ
2		畜産農業	C co	70 70	110 80	100 70					100 70	110 80	70 70		70 70	110 80	100 70							
			Ccj	60	70	70					70	70	60		60	70	70							<u> </u>
3		天然ガス鉱業	C co	60 60	70 70	60 60					60 60	60	60 60		60 60	70 70	60 60							
•		, (mile)	Ссј	60	70	60					60	60	60		60	70	60							
			Ссо	20	30	20					20	20	20		20	30	20							
4		非金属鉱業	Cci	20	30	20					20	20	20		20	30	20							
		如公内, 冷市内制连署又	C cj C co	20 40	30 50	20 40					20 40	20 40	20 40		20 40	30 50	20 40							
5		部分肉·冷凍肉製造業又 は肉加工品製造業	Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40							
Ū		[(注)第6次「肉製品製造 業」を変更]	Ccj	30	40	30					30	30	30		30	40	30							
			Cco	30	50	30					30	50	30		30	50	30	\dashv					 	
6		乳製品製造業	Cci	30	40	30					30	30	30		30	40	30	╛						
			Ссј	20	30	20					20	20	20		20	30	20							
		平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特	Ссо	30	50	30					30	50	30		30	50	30							
	6項の 備考	定排出水の量を除く特定 排出水の量(以下「平成8 年9月1日前の特定施設	Cci	30	40	30					30	30	30		30	40	30							
		に係る量」という。) にあっ ては	Ссј	30	40	30					30	30	30		30	40	30							
7		畜産食料品製造業(前2	C co	40 40	60 50	40 40					40 40	50 50	40* 40*		40 40	60 50	40 40							
,		項に掲げるものを除く。)	Cci	30	40	30					30	30	30*		30	40	30							
			Cco	40	50	40					40	40	40		40	50	40							
8		水産缶詰·瓶詰製造業	Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40							ļ
			C cj C co	30 80	40 120	30 80					30 80	30 120	30 80		30 55	40 65	30 55			()				
9		寒天製造業	Cci	80	100	80					80	100	80		55	65	55			()				
			Ссј	80	100	80					80	100	80		55	65	55			()				
		魚肉ハム・ソーセージ製造	Ссо	30	40	30					30	30	30		30	40	30							-
10		業	Cci	30 20	40 30	30 20					30 20	30 20	30 20		30 20	40 30	30 20						_	1
		水産練製品製造業(前項	C cj C co	30	40	30					30	30	30		30	40	30							
11	ア	に掲げるものを除く。)(日	Cci	30	40	30					30	30	30		30	40	30							
		平均排水量400m ³ 以上の 工場に限る。)	Ccj	20	30	20					20	20	20		20	30	20							
		x1=1x=0 /	Cco	30	40	30					30	30	_		30	40	30							
	1	(日平均排水量400m3未 満の工場に限る。)	Cci	30	40	30					30	30	30		30	40	30							
		川町の上海に収る。)	Ссј	20	30	30					30	20	20		20	30	30							
	_	冷凍水産物製造業(日平	Ссо	30	50	30					30	30			30	50	30							
12	ア	均排水量400m ³ 以上の工 場に限る。)	Cci	30 20	40 30	30 20					30 20	30 20	30 20		30 20	40 30	30 20						_	1
		,	C cj C co	30	50	40					40	30	30		30	50	40		-					1
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Cci	30	40	40					40	30			30	40	40							
		満の工場に限る。)	Ссј	20	30	30					30	20	20		20	30	30							
46			Ссо	40	50	40					40	40	40		40	50	40							
13		冷凍水産食品製造業	C ci	40 30	50 40	40 30					40 30	40 30	40 30		40 30	50 40	40 30	-					-	
		水産食料品製造業(整理	Cco	40	60	40					40	50	40		40	60	40	+	+	+				
14		番号8の項から前項までに 掲げるものを除き、魚介類	Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40	+						
. ,		塩干・塩蔵品製造業を含	Ссј	30	40	30					30	40	30		30	40	30	+						
		む。)	Cco	30	85	30					30	70	40		30	85	30	+	+	+			 	
15		野菜缶詰·果実缶詰·農産 保存食料品製造業	Cci	30	70	30					30	60	40		30	70	30							
		小订及竹叫农烂来	Ссј	30	60	30					30	50	30		30	60	30							

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠(又は)でカウントしたことを示す。

整理	番号	業種等区分	時期区八	6次 C 値i		県 6次 C値			国6次(原海3県位 大C値比		現時点内に事がある。	7次 C 値i		県次値 C値	県C値見直し 根拠		C値を Iと比較		
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ	愛知 県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)		下限 値に 設定	内に	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ
		m3 ++ >= 4 - #4) # NK	Cco	40	80	40					40	60	40		40	80						
16		野菜漬物製造業	C ci C cj	40 30	60 40	40 30					40 30	60 40	40 30		40 30	60 40	40 30					
			Cco	70	80	70					70	80	70		70	80	70					
17		味そ製造業	Cci	70	80	70					70	70	70		70	80	70					
			Ссј	30	50	30					30	30	30		30	50	30					
18		しょう油・食用アミノ酸製造	Cco	70 70	80	70 70					70 70	80 70	70 70		70 70	80	70 70					
10		業	Ccj	40	50	40					40	40	40		40	50	40					
			Ссо	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
19		うま味調味料製造業	Cci	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
			Ccj	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
20		ソース製造業	Cco	30	40 40	30 30					30	30 30	30		30 30	40	30 30					
20		ノー人袋坦来	C ci C cj	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
			Cco	40	60	40					40	40	40		40	60	40					
21		食酢製造業	Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40					
			Ссј	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
		-1.4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4	Ссо	40	80	40					40	40	40		40	80	40					
22		砂糖精製業	Cci	40	60 40	40					40	40	40		40	60	40 30					
			C cj C co	30 50	90	30 50					30 50	30 90	30 50		30 50	40 90	50 50					
23		ぶどう糖・水あめ・異性化	Cci	50	60	50					50	60	50		50	60	50					
		糖製造業	Ссј	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
			Ссо	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
24		小麦粉製造業	Cci	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
			Ccj	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
25		パン製造業	Cco	30	50 40	30					30	30	30		30 30	50 40	30 30					
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	Ссј	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
			Cco	40	60	40					40	50	40		40	60	40					
26		生菓子製造業	Cci	40	50	40					40	50	40		40	50	40					
			Ccj	30	40	30					30	40	30		30	40	30					
27		ビスケット類・干菓子製造	Cco	40	50 50	40 40					40	40 40	40		40	50 50	40					
21		業	C ci C cj	40 30	40	30					40 30	30	30		40 30	40	40 30					
			Cco	40	60	40					40	60	40		40	60	40					
28		米菓製造業	Cci	40	60	40					40	60	40		40	60	40					
			Ссј	40		40					40	50	40		40	50						
		パン・菓子製造業(整理番	Cco	40		40					40	50	40		40	50						
29		号25の項から前項までに 掲げるものを除く。)	C ci C cj	40 30	50 40	40 30					40 30	40 30	40 30		40 30	50 40	_					
			Cco	40	60	40					40		40*		40	60						
30		植物油脂製造業	Cci	40	50	40					40		40*		40	50						
			Ссј	30	40	30					30	30	30*		30	40	30					
			Ссо	40	50	40					40	40	40		40	50						
31		動物油脂製造業	Cci	40	50	40					40	40	40		40	50						<u> </u>
+			C cj C co	30 40	40 50	30 40	<u> </u>				30 40	30 50	30 40		30 40	40 50	_		-			<u> </u>
32		食用油脂加工業	Cci	40	50	40					40	50	40		40	50						
			Ссј	30	40	30					30	40	30		30	40	_					
		7/21 W/\ / 71 77	Ссо	50	60	50					50	50	50		50	60	50					
33		ふくらし粉・イースト・その 他の酵母剤製造業	Cci	50		50					50	50	50		50	60						
_			Ссј	40	50	40					40	40	40		40	50						<u> </u>
3/		製精でんぷん制件等	Cco	50		50					50		50		50	60						
34		穀類でんぷん製造業	C ci C cj	50 40	60 50	50 40					50 40	50 40	50 40		50 40	60 50						

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠」欄の入数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠(又は)でカウントしたことを示す。

整理	番号	業種等区分	時期区分	6次 C 値	ての 範囲	県 6次 C値			国6次(合		海3県C でC値比		現時点に事がある。	7次 C 値i		県 7次 C値 (案)	県C値見直し 根拠			国7次した場	合
				下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ	愛知県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	` '		下限 値に 設定	内に	上限 値に 設定	ト限が同
0.5		1. / 米军集小件·314	Cco	30	70	30					30	40	50		30	70	30					
35		めん類製造業	C ci C cj	30 30	40 40	30 30					30	30	30		30 30	40	30					
			Cco	30	60	30					30	50	30*		30	60	30					
37		豆腐·油揚製造業	Cci	30	40	30					30	40	30*		30	40	30					
			Ccj	30	40 70	30					30	30 60	30*		30	40	30					
38		あん類製造業	Cco	60 60	70	60 60					60 60	60	60* 60*		60 60	70 70	60 60					
00		O TO ARREST	Ссј	40	60	40					40	50	40*		40	60	40					
			Ссо	30	50	30					30	50	30		30	50	30					
39		冷凍調理食品製造業	Cci	20	30	20					20	30 30	20 20		20	30	20					
			C cj C co	20 30	30 50	20 30					20 30	30	30		20 30	30 50	20 30					
40		そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	Cci	30	40						30	30	30		30	40	30					
		立の表色に示るもの	Ссј	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
			Ссо	20	60	20					20	50	20		20	60	20					<u> </u>
41		清涼飲料製造業	Cci	20 20	40 30	20					20	40 30	20 20		20 20	40 30	20 20					
			C cj C co	30	40	30					30	30	30		30	40	30					-
42		果実酒製造業	Cci	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
			Ссј	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
			Ссо	30	40	30					30	30	30		30	40	30					<u> </u>
43		ビール製造業	Cci	30 30	40 40	30 30					30	30	30		30 30	40	30 30					
		注:	C cj C co	30	70	30					30	70	30		30	70	30					
44	ア	清酒製造業(日平均排水 量400m ³ 以上の工場に限	Cci	30	40	30					30	40	30		30	40	30					
		る。)	Ссј	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
		(日平均排水量400m ³ 未	Ссо	30	70	_					40	70	30		30	70	40					
	1	満の工場に限る。)	Cci	30	40	40 30					40	40 30	30		30 30	40	40 30					
		茶碗酒、泪式流制选器/口	C cj C co	30	60	30					30	60	30		30	60	30					-
45	ア	蒸留酒・混成酒製造業(日 平均排水量400m ³ 以上の	Cci	30	40	30					30	40	30		30	40	30					
		工場に限る。)	Ссј	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
	,	(日平均排水量400m ³ 未	Ссо	30	60	40					40	60	30		30	60	40					ļ
	1	満の工場に限る。)	C ci C cj	30 20	40 30	30 20					30 20	40 20	30 20		30 20	40 30	30 20					
			Cco	20	30	20					20	20	30		20	30	20					
46		インスタントコーヒー製造 業	Cci	20	30	20					20	20	20		20	30						
			Ссј	20	30						20	20	20		20	30	20					
47		配合飼料製造業	C co	20 20	30	20 20					20	20 20	20 20		20 20	30	20 20					
		BUNNACE	Ccj	20	30						20	20	20		20	30	20					
			Ссо	20	30						20	20	20		20	30						
48		単体飼料製造業	Cci	20 20	30	20 20					20	20 20	20 20		20 20	30	20 20					
			C cj C co	20	70						20 30	20	20		20	50	30					-
49		有機質肥料製造業	Cci	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
			Ссј	20	30						20	20	20		20	30	20					
50		たばこ製造業	C co	30 20	40	30 20					30 20	30 20	30 20		30 20	40	30 20					
50		にほじ衣足木	Ccj	20	30						20	20	20		20	30	20					
		ルムキ 0生光 (=0エスサナ	Cco	30	60						30	40	30		30	60	30					
51		生糸製造業(副蚕糸精練 業を含む。)	Cci	30	60						30	30	30		30	60	30					
			Ссј	30	60						30	30	30		30	60	30					<u> </u>
		繊維工業(整理番号51の 項に掲げるもの及び衣服	Cco	75	85						75	85	75		75	85						<u> </u>
55		その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で	Cci	75	85						75	80	75		75	85	75					<u> </u>
		整毛工程に係るもの	Ссј	70	80	70					70	80	70		70	80	70					

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。
 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
 (注2)「業種等区分、欄、「7次のC値範囲、欄及び「県7次C値(案),欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠、欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現的に値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()又は)でカウントしたことを示す。

整理	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値i	ての 範囲	県 6 C値			国6次(更海3県の 次C値比		現時点内業が場があ	7次 C 値i		県 7次 C値	県C値見直し 根拠	県7次	C値を と比較		
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ	愛知県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ
		繊維工業で麻製繊工程に	Cco	90	100	90					90	90	90		90	100	90					
57		係るもの	C ci C cj	90	100	90					90	90	90		90 90	100	90					
		繊維工業で毛織物機械染 色整理工程(のり抜き、精	Cco	40	50	40					40	40	40		40	50						
58		練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理	Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40					
		工程(以下「染色整理工程 付帯加工処理工程」とい う。)を含む。)に係るもの	Ссј	30	50	30					30	30	30		30	50	30					
59		繊維工業で織物機械染色 整理工程(染色整理工程 付帯加工処理工程を含	C co	80 80	120 100	80 80					80 80	110* 90*	80* 80*		80 80	120 100	80 80					
		む。)に係るもの(前項に 掲げるものを除く。)	Ccj	80	100	80					80	80*	80*		80	100	80					
		繊維工業で織物手加工染	Cco	90	120	90					90	120	90		90	120	90					
60		色整理工程(染色整理工 程付帯加工処理工程を含	Cci	90	100	90					90	90	90		90	100	90					
		む。) に係るもの	Ссј	90	100	90					90	90	90		90	100	90					
		繊維工業で綿状繊維・糸 染色整理工程(染色整理	Ссо	50	100	60					60	100	50		50	100	60					
61	ア	工程付帯加工処理工程を 含む。)に係るもの(日平 均排水量400m ³ 以上の工	Cci	50	80	50					50	80	50		50	80						
		場に限る。)	Ссј	50	70	50					50	60	50		50	70						
	1	(日平均排水量400m ³ 未	C co	50 50	100	80 50					80 50	100 80	50 50		50 50	100	80 50					
	1	満の工場に限る。)	Ccj	50	70	50					50	60	50		50	70	50					
		繊維工業でニット・レース 染色整理工程(染色整理	C co	50	100	70					70	90*	60		50	100	70					
62	ア	工程付帯加工処理工程を 含む。)に係るもの(日平 均排水量400m ³ 以上の工	Cci	50	70	50					50	60*	50		50	70						
		場に限る。)	Ccj	50	70	50					50		50		50	70						
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Cco	50 50	100 70	80 50					80 50	100* 70*	60 50		50 50	100 70	80 50					
	'	満の工場に限る。)	Ссј	50	70	50					50	60*	50		50	70	50					
		繊維工業で繊維雑品染色	Ссо	90	120	90					90	120	100		90	120	90					
63		整理工程(染色整理工程 付帯加工処理工程を含	Cci	90	100	90					90	100	90		90	100	90					
		む。)に係るもの	Ссј	80	95	80					80	80	80		80	95	80					
64		繊維工業で不織布製造工	Cco	70 70	90	70 70					70 70	90 80	70 70		70 70	90	70 70					
04		程に係るもの	Ссј	60							60		60		60	75						
		繊維工業でフェルト製造	Ссо	40	50	40					40	40	40		40	50						
65		工程に係るもの	Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40					
			C co	40 40	50 50	40 40					40	40	40		40 40	50 50	40 40					
66		繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造	Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40					
		工程に係るもの	Ссј	40	50	40					40	40	40		40	50	40					
		繊維工業で繊維製衛生材	Ссо	40	50	40					40	40	40		40	50	40					
67		料製造工程に係るもの	Cci	40 40	50 50	40 40					40	40 40	40		40 40	50 50	40 40					
		繊維工業(整理番号55の	C cj C co	30	90	50					50	90	30		30	90	50		\vdash			
68		項から前項までに掲げるも	Cci	30	70	30					30	70	30		30	70	30					
		のを除く。)	Ссј	30	50	30					30	40	30		30	50	30					
69		一般製材業又は木材チッ	Cco	40	70 70	40 40					40	50 40	40		40	70 70	40					
09		プ製造業	C ci C cj	40 40	70	40					40	40	40		40 40	70	40					
		合板製造業(集成材製造	Cco	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
71		業を含む。)又はパーティクルボード製造業	Cci	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
		/ /V小一 「	Ссј	30	40	30					30	30	30		30	40	30					

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠」欄の入数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠(又は)でカウントしたことを示す。

																	_			1			 -
整理	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値i	で 範囲	県 6次値			国6次(した場			更海3県の 次C値比		現時点に事業の場合である。	7次 C 値i		県 7次 C値	県C値見 根扱			C値を と比較		
			分	下限	上限	CILL	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ	愛知県	岐阜県	三重県	る区分	下限	上限	(案)			下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ
	74.1百.0	拉美機 かみ シナ 毎 理 オス	Ссо	10	30	30					30	20	10		10	30	10						
		接着機洗浄水を循環する ものにあっては	Cci	10	30	30					30	20	10		10	30							
			C cj C co	10 20	20 30	20 20					20	20	10 20		10 20	20 30							
75		木材薬品処理業	Cci	20	30	20					20	20	20		20	30	20						
			Ссј	20	30	20					20	20	20		20	30							
		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で溶解	Ссо	70	80	70					70	70	70	-	70	80							
76		パルプ製造工程に係るも	Cci	70	80	70					70	70	70	-	70	80							
		<u>0</u>	Ссј	60	70	60					60	60	60		60	70							
		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業でサル	Cco	60	70	60					60	60	60		60	70							
77		ファイトパルプ製造工程に	Cci	60	70	60					60	60	60		60	70							
		係るもの	Ссј	60	70	60					60	60	60		60	70	60						
		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業でグラ	Ссо	50	60	50					50	50	50		50	60	50						
78		ンドパルプ製造工程、リ ファイナーグランドパルプ	Cci	50	60	50					50	50	50		50	60	50						
		製造工程又はサーモメカ ニカルパルプ製造工程に 係るもの	Ссј	50	60	50					50	50	50		50	60	50						
		パルプ製造業、洋紙製造	Ссо	70	80	70					70	70	70		70	80	70						
79		業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケ	Cci	70	80						70	70	70		70	80							
		ミカルパルプ製造工程に 係るもの(次項に掲げるも のを除く。)	Ссј	70	80	70					70	70	70		70	80	70						
		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさら しケミグランドパルプ製造	Ссо	80	90	80					80	80	80		80	90	80						
80		工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程 を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前	Cci	80	90	80					80	80	80		80	90	80						
		工程の未さらしセミケミカ ルパルプ製造工程を含 む。)に係るもの	Ссј	80	90	80					80	80	80		80	90	80						
		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で未さ	Ссо	60	70	60					60	60	60		60	70	60						
81		らしクラフトパルプ製造工	Cci	50	60	50					50	50	50		50	60	50						
		程に係るもの(次項に掲げ るものを除く。)	Ссј	40	50	40					40	40	40		40	50	40						
		パルブ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業でさら	Ссо	70	100	70					70	100*	80		70	100	70						
82		しクラフトパルプ製造工程	Cci	70	100	70					70	90*	70		70	100	70						
		(削工程の未さらしグラフト パルプ製造工程を含む。)	Ccj	60	70	60					60	70*	60		60	70	60						
		に係るもの	Cco	80	100	80					80		80		80	100							
	82項の 備考	精選工程においてドラム 型洗浄機を使用している	Cci	70	100	70					70	90*	70		70	100	70						
	MI-2	ものにあっては	Ссј	60	80	60					60	70*	60		60	80	60						
		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で古紙	Ссо	60	70	60					60	70	60		60	70	60						
83		を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲	Cci	60	70	60					60	60	60		60	70	60						
		げるものを除く。)	Ссј	50	60	50					50	50	50		50	60	50						
		パルブ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で古紙	Ссо	90	130	90					90	120*	90		90	130	90						
84		を原料とし脱インキ又は漂 白を行うパルプ製造工程	Cci	90	100	90					90	90*	90		90	100	90						
		(前工程の離解工程を含	Ccj	80	90	80					80	90*	80		80	90	80						
		む。)に係るもの パルプ製造業、洋紙製造	Cco	100	110						100	110	-		100	110			+				
85		業又は板紙製造業で木材 又は古紙以外のものを原	Cci	100	110						100	110	100		100	110							
		料とするパルプ製造工程に係るもの	Ccj	70	80	70					70	70	70		70	80							
		にぼるもり	Сij	70	υU	70					70	70	70		70	υU	70						

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠(又は)でカウントしたことを示す。

整	理番号	業種等区分	時期区	6次 C 値i	ての 範囲	県 6次 C値			国6次(した場			海3県で ででで		現時点内業が場合の	7次 C 値i		県 7次 C値	県	C値見 根拠		県7次 囲	C値を と比較		
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ	愛知県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)				下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ
		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業でグランドパルブ、リファイナーグ ランドパルプ又はサーモメ	Ссо	50	60	50					50	50	50		50	60	50							
86		カニカルパルプを主原料 とする洋紙製造工程(前工 程のグランドパルプ、リファ イナーグランドパルプ又は	Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40							
		サーモメカニカルパルプ 製造工程を有するものに 限る。)に係るもの	Ccj	40	50	40					40	40	40		40	50	40							
		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で洋紙	Ссо	30	40						30	30*	30		30	40	30							
87		製造工程に係るもの(前項 に掲げるものを除く。)	C ci C cj	20	30						30 20	30* 20*	20 20		20 20	30	30 20							
		パルプ製造業、洋紙製造	Cco	40	60						40	50*	40		40	60	40							
88		業又は板紙製造業で板紙 製造工程に係るもの	Cci	40	60						40	50*	40		40	60	40							
		表追工住に示るもの	C cj C co	40 60	50 80						40 60	50* 70*	40 60		40 60	50 80	40 60							
89		機械すき和紙製造業	Cci	60	80						60	70*	60		60	80	60							
			Ссј	60	80	60					60	70*	60		60	80	60							
	89項の	パルプ製造工程を有する	Cco	60	110							\rightarrow			60	110		\setminus				//	\geq	\nearrow
	備考	ものにあっては	C ci C cj	60 60	90							$\overline{}$			60 60	90 80			$\langle \cdot \rangle$				$\overline{}$	
			Ссо	90	100	-					90	90	90		90	100	90							
90		手すき和紙製造業	Cci	90	100						90	90	90		90	100	90		_					-
			C cj C co	80 20	100	80 20					80 20	80 20	80 20		80 20	100 30	80 20		+					
91		塗工紙製造業	Cci	20	30	20					20	20	20		20	30	20							
			C cj C co	20 20	30 60	20 20					20	20 30	20 30		20 20	30 60	20 20		_					
92		段ボール製造業	Cci	20	60	_					20	30	30		20	60	20							
			Ссј	15	30						15	20	15		15	30	15							
93		重包装紙袋製造業	Cco	70 70	80						70 70	70 70	70 70		70 70	80	70 70							
00			Ccj	70	80						70	70	70		70	80	70							
0.4			Ссо	25	40						25	30	30		25	40	25							
94		セロファン製造業	C ci	25 15	40 40						25 15	30	30 15		25 15	40	25 15							
		*	Cco	40	50	_					40	40	40		40	50	40							
95		乾式法による繊維板製造 業	Cci	40	50	-					40	40			40	50	_							
			C cj C co	40 80	50 90						40 80	40 90	40 80		40 80	50 90	40 80							
96		繊維板製造業(前項に掲 げるものを除く。)	Cci	80	90						80	90	80		80	90	80							
		,	Ссј	60	70	_					60	60	60		60	70	60							
07		パルプ製造業、紙製造業 又は紙加工品製造業(整	Cco	30	50						30	50			20	30	30		_					-
97		理番号76の項から前項ま でに掲げるものを除く。)	C ci C cj	30	40						30	30	30		20 20	30	30							
		印刷業(新聞その他の出	Cco	50	80						50	50	50		50	80	50							
100		版物を印刷するものを含む。)	Cci	50	70						50	50	50		50	70	50							
		9 .)	C cj C co	50 50	70 60						50 50	50 50	50 50		50 50	70 60	50 50		-	+				
101		製版業	Cci	50	60						50	50	50		50	60	50							
			Ссј	50	60	50					50	50	50		50	60	50							
400		窒素質・りん酸質肥料製	Cco	30	50						30	30	30		30	50	30			1				
102		造業	C ci C cj	30	40 40	_					30	30	30		30 30	40	30 30							
			Cco	30	40						30	30	30		30	40	30							
103		複合肥料製造業	Cci	30	40						30	30	30		30	40	30							
			Ссј	30	40	30					30	30	30		30	40	30							ı

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。
 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
 (注2)「業種等区分、欄、「7次のC値範囲、欄及び「県7次C値(案),欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠、欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現的に値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()又は)でカウントしたことを示す。

整理	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値i		県 6次 C値			国6次(した場			海3県(RC値比		現時点で事業を	7次 C 値i		県 7次 C値		値見፤ 根拠	直し			国7次 した場	C値範 合
			分	下限	上限	Cill	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ	愛知県	岐阜 県	三重	場がある区分	下限	上限	(案)				下限 値に 設定	範囲 内に 設定	値に	上限・ 下限 が同 じ
404		化学肥料製造業(前2項	Cco	30	40	30					30	30	30		30	40	30							
104		に掲げるものを除く。)	C ci C cj	30	40 40	30					30	30	30		30 30	40 40	30		+	+				
			Cco	20	30	20					20	20	20		20	30	20		+	+				
105		ソーダ工業	Cci	20	30	20					20	20	20		20	30	20							
			Ccj	20	30	20					20	20	20		20	30	20		4	_				
106		電炉工業	C co	20 20	30	20 20					20	20	20 20		20 20	30	20 20		+	+-				
		-	Ccj	20	30	20					20	20	20		20	30	20		+	+				
			Ссо	20	30	20					20	20	20		20	30	20		Τ					
107		無機顔料製造業	Cci	20	30	20					20	20	20		20	30	20		4	₩				
			C cj C co	20 60	30 70	20 60					20 60	20 60	20 60		20 60	30 70	20 60		+	-	-			<u> </u>
		黄鉛製造工程を有するものにあっては	Cci	60	70	60					60	60	60		60	70	60		+	+				
	の補名	のにあっては	Ссј	50	60	50					50	50	50		50	60	50							
		無機化学工業製品製造業 (整理番号105の項から前	Ссо	20	40	20					20	40	20		20	40	20							
108		項までに掲げるものを除	Cci	20	40	20					20	40	20		20	40	20			_				
		(₀)	Ccj	20 40	30 50	20 40					20 40	30 40	20 40		20 40	30 50	20 40		+	-				
	108項 の備考	硫化鉄鉱を原料とする酸 化鉄(顔料を除く。)製造	C co	40	50	40					40	40	40		40	50	40		+	+				
	(ア)	工程にあっては	Ccj	40	50	40					40	40	40		40	50	40		+	+				
	108項	希硫酸による二酸化硫黄	Ссо	50	60	50					50	50	50		50	60	50		\top					
	の備考	の洗浄工程を有する硫酸	Cci	50	60	50					50	50	50		50	60	50							
	(イ)	製造工程にあっては	Ссј	50	60	50					50	50	50		50	60	50		4	┷				
400		石油化学系基礎製品製造	Cco	60	90	60					60	80*	60		60	90	60		-	_				
109		業で脂肪族系中間物製造 工程に係るもの	C ci C cj	60 40	80 50	60 40					60 40	70* 50*	60 40		60 40	80 50	60 40		+	+-				
	109項		Cco	210	220	210					210	210	210		150	160	150		+	()				
	の備考	青酸誘導品含有排水を排 出する工程にあっては	Cci	210	220	210					210	210	210		150	160	150		\top	()				
	(ア)	出する工程にありては	Ссј	190	210	190					190	190	190		150	160	150			()				
	109項	塩素化合物触媒を用いた	Ссо	100	110	100					100	100	100		100	110	100		4	₩				
	の備考	アセトン又はアセトアルデ ヒドの製造工程にあっては	Cci	80	90	80					80	80	80		80	90	80		+	-				
			C cj C co	80 140	90 150	80 140					80 140	80 140	80 140		80 140	90 150	80 140		+	+				
	109項 の備考	エピクロルとドリン製造工	Cci	130	150						130	140	130		130	150	130		+	+				
	(ウ)	程にあっては	Ссј	130	150						130	130	130		130	150	130			+				
		石油化学系基礎製品製造	Ссо	50	60	50					50	50	50		50	60	50							
110		業で環式中間物·合成染料·有機顔料製造工程に	Cci	50	60	50					50	50	50		50	60	50							
		係るもの	Ссј	30	40	30					30	30	30		30	40	30							
	110項	合成染料又は合成染料中	Ссо	190							190	190	190		190	200	_		\perp	_				
	の備考	間物の製造工程にあって は	Cci	190	200						190	190	190 180		190	200	190 180		+	-				
		T. 1. 24 T T T T T T T T T T T T T T T T T T	C cj C co	180 30	190 40	180 30					180 30	180 30	30		180 30	190 40	30		+	+				
111		石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程	Cci	20	30	20					20	30	30		20	30	20		+	+				
		に係るもの	Ссј	20	30	20					20	20	30		20	30	20			+				
		メチルメタクリレート樹脂又	Ссо	70	80	70					70	70	70		70	80	70							
		はアクリロニトリル・ブタジ エン・スチレン共重合樹脂	Cci	70	80	70					70	70	70		70	80	70							
	5	の製造工程にあっては	Ссј	70	80	70					70	70	70		70	80	70							
		石油化学系基礎製品製造	Ссо	40	50	40					40	40	40		40	50	40			₩				
112		業で合成ゴム製造工程に 係るもの	Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40		+	+				
	=	14.2.2.1	C cj C co	40 50	50 60	40 50					40 50	40 50	40 60		40 50	50 60	40 50	\vdash	+	+				
	112項 の備考	乳化重合法による合成ゴ	Cci	50	60						50	50	60		50	60	50		+	+				
	(ア)	ム製造工程にあっては	Ссј	50	60	50					50	50	50		50	60	50		\top	1				
	112項	カロロゴレン・ディキンケー・フ	Ссо	130	140	130					130	130	130		130	140	130							
	の備考 (イ)	クロロプレンゴム製造工程 にあっては	Cci	130	140						130	130	130		130	140	130		퇶	Ļ				
	(1)		Ссј	130	140	130					130	130	130		130	140	130							

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。
 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
 (注2)「業種等区分、欄、「7次のC値範囲、欄及び「県7次C値(案),欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠、欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現的に値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()又は)でカウントしたことを示す。

整理	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値i		県次値			国6次(した場			海3県で ででで		現時点内に関する。	7次 C 値i		県 7次 C値		値見 根拠	l直し l		(C値を と比較		
			分	下限	上限	Uille Uille	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ	愛知県	岐阜 県	三重県	場がある区分	下限	上限	(案)				下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ
		石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物	Ссо	50	60	50					50	60	50		50	60	50							
113		製造工程、環式中間物・ 合成染料・有機顔料製造 工程、プラスチック製造工	Cci	50	60	50					50	50	50		50	60	50							
		程及び合成ゴム製造工程 を除く。)に係るもの	Ссј	50	60	50					50	50	50		50	60	50							
	113項	有機ゴム薬品製造工程に	Cco	270	280	270					270	270	270		270	280	270							
	の備考 (ア)	あっては	C ci C cj	260 260	270 270	260 260					260 260	260	260 260		260 260	270 270	260 260							
	113項	左继曹兹历 <i>体</i> 制性工程 -	Cco	180	190	180					180	180	180		180	190	180							
	の備考 (イ)	有機農薬原体製造工程に あっては	Cci	180	190	180					180	180	180		180	190	180							
	(' ' /	て 油ル 学 亥 甘 疎 制 口 制 生	C cj C co	160 60	170 70	160 60					160 60	160 60	160 60		160 60	170 70	160 60							
114		石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から	Cci	40	50	50					50	50	50		40	50	50		+					
		前項までに掲げるものを除 く。)	Ссј	40	50	40					40	40	40		40	50	40							
			Ссо	60	70	60					60	60	60		60	70	60							
115		脂肪族系中間物製造業	Cci	60	70	60					60	60	60		60	70	60							
	44515		C co	50 210	60 540	50 210					50 210	50 210	50 210		50 210	60 540	50 210							
	115項 の備考	青酸誘導品含有排水を排 出する工程にあっては	Cci	210	220	210					210	210	210		210	220	210							
	(ア)	出する工程にありては	Ссј	190	210	190					190	190	190		190	210	190							
	115項	塩素化合物触媒を用いた	Cco	100	110	100					100	100	100		100	110	100							
	の補 ち (イ)	アセトン又はアセトアルデ ヒドの製造工程にあっては	C ci	80 80	100	80 80					80 80	80	80 80		80 80	100	80 80							
	115項		Cco	140	150	140					140	140	140		140	150	140							
	の備考	エピクロルヒドリン製造工 程にあっては	Cci	130	140	130					130	130	130		130	140	130							
	(ウ)		Ccj	130	140	130					130	130	130		130	140	130							
116		メタン誘導品製造業	Cco	30 30	40 40	30 30					30	30	30		30 30	40 40	30							
			Ссј	20	30	20					20	20	20		20	30	20							
447		27.27 1. 11.	Cco	120	130	120					120	120	120		120	130	120							
117		発酵工業	C ci	110	120 120	110					110 110	110	110 110		110 110	120 120	110							
			Cco	120	130	120					120	120	120		120	130	120							
118		コールタール製品製造業	Cci	120	130	120					120	120	120		120	130	120							
			C cj C co	120 50	130 100	120 50					120 50	120 50	120 50		120 50	130	120 50							
119		環式中間物·合成染料·有機額料製造業	Cci	50	80	50					50	50	50		50	80	50							
		IMPRITICE X	Ссј	30	40	30					30				30				1					
	119項	合成染料又は合成染料中 間物の製造工程にあって	C co	190 190	200	190 190					190 190	190 190	190 190		190 190	200	190 190							
	の備考	間初の製造工程にありては	Ссј	190	200	190					190	190	190		190	200	190							
			Cco	30	40	30					30	40	30		30	40	30							
120		プラスチック製造業	Cci	20	30	30					30	30	30		20	30	30							
		メチルメタクリレート樹脂又	C cj C co	20 70	30 80	30 70					30 70	20 70	20 70		20 70	30 80	30 70	\vdash	+	+	-			
	120項 の備考	はアクリロニトリル・ブタジ	Cci	50	70	50					50	60	60		50	70	50		+					
	(ア)	エン・スチレン共重合樹脂 の製造工程にあっては	Ccj	50	70	50					50	50	50		50	70	50		\dagger					
	120項	硝酸セルロース又は酢酸	Ссо	60	70	60					60	60	60		60	70	60							
	の備考	セルロースの製造工程にあっては	Cci	60	70	60					60	60	60		60	70	60							
	(1)	W > C 10	C cj C co	50 40	60 50	50 40					50 40	50 40	50 40		50 40	60 50	50 40	\vdash	+	+	-			
121		合成ゴム製造業	Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40		+					
			Ссј	40	50	40					40	40	40		40	50	40							
	121項	乳化重合法による合成ゴ	Cco	70	80	70					70	70	70		70	80	70		\perp					
	の備考 (ア)	ム製造工程にあっては	C ci C cj	70 70	80 80	70 70					70 70	70 70	70 70		70 70	80	70 70	\vdash	+					
			СÜ	70	οU	70				l	70	70	70		70	00	70				1			

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。
 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
 (注2)「業種等区分、欄、「7次のC値範囲、欄及び「県7次C値(案),欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠、欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現的に値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()又は)でカウントしたことを示す。

整王	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値i		県次は			国6次(した場			原海3県の 次C値比		現時点内に乗り	7次 C 値i	で 範囲	県 7次値	県C値見直し 根拠			国7次(した場	
			分	下限	上限	C値	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ	愛知県	岐阜 県	三重県	場がある区分	下限	上限	(案)		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ
	121項	クロロプレンゴム製造工程	Cco	130	140	130					130	130	130		130	140						
	の備考 (イ)	にあっては	C ci	130	140 140	130 130					130 130	130 130	130		130	140						
			Cco	50	90	50					50	90	50		50	90	50					
122		(整理番号109の項から前 項までに掲げるものを除	Cci	50	90	50					50	90	50		50	90	50					
		(。)	Ссј	50	80	50					50	80	50		50	80	50					
	122項	有機ゴム薬品製造工程に	Ссо	280	290	280					280	280	280		150	160	160					
	の備考 (ア)	有機コム菜品製造工程にあっては	Cci	270	280	270					270	270	270		150	160	160					
			C cj C co	270 180	280 240	270 180					270 180	270 240	270 180		150 180	160 240	160 180					
	122項 の備考	有機農薬原体製造工程に	Cci	180	210	180					180	210	180		180	210						
	(1)	あっては	Ссј	160	170	160					160	170	160		160	170	160					
		レーヨン・アセテート製造	Ссо	50	60	50					50	50	50		50	60	50					
123		業のうちレーヨンの製造に 係るもの	Cci	30	40	30					30	40	40		30	40	30					<u> </u>
			Ccj	20 30	30 40	20 30					20 30	20 30	20 30		20 30	30 40	20 30					
124		レーヨン・アセテート製造 業のうちアセテートの製造	Cco	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
		に係るもの	Ссј	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
			Ссо	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
125		合成繊維製造業	Cci	20	30	30					30	20	20		20	30	30					
			C cj C co	20 60	30 70	30 60					30 60	20 60	20 60		20 60	30 70	30 60					
		アクリル系繊維製造工程 にあっては	Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40					
	の補与	ICO J CIA	Ссј	30	50	30					30	30	30		30	50	30					
400		脂肪酸・硬化油・グリセリン	Ссо	40	50	40					40	40	40		40	50	40					
126		製造業	C ci	40 30	50 40	40 30					40 30	40 30	40 30		40 30	50 40	40 30					
			Cco	10	20	20					20	10	10		10	20	20					
127		石けん・合成洗剤製造業	Cci	10	15	10					10	10	10		10	15	10					
			Ссј	10	15	10					10	10	10		10	15	10					
128		界面活性剤製造業(前項	Cco	40 40	50 50	40 40					40 40	40 40	40		40 40	50 50	40 40					
0		に掲げるものを除く。)	Ссј	40	50	40					40	40	40		40	50	40					
			Ссо	40	50	40					40	40	40		40	50	40					
129		塗料製造業	Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40					-
			C cj C co	40 40	50 50	40 40					40	40 40	40		40 40	50 50	40 40					
130		印刷インキ製造業	Cci	40	50	40					40	_	40		40	50						
			Ссј	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
131		医茶只质茶,制剂制选类	Cco	70		70					70		80 80		70							
131		医薬品原薬·製剤製造業	C ci C cj	70 60	90 70	70 60					70 60	80* 70*	80 60		70 60	90 70	70 60					
		T-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-	Cco	70	100	70					70	90	80		70	100	70					
		平成8年9月1日前の特定 施設に係る量にあっては	Cci	70	90	70					70	80	80		70	90	70					
			Ссј	70	90	70					70	80	70		70	90	70					
132		医薬品製剤製造業	C co	30	80 60	30 30					30	40 30	40 30		30	80 60	30 30					
. 52			Ссј	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
			Ссо	30	40	30					30	30	30		30	40						
133		生物学的製剤製造業	Cci	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
			C cj C co	30 20	40 30	30 20					30 20	30 20	30 20		30 20	40 30	30 20					
134		生薬·漢方製剤製造業	Cci	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
			Ссј	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
			Ссо	60	70	60					60	60	60		60	70	60					
135		動物用医薬品製造業	C ci C cj	60 50	70 60	60 50					60 50	60 50	60 50		60 50	70 60	60 50					

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠(又は)でカウントしたことを示す。

整理	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値	ての 範囲	県次値		C値を Iと比較				海3県で 大C値比		現時点に事があります。	7次 C 値i		県 7次 C値	県C値見 根拠			C値を と比較		
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同	愛知県	岐阜県	三重県	る区分	下限	上限				下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ
400		. 1. 1世 安王 连月 NH - ME	Cco	20	30	20					20	20	20		20	30	20						
136		火薬類製造業	Cci	20 20	30	20 20					20	20	20 20		20 20	30	20 20						
		7484 エフニ リワ はー 1 ロ / レ	Cco	60	70	60					60	60	60		60	70	60						
	136項 の備考	硝酸エステル又は二トロ化 合物の製造工程にあって	Cci	60	70	60					60	60	60		60	70	60						
	OMIS	は	Ссј	50	60	50					50	50	50		50	60	50						
			Ссо	30	40	30					30	30	30		30	40	30						
137		農薬製造業	Cci	30	40	30					30	30	30		30	40	30						
			C cj C co	20 120	30 130	20 120					20 120	20 120	20 120		20 120	30 130	20 120						-
138		合成香料製造業	Cci	110	120	110					110	110	110		110	120	_						
			Ссј	110	120	110					110	110	110		110	120							
			Ссо	30	40	30					30	30	30		30	40	30						
139		香料製造業(前項に掲げ るものを除く。)	Cci	30	40	30					30	30	30		30	40	30						
			Ссј	20	30	20					20	20	20		20	30	20		_				<u> </u>
140		化粧品・歯磨・その他の化	Cco	30	40 40	30					30	30	30		30	40	30						
140		粧用調整品製造業	C ci C cj	30 20	30	30 20					30 20	30 20	20		30 20	40 30	30 20						
			Cco	20	40	20					20	30	20		20	40	20						
142		ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	Cci	20	30	20					20	20	20		20	30							
		(にかり表起来を占む。)	Ссј	20	30	20					20	20	20		20	30	20						
			Ссо	10	15	10					10	10	10		10	15							
143		写真感光材料製造業	Cci	10	15	10					10	10	10		10	15							
			C cj C co	10 40	15 50	10 40					10 40	10 50	10 40		10 40	15 50	10 40						-
144		天然樹脂製品·木材化学	Cci	40	50	40					40	50	40		40	50	40						
		製品製造業	Ссј	40	50	40					40	50	40		40	50							
			Ссо	170	180	170					170	170	170		160	170	160		()				
145		イオン交換樹脂製造業	Cci	170	180	170					170	170	170		160	170			()				
			Ссј	130	140	130					130	130	130		130	140							
1.40		化学工業(整理番号102の	Cco	40 40	70 50	40 40					40	60 40	50 40		40 40	70	40 40						
146		項から前項までに掲げるも のを除く。)	C ci C cj	40	50	40					40	40	40		40	50 50	40						
			Cco	20	30	20					20	20	20		20	30	20						
147		石油精製業	Cci	20	30	20					20	20	20		20	30	20						
			Ссј	20	30	20					20	20	20		20	30	20						
	1/171百	潤滑油製造工程を有する	Ссо	30	40	30					30	30	30		30	40	30						
		ものにあっては	Cci	30							30		30		30	40							
			C cj C co	30	40	30 30					30	30 30	30		30	40	30 30						
148		潤滑油製造業(前項に掲	Cci	30		30					30	30	30		30	40							
		げるものを除く。)	Ссј	30	40	30					30	30	30		30	40							
	4.40T=	*****	Ссо	40	50	40					40	40	40		40	50	40						
		硫酸洗浄工程を有するも のにあっては	Cci	40	50	40					40	40	40		40	50							
			Ссј	40	50	40					40	40	40		40	50			-				
149		コークス製造業	Cco	180 180	190 190						180 180	180 180	180 180		180 180	190 190							
149		□「/△衣炟未	Cci	90	100	90					90	90	90		90	100							
			Cco	70	80	70					70	70	70		70	80	_						
150		石油コークス製造業	Cci	70	80	70					70	70	70		70	80							
			Ссј	50	60	50					50	50	50		50	60	50						
		自動車タイヤ・チューブ製	Ссо	10	20	10					10	10	10		10	20							
151		造業	Cci	10	15	10					10	10	10		10	15							
			Ccj	10	15 70	10					10	10 60	10 60		10 60	15 70							
152		ゴム製品製造業でラテック ス成型型洗浄工程に係る	Cco	60 40	70 50	60 40					60 40	40	40		40	70 50							
. 52		もの	Ссј	40	50	40					40		40		40	50							

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。
 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
 (注2)「業種等区分、欄、「7次のC値範囲、欄及び「県7次C値(案),欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠、欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現的に値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()又は)でカウントしたことを示す。

整理	暨号	業種等区分	時期区	6次 C 値		県次値			国6次(した場			海3県の でC値比		現時点内業の場合の	7次 C 値i		県 7次 C値	県C値見直し 根拠	県7次 囲		国7次(した場	
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ	愛知県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ
153		ゴム製品製造業(前2項に 掲げるものを除く。)	C co C ci C cj	20 20 20	50 40 40	20 20 20					20 20 20	20 20	20 20 20		20 20 20	50 40 40	20 20 20					
154		なめしかわ製造業	C co C ci	100 100 100	110 110 110	100					100 100 100	100 100	100 100 100		100 100 100	110 110 110	100					
155		毛皮製造業	C co C ci	50 50 50	60 60	50 50 50					50 50	50 50 50	50 50 50		50 50 50	60 60	50 50 50					
156		板ガラス製造業	C co C ci	10 10	20 20 20	10 10					10 10	10 10	10 10		10 10 10	20 20 20	10 10					
157		板ガラス加工業	C co C ci	10 10 10	20 20 20	10 10 10					10 10 10	10 10 10	10 10 10		10 10 10	20 20 20	10 10 10					
158		ガラス製加工素材製造業	C co	10	20 20	10					10 10	10 10	10 10		10	20	10 10					
159		ガラス容器製造業	C co C co	10 10	20 20 20	10 10					10 10	10 10 10	10 10 10		10 10	20 20 20	10 10					
160		理化学用・医療用ガラス器 具製造業	C co C co	10 10 10	20 20 20	10 10 10					10 10 10	10 10 10	10 10 10		10 10 10	20 20 20 20	10 10 10					
161		卓上用・ちゅう房用ガラス 器具製造業	Ccj Cco Cci Ccj	10 10 10	20 20 20 20	10 10 10					10 10 10	10 10 10	10 10 10		10 10 10	20 20 20	10 10 10					
162		ガラス繊維(長繊維に限 る。)・同製品製造業	C co	50 50 50	60 60	50 50 50					50 50 50	60 60 50	50 50 50		50 50 50	60 60	50 50					
163		ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除 く。)	C co C co	30 30 30	40 40 40	30 30 30					30 30 30	40 40 30	40 30 30		30 30 30	40 40 40	30 30 30					
164		ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	C co C co	10	20	10					10 10	20 20	10		10 10	20	10					
165		生コンクリート製造業	C co C co	10 10 10							10 15 10	20 15 15	10 10 10		10 10 10	20 15 15						
166		コンクリート製品製造業	C co C co	10 10	15 20 20	10 10					10 10	15 20 20	10 10 10		10 10	15 20 20	10 10					
167		セメント製品製造業(前2 項に掲げるものを除く。)	C co C co	10 10	20 20 20	10 10 10					10 10	20 20 20	10 10 10		10 10	20 20 20						
168		黒鉛電極製造業	C co C co	10 20 20	30 30	10 20 20					10 20 20	20 30 20	10 20 20		10 20 20	30 30						
169		砕石製造業	C co C co	20 20 20	30 30	20 20 20					20 20 20	20 30 20	20 20 20		20 20 20	30 30						
170		鉱物·土石粉砕等処理業	C co C co	20 20 20	30 30	20 20 20					20 20 20	20 30 20	20 20 20		20 20 20	30 30	20 20					
172		うわ薬製造業	Ccj Cco Cci Ccj	20 20 20 20	30 30 30	20 20 20 20					20 20 20 20	20 30 20 20	20 20 20 20		20 20 20 20	30 30 30	20 20					

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠(又は)でカウントしたことを示す。

整理	理番号	業種等区分	時期区	6次 C 値i	ての 範囲	県次値			国6次(更海3県の		現時点内業が場合の	7次 C 値i		県 7次 C値	県C値見直し 根拠		C値を と比較		
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・下限が同じ	愛知県	岐阜県	三重県	る区分	下限	上限	(案)		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ
173		高炉による製鉄業	C co	10 10	20 20	10 10					10 10	10 10	10 10		10 10	20 20	10 10					
			C cj C co	10 40	15 50	10 40					10 40	10 40	10 40		10 40	15 50	10 40					
	173項 の備考	コークス炉を有するものに あっては	Cci	30	40	30					30	30	30		30	40	30					
			C cj C co	30 20	40 30	30 20					30 20	30 20	30 20		30 20	40 30	30 20					
175		フェロアロイ製造業	Cci	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
			C cj C co	10	20	10					10	10	10		10	20	10					
176		高炉によらない製鉄業(前 項に掲げるものを除く。)	Cci	10	20	10					10	10	10		10	20	10					
		製鋼·製鋼圧延業(転炉	C cj C co	10 20	20 30	10 20					10 20	10 20	10 20		10 20	20 30	10 20					
178		(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含	Cci	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
		む。)によるものに限る。)	Ссј	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
179		熱間圧延業(整理番号182 の項及び同183の項に掲	C co	20 20	30	20 20					20	20 20	20 20		20 20	30 30	20					
179		げるものを除く。)	Ccj	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
		冷間圧延業(整理番号182	Ссо	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
180		の項及び同183の項に掲 げるものを除く。)	C ci	20 20	30	20 20					20	20 20	20		20 20	30	20					
			Cco	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
181		冷間ロール成型形鋼製造 業	Cci	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
			C cj C co	20 20	30	20 20					20	20 20	20 20		20 20	30 30	20 20					
182		鋼管製造業	Cci	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
			Ccj	20 10	30 20	20					20 10	20 10	20 10		20 10	30 20	20 10					
183		伸鉄業	C co	10	20	10 10					10	10	10		10	20	10					
			Ссј	10	20	10					10	10	10		10	20	10					
184		磨棒鋼製造業	C co	10 10	20 15	15 10					15 10	20 15	10 10		10 10	20 15	10 10					
101		冶计约及是来	Ccj	10	15	10					10	15	10		10	15	10					
		THE ASSESSMENT AND	Ссо	10	20	15					15	10	10		10	20	10					
185		引抜鋼管製造業	C ci	10 10	15 15	10 10					10	10 10	10		10 10	15 15	10 10					
			Cco	10		20					20		10		10	25	20					
186		伸線業	Cci	10	20	_					10	20	10		10	20	10					
			C cj C co	10 20	20 30	10 20					10 20	20	10 20		10 20	20 30	10 20					
187		プリキ製造業	Cci	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
			Ccj	20 20	30	20 20					20	20 20	20 20		20 20	30 30	20 20					
188		亜鉛鉄板製造業	C co	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
			Ссј	20	30	20					20	20	20		20	30	20					
189		めっき鋼管製造業	C co	20 20	30	20					20 20	20 20	20 20		20 20	30	20					
.00	L	ことと対点化定木	Ccj	20	30	20				L	20	20	20		20	30	20					
		A ALADA A A A A A A A A A A A A A A A A	Ссо	20	30						20	20	20		20	30	20					
190		めっき鉄鋼線製造業	C ci	20 20	30 30	20 20					20	20 20	20 20		20 20	30	20 20					
		表面処理鋼材製造業(整	Cco	10	20	10					10	10	10		10	20	10					
191		理番号187の項から前項ま	Cci	10	20	10					10	10	10		10	20	10					
		でに掲げるものを除く。)	Ссј	10	20	10					10	10	10		10	20	10					

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。
 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
 (注2)「業種等区分、欄、「7次のC値範囲、欄及び「県7次C値(案),欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠、欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現的に値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()又は)でカウントしたことを示す。

整理	里番号	業種等区分	時期区分	6次 C 値i		県次 C値			国6次(合		海3県(RC値比		現時点 で事業 場があ	7次 C 値i		県 7次 C値 (案)	県C値見直し 根拠			国7次(した場	合
				下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・下限が同じ	愛知県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限			下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ
192		今爪 公開 生川 (生 光)	Cco	10	20 20	10 10					10 10	10	10 10		10 10	20	10					
192		鍛鋼製造業	Ccj	10 10	20	10					10	10	10		10	20	10 10					
			Cco	10	20	15					15	10	10		10	15	15					
193		鍛工品製造業	Cci	10	20	10					10	10	10		10	15	10					
			Ссј	10	20	10					10	10	10		10	15	_					
404		◇主◇四キボンナンド	Cco	10	20	15					15	10	10		10	20	15					
194		鋳鋼製造業	C ci C cj	10 10	20 20	10 10					10 10	10 10	10 10		10 10	20	10 10					
		◇# ◇# ◇# ◇# ☆# # / \ね する エユ	Cco	10	20	15					15	10	10		10	20	15					
195		銑鉄鋳物製造業(次項及 び整理番号197の項に掲	Cci	10	20	10					10	10	10		10	20	10					
		げるものを除く。)	Ссј	10	20	10					10	10	10		10	20	10					
			Ссо	10	20	10					10	10	10		10	20	10					
196		鋳鉄管製造業	Cci	10	20	10					10	10	10		10	20	10					\vdash
			Ссј	10	20	10					10	10	10		10	20	10					\vdash
197		可鍛鋳鉄製造業	C co	10 10	20	10 10					10 10	10 10	10 10		10 10	20	10 10					
101		1980到 600 000 000 000 000 000 000 000 000 0	Ссј	10	20	10					10	10	10		10	20						
			Ссо	10	15	10					10	10	10		10	15						
198		鉄粉製造業	Cci	10	15	10					10	10	10		10	15						
			Ссј	10	15	10					10	10	10		10	15						
		鉄鋼業(整理番号173の項	Cco	10	20	15					15	10	10		10	20	15					—
199		から前項までに掲げるもの を除く。)	Cci	10 10	20	10 10					10	10	10 10		10	20	10 10					\vdash
		•	C cj C co	10	30	20					10 20	10 30	10		10 10	30						\vdash
200		非鉄金属製造業	Cci	10	20	10					10	20	10		10	20	10					
			Ссј	10	20	10					10	20	10		10	20	10					
			Ссо	40	60	40					40	60	40*		40	60	40					
201		電気めっき業	Cci	40	60	40					40	60	40*		40	60	40					
			Ccj	40 10	50 30	40					40 20	50	40* 10*		40 10	50 30	40					\vdash
202		金属製品製造業(前項に	C co	10	20	20 10					10	30 20	10*		10	20	20 10					\Box
202		掲げるものを除く。)	Ccj	10	20	10					10	20	10*		10	20	10					
			Cco	10	30	20					20	30	10*		10	30	20					
		電気めっき工程又は塗装 工程にあっては	Cci	10	20	20					20	20	10*		10	20	20					
			Ссј	10	20	20					20	20	10*		10	20	20					
000		하나 바 나라 모모 모크 キャンキ ^개 부	Cco	10	30	20					20	30	20		10	30						-
203		一般機械器具製造業	Cci	10 10	20 20	10 10					10 10	20 20	10 10		10 10	20						
			Cco	10	30	20					20	30	20		10	30						
		電気めっき工程又は塗装 工程にあっては	Cci	10	20	20					20	20	10		10	20	_					
	OMIS	工作にのうては	Ссј	10	20	20					20	20	10		10	20	20					
		電子回路製造業	Ссо	20	40	20					20	40	20*		20	40						
204		[(注)第6次「プリント回路 製造業」を変更]	Cci	20	30	20					20	30	20*		20	30						Щ
			Ссј	20	30	20					20	20	20*		20	30	20					-
		電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信	Ссо	10	30	15					15	30	10		10	30	15					
205		機械器具製造業 [(注)第6次 [「] 電気機械器 具製造業(前項に掲げるも	Cci	10	30	10					10	30	10		10	30	10					
		のを除き、情報通信機械 器具製造業、電子部品・ デバイス製造業を含 む。)」を変更]	Ссј	10	30	10					10	30	10		10	30	10					
		/	Ссо	10	30	20					20	30	10		10	30	20					-
		電気めっき工程又は塗装 工程にあっては	Cci	10	30	20					20	30	10		10	30						
	~ m 5	エュエにのノては	Ссј	10	30	20					20	30	10		10	30	20					

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠(又は)でカウントしたことを示す。

整理	理番号	業種等区分	時期区	6次 C 値i		県 6次 C値			·国6次(した場			原海3県の 次C値比		現時点 で事業 場があ	7次 C 値i		県 7次 C値	県(C値見 根扱	見直し L		C値を Iと比較		
			分	下限	上限	旦	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	値に	上限・ 下限 が同 じ	愛知県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)				下限 値に 設定	内に	上限 値に 設定	ト限が同
206		輸送用機械器具製造業	C co	10 10	30 30	20 10					20 10	30 30	20* 10*		10 10	30 30	20 10							
			C co	10 10	30 30	10 20					10 20	30 30	10* 20*		10 10	30 30	10 20							
	206項 の備考	電気めっき工程又は塗装 工程にあっては	Cci	10	30	20					20	30	10*		10	30	20							
			C cj C co	10 10	30 25	20 15					20 15	30 25	10* 10		10 10	30 25	20 15							
207		精密機械器具製造業	Cci	10	15	10					10	15	10		10	15	10							
			C cj C co	10 10	15 25	10 20					10 20	15 25	10 10		10 10	15 25	10 20							
	207項 の備者	電気めっき工程又は塗装 工程にあっては	Cci	10	15	15					15	15	10		10	15	15							-
			Ccj	10 20	15	15 20					15 20	15 20	10		10 20	15 30	15 20							
208		ガス製造工場	Cco	20	30 30	20					20	20	20		20	30	20							-
		工业学类/运典法识计	Ссј	20	30	20					20	20	20		20	30	20							
		下水道業(活性汚泥法、 標準散水3床法その他これらと同程度に下水を処	Ссо	20	60	20					20	30	30		20	60	20							
209	ア	理することができる方法に より下水を処理するもの (繊維工業の排水を主とし	Cci	20	40	20					20	30	20		20	40	20							
		て処理する公共下水道を 除(。))	Ссј	20	40	20					20	30	20		20	40	20							
		(高速散水3床法、モディファイドエアレーション法その供えれる)	Ссо	20	60	40					40	30	30		20	60	40							
	1	の他これらと同程度に下水を処理することができる 方法により下水を処理する	Cci	20	40	40					40	30	20		20	40	40							
		もの(繊維工業の排水を主 として処理する公共下水 道を除(。))	Ссј	20	40	40					40	30	20		20	40	40							
		(繊維工業の排水を主とし	Ссо	20	60	40					40	-	-		20	60	40							
	ウ	て処理する公共下水道)	C ci C cj	20 20	40 40	40 40					40 40	-	<u>-</u>		20 20	40 40	40 40							
		標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理	Ссо	10	30										10	30								
	209項 の備考	することができる方法より 高度に下水を処理すること	Cci	10	30										10	30								
		ができる方法により下水を 処理するものにあっては	Ссј	10	30										10	30			\bigvee	$\sqrt{}$				
210		空瓶卸売業	C co	30 20	40 30	30 20					30 20	30 20	30 20		30 20	40 30	30 20							
210		工机即允未	Ccj	20	30						20	20	20		20	30	20							
		共同調理場(学校給食法 (昭和29年法律第160号)	Ссо	30	40	30					30	40	40		30	40	30							
211		第6条に規定する施設をいう。)	C ci C cj	30 20	40 30	30					30	40 30	30		30 20	40 30	30 30							
			Cco	50	80	50					50	70	50		50	80	50							
212		弁当仕出屋又は弁当製造 業	Cci	40	60	40					40	60	50		40	60	40							
			C co	30 50	50 70	30 50					30 50	50 70	30 50		30 50	50 70	30 50							
213		飲食店	Cci	40	60	40					40	60	40		40	60	40							
		T. C.	C cj C co	30 30	40 30	30					30	40 30	30		30 30	40 30	30 30	\vdash	+	+	-			₩
	213項 の備考	平成18年2月1日以後に 設置されるし尿浄化槽を	Cci	30	30	30					30	30	30		30	30	30							
		使用するものにあっては	Ccj	30	30	30					30	30	30 50*		30	30	30		-	+	1			
214		宿泊業	C co	50 40	70 60	50 40					50 40	70 60	50* 40*		50 40	70 60	50 40			+	+			
			Ссј	30	40	30					30	40	30*		30	40	30							
	214項	平成18年2月1日以後に	Cco	30	30	30					30	30	30		30	30	30		-	+				
	の備考	設置されるし尿浄化槽を 使用するものにあっては	C ci C cj	30 30	30	30					30	30	30		30 30	30	30		+	+				_
	1		~ vj	3	00	5			1		- 00	- 00	- 00	l	00	00	00					1	1	

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠(又は)でカウントしたことを示す。

整理	理番号	業種等区分	時期区	6次 C 値i		県 6次 C値		C値を と比較				更海3県6 次C値比!		現時点内に事がある。	7次 C 値		県 7次 C値		直見直 艮拠	U J		C値をl と比較		
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ	愛知県	岐阜県	三重県	る区分	下限	上限	(案)			1	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ
			Ссо	40	60	40					40	50	50		40	60	40							
215		リネンサプライ業	Cci	40	50	40					40	50	50		40	50	40							
			C cj C co	30 40	40 60	30 40					30 40	40 50	30 40		30 40	40 60	30 40							
216		洗濯業(前項に掲げるもの	Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40							
		を除く。)	Ссј	30	40	30					30	30	30		30	40	30							
		写真業(写真現像・焼付業	Ссо	60	80	60					60	80	60		60	80	60							
218		ラ具未(ラ具坑豚 流り未 を含む。)	Cci	60	70	60					60	60	60		60	70	60							
			Ccj	60	70	60					60	60	60		60	70	60			-				
219		自動車整備業	Cco	20 20	30 30	20 20					20	20	20		20 20	30	20 20							
		口到一座情火	Ссј	20	30	20					20	20	20		20	30	20							
			Ссо	30	60	30					30	40	30*		30	60	30							
220		病院	Cci	30	40	30					30	30	30*		30	40	30							
			Ссј	30	40	30					30	30	30*		30	40	30							
	220項	平成18年2月1日以後に	Cco	30	30	30					30	30	30		30	30	30							
	の備考	設置されるし尿浄化槽を 使用するものにあっては	C ci C cj	30 30	30	30 30					30	30	30		30 30	30	30 30							
		し尿浄化槽(建築基準法																						\vdash
221		施行令(昭和25年政令第 338号)第32条第1項の表 に規定する算定方法によ	Cco	30	70 50	30					30	30	30		30	70 50	30							
221		り算定した処理対象人員 が501人以上のものに限	Cci	30	50	30					30	30	30		30	50	30							
		ప 。)	Ccj																	_				
		第2欄により算定した処理 対象人員が5,000人以下	Cco	40	70	40					40	40	40		40	50	40							
		のものにあっては	C ci C cj	30 30	50 50	30 30					30	30	30		30 30	50 50	30 30							
	2047	第2欄により算定した処理 対象人員が5,000人以下	Cco	40	80	40					40	40	40		40	50	40							
	221項 の備考 (イ)	のものであって、昭和55年 建設省告示第1292号が適	Cci	40	80	40					40	40	40		40	50	40							
	(- ,	用される前のものにあって は	Ссј	30	50	30					30	30	30		30	50	30							
	221項	第2欄に規定する表に定 める構造を有するし尿浄	Ссо	10	40								\sum		10	40			X				\sum	
	の備考 (3)	化槽より高度にし尿を処理 することができる方法によ りし尿を処理するものに	Cci	10	40										10	40		$\frac{1}{\sqrt{1}}$	\bigvee					
		あっては	Ссј	10	40								\rightarrow		10	40		\ \	$\sqrt{\lambda}$	\downarrow				\square
	221項 の備考	平成18年2月1日以後に	C co	30 30	30	30 30					30	30	30		30 30	30	30 30							-
	(ウ)	設置されるものにあっては	Ccj	30	30						30	30	30		30	30								
		(ウ)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号	Cco	10	25						25		20		10	25	25							
	221項 の備考	に規定する技術上の基準 を満たす構造のし尿浄化 槽より高度にし尿を処理す	Cci	10	25	25					25	20	20		10	25	25							
	(工)	ることができる方法によりし尿を処理するするものにあっては	Ссј	10	25	25					25	20	20		10	25	25							
		のっては し尿浄化槽(建築基準法 施行令第32条第1項の表	Ссо	50	80	50					50	60	60		50	80	50							
222		に規定する算定方法によ り算定した処理対象人員	Cci	50	80	50					50	60	60		50	80	50							
ı		が201人以上500人以下の ものに限る。)	Ссј	30	60	40					40	50	40		30	60	40							
	222項	昭和55年建設省告示第	Ссо	70	90	70					70	70	70		70	90	70		1					
	の備考	1292号が適用される前の	Cci	70	90	70					70	70	70		70	90	70			1				
	(ア)	ものにあっては	Ссј	40	80	40					40	60	40		40	80	40	_	$\perp \perp$	_				
	222項 の備考	平成18年2月1日以後に	C co	30 30	30 30	30 30					30	30	30		30 30	30	30 30		+	-				
	(イ)	設置されるものにあっては	Ccj	30	30	30					30	30	30		30	30	30		+	-				
	1		- ∨,	3	00	3					- 00				3		S							

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠(又は)でカウントしたことを示す。

整理	理番号	業種等区分	時期	6次 C 値i	での範囲	県 6次			国6次(した場			更海3県 次C値比		現時点で県内に事業	7次 C 値i		県7次		値見 根拠				国7次(iした場	
			区分	下限	上限	C値	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	値に	上限・ 下限 が同 じ	愛知県	岐阜県	三重県	場がある区分	下限	上限	C値 (案)				下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	上限・ 下限 が同 じ
		し尿処理業(し尿浄化槽に	Ссо	40	60	40					40	50	40		40	50	40							I
223	ア	係るものを除く。)(日平均 排水量が3,000m ³ 以上の	Cci	30	50	30					30	40	30		30	50	30							
		ものに限る。)	Ссј	20	40	20					20	30	20		20	40	20							
	アの備	昭和62年6月30日以前に	Ссо	40	60						40	50	40		40	50	40							
		設置されたものにあっては	Cci	40	60						40	50	30		40	50	40		\perp					
			C cj C co	20 50	40 60						20 50	30 50	20 50		20 40	40 50	20 50		+	+				
	1	(日平均排水量が3,000m ³	Cci	30	50	_					30	40	40		30	50	30							Ī
		未満のものに限る。)	Ccj	20	40						20	30	30		20	40	20		t					
	**	TTTDOOF : DooD NAME	Ссо	40	60	50					50	50	50		40	50	50							
	イの備 考	昭和62年6月30日以前に 設置されたものにあっては	Cci	40	60	40					40	50	40		40	50	40							
			Ссј	20	40	30					30	30	30		20	40	30							<u> </u>
		嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を	Ссо	10	50										10	50		\bigvee	$\sqrt{}$					
	223項 の備考	加えた方法より高度にし尿 を処理することができる方	Cci	10	50										10	50		\bigvee	$\sqrt{}$					
		法によりし尿を処理するも のにあっては	Ссј	10	40										10	40			//					
004		→ ¬. 50 T00 244	Cco	30	70						30	40			30	70	30							-
224		ごみ処理業	C ci C cj	30	40						30	30	30		30	40	30				-			
			Cco	20	30	_					20	20	20		20	30	20							<u> </u>
225		廃油処理業	Cci	20	30						20	20	20		20	30	20							
			Ссј	20	30	20					20	20	20		20	30	20							
		産業廃棄物処理業(前項	Ссо	20	30	_					20	30			20	30	20							
226		に掲げるものを除く。)	Cci	20	30						20	30	20		20	30	20							-
			C cj C co	20 40	30 50	_					20 40	30 40	20 40		20 40	30 50	20 40		+	-				
227		死亡獣畜取扱業	Cci	40	50						40	40	40		40	50	40							l
			Ссј	40	50	40					40	40	40		40	50	40							i
			Ссо	40	60	40					40	60	40		40	60	40							1
228		と畜場	Cci	40	60	40					40	60	40		40	60	40							
			Ссј	40	50	_					40	50	40		40	50	40				ļ			<u> </u>
220		中中和李丰 担	Cco	20	30	_					20	20	30		20	30	20							
229		中央卸売市場	C ci	20 20	30	20 20					20	20	20 20		20 20	30	20 20							
			Cco	20	40						20	40	30		20	40	20							i
230		地方卸売市場	Cci	20							20				20	30	20							
			Ссј	20	30						20		30		20	30	20							
		試験研究機関(水質汚濁 防止法施行規則(昭和46	Ссо	20	50	20					20	40	30		20	50	20	LĪ						
231		年総理府·通商産業省令	Cci	20	35	20					20	30	30		20	35	20							
		第2号)第1条の2各号に 掲げるものをいう。)	Ссј	20	30	20					20	30	30		20	30	20							
		整理番号2の項から前項までに分類されないもの	Ссо	10	120	60					60	90	70		10	120	60							
232	ア	(し尿浄化槽(処理対象人員が200人以下のもの)、 社員食堂のちゅう房施設	Cci	10	90	40					40	70	40		10	90	40							L
		等生活に伴う施設に係るもの)	Ссј	10	90	40					40	60	40		10	90	40							
			Ссо	10	120	20					20	20	10		10	120	20							
	1	(その他)	Cci	10	90						20	_	10		10	90	20							—
			Ссј	10	90	20					20	20	10		10	90	20							,

表8-2 第6次及び第7次総量規制基準に係る業種等区分、C値範囲及びC値(窒素)

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。- は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()でカウントしたことを示す。

整理	里番号	業種等区分	時期区公	6次の C 値範囲		県 6次 C 値		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		東海3県で 大C値比		現時点内に事がある。	7次 C 値i		県次値 で	県	C値 根	見直拠		場合			
			分	下限	上限	Į	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	
2		畜産農業	C no C ni	60 60	200 70	200 70				200 70	130 60	60		60 60	120 70	120 70								
		総面積が50m ² 以上の豚房	Cno	- 00	70	70				70	00	00		60	200	200								
	2項の 備考	施設を有するものにあっては [(注)新規に備考欄を追加]	Cni	-	-	-	-	-	-	-	-	-		60	70	70								
3		天然ガス鉱業	Cno	60	150	60				60	60	60		60	150	60								
			Cni Cno	60 10	70 15	60 10				60 10	60 15	60 10		60 10	70 15	60 10	_							
4		非金属鉱業	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10	_							
5	ア	部分内・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業(日平均排水量400m³以上の工場に限る。) [(注)第6次「肉製品製造	Cno	25	50	35				35	25	25		25	50	35								
		業(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)」を 変更]	Cni	10	25	25				25	10	10		10	25	25								
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno	25	50	50				50	25	40		25	50	50				\prod				
		-	Cni Cno	10 15	25 30	25 20				25 20	10 25	10 20		10 15	25 30	25 20								
6	ア	乳製品製造業(日平均排 水量400m ³ 以上の工場に 限る。)	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15	_							
		(日平均排水量400m ³ 未	Cno	15	30	25				25	25	20		15	30	25								
	1	満の工場に限る。)	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15								
7		畜産食料品製造業(前2 項に掲げるものを除く。)	Cno	30 10	40 20	30 10				30 10	35 10	30* 10*		30 10	40 20	30 10								
8		水産缶詰·瓶詰製造業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20								
0		小座山田 瓶田表起来	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
9		寒天製造業	Cno	20 10	30 20	20 10				20 10	25 10	20 10		20 10	30 20	20 10								
10		魚肉ハム・ソーセージ製造	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20								
10		水産練製品製造業(前項	Cni Cno	10 25	20 35	10 25				10 25	10 25	10 25		10 25	20 35	10 25								
11	ア	に掲げるものを除く。)(日 平均排水量400m ³ 以上の 工場に限る。)	Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20								
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno	25	35	35				35	25	25		25	35	35	_							
		冷凍水産物製造業(日平	Cni Cno	10 25	20 55	20 45				20 45	10 35	10 35		10 25	20 55	20 45				\dashv				
12	ア	均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cni	10	15					10	10	10		10	15	10				1				
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Cno	25	55	55				55	35	35		25	55	55				_				
	1	満の工場に限る。)	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15				1				
13	ア	冷凍水産食品製造業(日 平均排水量400m ³ 以上の	Cno	30	55	45				45	35	40		30	55	45				-				
		工場に限る。)	Cni Cno	10 30	40 55	30 55				30 55	10 35	10 40		10 30	40 55	30 55				-				
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno	10	40	40				40	10			10	40	40	_							
14	ア	水産食料品製造業(整理 番号8の項から前項までに 掲げるものを除き、魚介類 塩干・塩蔵品製造業を含	Cno	25	50	45				45	40	35		25	50	45								
		む。)(日平均排水量400 m ³ 以上の工場に限る。)	Cni	10	30	30				30	10	10		10	30	30								
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno	25	50	50				50 30	40 10	40 15		25 10	50 30	50	_			-				
		アントン 「「「「」「「」「「」「「」「」「「」「」「「」「」「」「」「」「」「」「」	Cni	10	30	30				30	10	15	l	10	30	30								

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()でカウントしたことを示す。

整理	里番号	業種等区分	時期区公	6次の C 値範囲		県 6次 C値		C値を 囲と比 場合			海3県の でC値比!		現時点内に事があ	7次 C 値i		県次C値	県	C値 根	見直拠			C値を 囲と比 場合	
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知 県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
15	ア	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(日平	Cno	20	30	20				20	25	25		20	30	20							
		均排水量400m ³ 以上の工 場に限る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	1	(日平均排水量400m³未	Cno	20	30	25				25	25	25		20	30	25				1			
		満の工場に限る。) 野菜漬物製造業(日平均	Cni Cno	10 15	15 25	15 20				15 20	10 20	10 15		10 15	15 25	15 20				+			
16	ア	排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10				-			
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Cno	15	25	25				25	20	15		15	25	25				\exists			
	1	満の工場に限る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
17	ア	味そ製造業(日平均排水 量400m ³ 以上の工場に限	Cno	20	30	20				20	20	25		20	30	20							
		3。)	Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15				4			
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C no C ni	20 10	30 20	25 20				25 20	20 10	25 10		20 10	30 20	25 20				+			
	-	しょう油・食用アミノ酸製造	Cno	25	120	40				40	35	45		25	120	40							
18	ア	業(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cni	10	35	30				30	10	10		10	35	30							
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Cno	25	120	50				50	35	45		25	120	50				I			
		満の工場に限る。)	Cni	10	35	35				35	10	10		10	35	35				_			
19		うま味調味料製造業	Cno	20 10	30 20	20 10				20 10	20 10	20 10		20 10	30 20	20 10				-			
		ソース製造業(日平均排	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20				\top			
20	ア	水量400m ³ 以上の工場に 限る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10				-			
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Cno	20	30	25				25	20	20		20	30	25				1			
	-1	満の工場に限る。)	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15				4			
21		食酢製造業	C no C ni	20 10	30 15	20 10				20 10	20 10	20 10		20 10	30 15	20 10				-			
		砂糖精製業(日平均排水	Cno	15	25	20				20	15	15		15	25	20				\top			
22	ア	量400m ³ 以上の工場に限 る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10				\top			
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Cno	15	25	25				25	15	15		15	25	25							
	'	満の工場に限る。)	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15				4			
23		ぶどう糖・水あめ・異性化 糖製造業	Cno	15 10	30 15	15 10				15 10	25 10	20 10		15 10	30 15	15 10				-			
24		小麦粉製造業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20				1			
27			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10				4			
25	ア	パン製造業(日平均排水 量400m ³ 以上の工場に限	Cno	15	25	20				20	15	15		15	25	20				_			
		ప 。)	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15				4			
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno	15 10	25 15	25 15				25 15	15 10	15 10		15 10	25 15	25 15				_			
		生菓子製造業(日平均排	Cno	15	25	20				20	20	25		15	25	20				+			
26	ア	水量400m ³ 以上の工場に 限る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10				+			
	,	(日平均排水量400m ³ 未	Cno	15	25	25				25	20	25		15	25	25				+			
	1	満の工場に限る。)	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15				1			
27		ビスケット類・干菓子製造 業	Cno	15 10	30 15	15 10				15 10	15 10	20 10		15 10	30 15	15 10				+			
		米菓製造業(日平均排水	Cno	15	30	15				15	25	20		15	30	15				\dagger			
28	ア	量400m ³ 以上の工場に限 る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10				\dagger			
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Cno	15	30	20				20	25	20		15	30	20				\pm			
	-1	満の工場に限る。)	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()でカウントしたことを示す。

整理	浬番号	業種等区分	時期区	6次の C 値範囲		県 6次 0		C値を 囲と比 場合			夏海3県6次C値比!		現時点内に事があ	7次 C 値	で 範囲	県 7次 C値	県	C値 根	見直拠	b		C値を 囲と比 場合	
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
29	ア	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)(日平	Cno	15	30	20				20	20	20		15	30	20							
	Í	均排水量400m ³ 以上の工 場に限る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C no C ni	15 10	30 15	25 10				25 10	20 10	20 10		15 10	30 15	25 10							
30	ア	植物油脂製造業(日平均	Cno	10	20	15				15	10	20		10	20	15							
30	,	排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C no C ni	10 10	20 15	20 15				20 15	10 10	20 10		10 10	20 15	20 15							
		動物油脂製造業(日平均	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
31	ア	排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno	20	30	25				25	20	20		20	30	25							
		食用油脂加工業(日平均	Cni Cno	10 15	15 25	15 15				15 15	10 20	10 15		10 15	15 25	15 15							
32	ア	排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	1	(日平均排水量400m3未	Cno	15	25	20				20	20	15		15	25	20							
		満の工場に限る。)	Cni Cno	10 20	15 30	15 20				15 20	10 20	10 20		10 20	15 30	15 20							
33		ふくらし粉・イースト・その 他の酵母剤製造業	Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
34		穀類でんぷん製造業	Cno	15	30	20				20	15	20		15	30	20							
		めん類製造業(日平均排	Cni Cno	10 15	15 30	15 20				15 20	10 25	10 20		10 15	15 30	15 20							
35	ア	水量400m ³ 以上の工場に 限る。)	Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Cno	15	30	25				25	25	20		15	30	25							
	'	満の工場に限る。)	Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20							
37		豆腐·油揚製造業	Cno	20 10	40 25	30 20				30 20	30 10	25 10		20 10	40 25	30 20							
38		あん類製造業	Cno	15	25	20				20	15	15		15	25	20							
		STOME EX	Cni	10	15	15				15	10	10 20		10	15 35	15							
39		冷凍調理食品製造業	Cno	20 10	35 20	25 10				25 10	30 10	10		20 10	20	25 10							
40	ア	そう(惣)菜製造業のうち煮 豆の製造に係るもの(日平	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
40	,	均排水量400m ³ 以上の工 場に限る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Cno	20	30					20	20	20		20	30	20							
	'	満の工場に限る。) 清涼飲料製造業(日平均	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15	_						
41	ア	排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)	Cno	15 10	30 15	20 10				20 10	25 10	10		15 10	30 15	20 10							
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Cno	15	30	20				20	25	20		15	30	20							
	'	満の工場に限る。) 果実酒製造業(日平均排	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
42	ア	水量400m ³ 以上の工場に	Cno	15 10	25	15 10				15 10	15 10	15		15 10	25 20	15 10							
-		限る。) (日平均排水量400m ³ 未	Cno	15	20 25	20				20	15	15		15	25	20			+	\dashv			
	1	満の工場に限る。)	Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
43	ア	ビール製造業(日平均排 水量400m ³ 以上の工場に	Cno	15	25	20				20	20	15		15	25	20							
		限る。)	Cni	10	15	10				10	10	10 15		10	15 25	10 20				4			
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C no C ni	15 10	25 15	20 15				20 15	20 10	15 10		15 10	25 15	15							
44	ア	清酒製造業(日平均排水量400m3以上の工場に限	Cno	10	20	15				15	15	20		10	20	15							
44	,	量400m ³ 以上の工場に限 る。)	Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno	10	20	20				20	15 10	20 10		10	20 20	20 15				-			
<u></u>		一直の一方である。)	Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()でカウントしたことを示す。

整理	理番号	業種等区分	時期区	6次の C 値範囲		県 6次 C値		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		海3県の でC値比		現時点内に事があ	7次 C 値i		県 7次 C値	県C値見直し 根拠				県7次C値を国7次 C値範囲と比較した 場合			
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜県	三重	る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	
45	ア	蒸留酒・混成酒製造業(日 平均排水量400m3以上の	Cno	15	25	20				20	20	20		15	25	20								
		工場に限る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno	15 10	25 15	25 15				25 15	20 10	20 10		15 10	25 15	25 15								
40		インスタントコーヒー製造	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20								
46		業 ————————————————————————————————————	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
47		配合飼料製造業	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15								
		単体飼料製造業(日平均	Cni	10 20	15	10				10	10 20	10 20		10	15 30	10 20								
48	ア	排水量400m ³ 以上の工場	Cno		30	20				20	_			20										
		に限る。)	Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15				4				
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno	20 10	30 20	30 20				30 20	20 10	20 10		20 10	30 20	30 20			+	+				
		有機質肥料製造業(日平	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20				\dashv				
49	ア	均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15				-				
			Cno	20	30	30				30	20	20		20	30	30				-				
	1	(日平均排水量400m3未 満の工場に限る。)	Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20								
50		たばこ製造業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20								
30		にはし教但未	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
51		生糸製造業(副蚕糸精練 業を含む。)	Cno	20 10	30 20	20 10				20 10	20 10	20 10		20 10	30 20	20 10								
		繊維工業(整理番号51の	Cni																					
55		項に掲げるもの及び衣服 その他の繊維製品に係る ものを除く。以下同じ。)で	Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20								
		整毛工程に係るもの	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15								
57		繊維工業で麻製繊工程に 係るもの	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15								
		繊維工業で毛織物機械染	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10				+				
58	ア	繊維工業でも減初機械等 色整理工程(の)抜き、精 練漂白、シルケット加工そ の他の染色整理工程に付 帯して行われる加工処理 工程(以下「染色整理工程	Cno	10	20	15				15	10	10		10	20	15								
		工程(以下・架巴登理工程 付帯加工処理工程」とい う。)を含む。)に係るもの (日平均排水量400m ³ 以 上の工場に限る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
	1	(日平均排水量400m3未	Cno	10	20	20				20	10			10	20	20								
		満の工場に限る。) 繊維工業で織物機械染色	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15								
59	ア	整理工程(染色整理工程 付帯加工処理工程を含 む。)に係るもの(前項に	Cno	10	30	20				20	30	15		10	30	20						 		
		掲げるものを除く。)(日平 均排水量400m ³ 以上の工 場に限る。)	Cni	10	15					15	10			10	15									
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno	10	30	25				25	30	20		10	30	25				-				
	59項の	綿織物捺染工程にあって	Cni Cno	10 60	15 80	15 80				15 80	10 70	10 60		10 60	15 80	15 80				\dashv				
		師與初宗朱上住にめりては	Cni	10	55	55				55	10			10	55	55				1				
60	ア	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程(染色整理工程) サイドル アナル アナル アナル アナル アナル アナル ドルイナル アナル ドルイナル アナル アナル アナル アナル アナル アナル アナル アナル アナル ア	Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20								
		む。)に係るもの(日平均 排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)	Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15						<u>L</u>		
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno Cni	20 10	30 20	25 20				25 20	25 10	20 10		20 10	30 20	25 20								

- (注1) 「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。- は当該業種等区分がないことを示す。 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2) 「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案),欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分,欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。(注3) 「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠,欄の()は、根拠にも該当するが、他の根拠()でカウントしたことを示す。

整理	里番号	業種等区分	時期区:	6次 C 値		県 6次 C値		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		更海3県の 次C値比		現時点内に事があ	7次 C 値		県 7次 C値	県(C値 根	見直拠	ΙU		C値を 囲と比 場合	
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐県	三重	る区分	下限	上限	(案)					下 値 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
61	ア	繊維工業で綿状繊維・糸 染色整理工程(染色整理 工程付帯加工処理工程を 含む。)に係るもの(日平	Cno	15	25	20				20	25	15		15	25	20							
		均排水量400m ³ 以上の工 場に限る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno Cni	15 10	25 15	20 15				20 15	25 10	15 10		15 10	25 15	20 15							
62	ア	繊維工業でニット・レース 染色整理工程(染色整理 工程付帯加工処理工程を 含む。)に係るもの(日平	Cno	10	30	20				20	20	15		10	30	20						 	
		均排水量400m ³ 以上の工 場に限る。)	Cni	10	20					10	10	10		10	20	10							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno Cni	10 10	30 20	20 15				20 15	20 10	15 10		10 10	30 20	20 15							
63	ア	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程 付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(日平均	Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20							
		排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)	Cni	10	20					10	10	10		10	20	10							
	1	(日平均排水量400m3未 満の工場に限る。)	Cno	20 10	30 20	20 15				20 15	25 10	25 15		20 10	30 20	20 15			+				
64		繊維工業で不織布製造工 程に係るもの	Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20							
0.5		繊維工業でフェルト製造	Cni Cno	10 15	20 25	15 15				15 15	10 15	10 15		10 15	20 25	15 15			-				
65		工程に係るもの	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
66	ア	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの(日平均排水量400m ³ 以上の工場に	Cno		30	20				20	20	20		20	30	20 10			_				
		限る。)	Cni	10	15					10	10	10		10	15								
	1	(日平均排水量400m3未 満の工場に限る。)	Cno	20 10	30 15	20 15				20 15	20 10	20 10		20 10	30 15	20 15							
67		繊維工業で繊維製衛生材 料製造工程に係るもの	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
			Cni	10	15					10	10	10		10	15	10			_				
68		繊維工業(整理番号55の 項から前項に掲げるものを	Cno	15	25					20	20	15		15	25	20			_				
		除(。)	Cni	10	20	15				15 20	10	10		10 20	20 30	15 20			_				
69		一般製材業又は木材チップ製造業	Cno	20 10	30 25	20 10				10	20 10	20 10		10	25	10			\dashv				
71		合板製造業(集成材製造 業を含む。)又はパーティ	Cno	10	25	10				10	20	15		10	25	10							
71		クルボード製造業	Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
75		木材薬品処理業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30 15	20 10			_				
		パルプ製造業、洋紙製造	C ni C no	10	15 15					10 10	10 10	10		10 10	15				\dashv				
76		業又は板紙製造業で溶解 パルプ製造工程に係るも の	Cni	10	15					10	10	10		10	15				1				
		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業でサル	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10			1				
77		デストパルプ製造工程に 係るもの	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10			1				
70		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造業でグランドパルプ製造業でグラントパルプ製造業では、リ	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
78		ファイナーグランドパルプ 製造工程又はサーモメカ ニカルパルプ製造工程に 係るもの	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							

- (注1) 「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。- は当該業種等区分がないことを示す。 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2) 「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案),欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分,欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。(注3) 「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠,欄の()は、根拠にも該当するが、他の根拠()でカウントしたことを示す。

整理都	番号	業種等区分	時期区	6 <i>次</i> C 値	ての 範囲	県 6次は		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		海3県(C値比		現時点に事が	7次 C 値i		県 7次 C値	県(C値 根	見直し 拠		(値範	C値を 囲と比 場合	
			分	下限	上限	C値	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜県	三重県	- 場があ る区分	下限	上限	(案)				ſi	値に	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で未さ らしケミグランドパルプ製	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
79		造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に 係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
00		パルブ製造業、洋紙製造業では板紙製造業でさらしケミグランドパルブ製造 工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程(対工程の表さらしケミグランドパルプ製造工程	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
80		を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
81		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で未さ らしクラフトパルプ製造工	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
		程に係るもの(次項に掲げるものを除く。) パルプ製造業、洋紙製造	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10			_	\downarrow			
82		ボルノ袋垣業、汗紙袋垣 業又は板紙製造業でさら しクラフトパルプ製造工程 (前工程の未さらしクラフト	Cno	10	15	10				10	15	10		10	15	10							
		パルプ製造工程を含む。) に係るもの	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
83		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲	Cno	10	15	15				15	10	10		10	15	15				_			
		げるものを除く。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10			_	\downarrow			
84		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で古紙 を原料とし脱インキ又は漂 白を行うパルプ製造工程	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	15				_			
		(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
85		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で木材 又は古紙以外のものを原	Cno	10	15	10				10	15	10		10	15	10							
		料とするパルプ製造工程 に係るもの	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10			_	\downarrow			<u> </u>
86		パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルブ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルブを主原料とする洋紙製造工程(前工	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
		程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。) に係るもの	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
87		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で洋紙 製造工程に係るもの(前項	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	15							
		に掲げるものを除く。)	Cni	10	15					10	10			10	15				\downarrow	\downarrow	_		<u> </u>
88		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で板紙 製造工程に係るもの	Cno	10	15 15					15 10	15	10		10	15 15	15 10			+	+			
89		機械すき和紙製造業	Cno	10	15					10	15	10		10	15	10			\mp	‡			
00		エナモロが生いたが	Cni Cno	10 10	15 15					10 10	10 10	10 10		10 10	15 15	10 10			+	+	-		
90		手すき和紙製造業	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10			#	‡			
91		塗工紙製造業	Cno	10 10	15 15					10 10	10 10	10 10		10 10	15 15	10 10			+	+			

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()でカウントしたことを示す。

整理	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値		県 6次		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		更海3県(次C値比		現時点で事が	7次 C 値i		県 7次 C値	県	C値, 根	見直拠			C値を 囲と比 場合	国7次 較した
			分	下限	上限	C値	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜県	三重	場があ る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
92		段ボール製造業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
			Cni Cno	10 10	15 15	10				10	10 10	10 10		10 10	15 15	10 10							
93		重包装紙袋製造業	Cni	10	15	10	_			10	10	10		10	15	10							
94		セロファン製造業	Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20							
0-1			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
95		乾式法による繊維板製造 業	Cno	20 10	30 15	20 10				20 10	20 10	20 10		20 10	30 15	20 10							
00		繊維板製造業(前項に掲	Cno	15	25	15				15	20	15		15	25	15							
96		げるものを除く。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
97		パルプ製造業、紙製造業 又は紙加工品製造業(整 理番号76の項から前項ま	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	15							
		でに掲げるものを除く。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
100	ア	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)(日平均排水量400	Cno	20	30	25				25	25	20		20	30	25							
		m ³ 以上の工場に限る。)	Cni	10	25	20)			20	10	10		10	25	20							
	1	(日平均排水量400m³未	Cno	20	30	30	_			30	25	20		20	30	30							
		満の工場に限る。)	Cni	10	25	25				25	10	10		10	25	25							
	100項 の備考	新聞その他の出版物を印 刷するものにあっては	Cno	20 10	30 25	10				20 10	25 10	20 10		20 10	30 25	20 10							
			Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20							
101	ア	製版業(日平均排水量400 m ³ 以上の工場に限る。)	Cni	10	20					15	10	10		10	20	15							
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Cno	20	30	30				30	25	20		20	30	30							
	'	満の工場に限る。)	Cni	10	20	20	-			20	10	10		10	20	20							
102		窒素質・りん酸質肥料製 造業	Cno	15 10	25 15	15 10				15 10	15 10	15 10		15 10	25 15	15 10							
	102項	アンモニア製造工程に	Cno	40	150	40				40	40	40		40	120	40							
	の備考 (ア)	あっては	Cni	30	40	30				30	30	30		30	40	30							
	102項	アンモニア誘導品製造工	Cno	200	210	200				200	200	200		200	210	200							
	の備考 (イ)	程にあっては	Cni	200	210	200				200	200	200		200	210	200							
	102項 の備考	尿素製造工程にあっては	Cno	1100	1200	1100	ł			1100	1100	1100		700	800	700			()			
	(ウ)		Cni	1100	1200	1100				1100	1100	1100		700	800	700			()			
103		複合肥料製造業	Cno	15 10	35 15	15 10				15 10	15 10	15 10		15 10	35 15	15 10							
104		化学肥料製造業(前2項	Cno	10	15		_			10	10	10		10	15	10							
104		に掲げるものを除く。)	Cni	10	15					10	10	10		10	15	10							
105		ソーダ工業	Cno	10	15					10	10	10		10	15	10							
			Cni Cno	10 15	15 25	10 15				10 15	10 15	10 15		10 15	15 25	10 15				-			
106		電炉工業	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
107		無機顔料製造業	Cno	25	40	35				35	25	30		25	40	35							
	4077		Cni	20 50	700	25 50				25 50	20 25	20 30		20 50	30 700	25 50	\vdash		-	4			
	107項 の備考	黄鉛顔料製造工程にあっ ては	Cno	40	600	40				40	25	20		40	600	40				-			
108		無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前	Cno	20	50					50	40	35		20	50	50							
		項までに掲げるものを除 く。)	Cni	10	40	40				40	20	35		10	40	40							
	の備考	バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するもの	Cno	50	6000	50				50	3000	160		50	5300	50			\prod	\prod			
		に限る。)にあっては	Cni	40	6000					40	40	40		40		40				_			
	108項 の備考	酸化コバルト製造工程に	Cno	50	750	50				50	410	140		50	750 750	50 40							

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分」欄」、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()でカウントしたことを示す。

整理	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値		県 6次 C値		(C値を 囲と比 場合	国6次 較した		夏海3県の 次C値比5		現時点 に事業 場があ	7次 C 値i	で 範囲	県 7次 C値	県	- :-	見直拠	įυ		C値を 囲と比 場合	
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
	108項	モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するもの	Cno	50	6000	50				50	3000	160		50	5000	50			1				
		に限る。) にあっては	Cni	40	6000	40				40	40	40		40	5000	40							
	108項 の備考	イットリウム酸化物製造工	Cno	50	150	50				50	100	50		50	120	50							
	(工)	程にあっては	Cni	40	150	40				40	40	40		40		40			\vdash				
	108項 の備考	酸化銀製造工程にあっては	Cno	50	210	50				50	130	50		50		50			\vdash				
	(オ) 108項		Cni Cno	40 50	210 230	40 50				40 50	40 140	100		40 50	210 230	40 50							
	の備考	酸化ジルコニウム製造工 程にあっては	Cni	40	230	40				40	40	40		40	230	40			П				
-	108項	窒素又はその化合物を含	Cno	50	160	50				50	110	160		50	120	50							
	の備考	有する原料を使用する工 程にあっては	Cni	40	60					40	40	60		40	60	40			П				
_	(1)															15							
109		石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造	Cno	15	60	15				15	50	15		15	50				\vdash	_			
_		工程に係るもの	Cni	10	15					10	10	10		10		10			Н				
	109項 の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものに	Cno	50	240	50				50	150	60		50	200	50			\vdash				
	OMIS	あっては	Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40			\vdash				
110		石油化学系基礎製品製造 業で環式中間物·合成染	Cno	15	30	15				15	15	15		15	30	15							
110		料·有機顔料製造工程に 係るもの	Cni	10	25	10				10	10	10		10	25	10			1				
	110項	窒素又はその化合物を原	Cno	15	60	15				15	35	15		15	60	15							
	の備考	料として使用するものに あっては	Cni	10	30	10				10	20	10		10	30	10							
		石油化学系基礎製品製造	Cno	15	60	15				15	45	15		15	45	15							
111		業でプラスチック製造工程 に係るもの	Cni	10	15					10	10	10		10		10			П				
		石油化学系基礎製品製造	Cno	15	25	15				15	15	15		15		15			\cap				
112		業で合成ゴム製造工程に																					
		係るもの	Cni	10	15					10	10	10		10		10							
	112項 の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使	Cno	50	145	50				50	50	50		50	130	50							
	ν m -5	用するものにあっては	Cni	15	40	15				15	20	25		15	40	15			\vdash				
113		石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造	Cno	15	40	15				15	25	15		15	40	15							
		工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	Cni	10	15					10	10	10		10	15	10							
	113項	窒素又はその化合物を原料として使用するものに	Cno	15	55					15	35	35		15		15			\vdash				
	の備考	あっては	Cni	10	30	10				10	15	10		10	30	10			\sqcup				
114		石油化学系基礎製品製造 業(整理番号109の項から 前項までに掲げるものを除	Cno	15	25					15	15	15		15		15							
		⟨。)	Cni	10	20					10	10	10		10		10			$\vdash \downarrow$				
115		脂肪族系中間物製造業	Cno	15 10	35 15	20 15				20 15	15 10	15 10		15 10	35 15	20 15							
-	115項	窒素又はその化合物を原	Cno	45	120					45	45	45		45		45			\dashv				
	の備考	料として使用するものに あっては	Cni	20	40	35				35	25	25		20	40	20							
_	115項		Cno	300	2750	300	_			300	300	15		300		300			\vdash	_			
	の備考 (イ)	青酸誘導品含有排水を排 出する工程にあっては	Cni	300	500	300				300	300	10		300	500	300							
	(1)	,	Cno	15	60	15				15	15	30		15	60	15							
116		メタン誘導品製造業	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
117		発酵工業	Cno	15	55	30				30	15	15		15	40	30							
			Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20			\vdash				
118		コールタール製品製造業	C no C ni	330 170	530 410	330 170				330 170	370 250	375 170		330 170	530 410	330 170			\Box				

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()でカウントしたことを示す。

整理	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値		県次値		C値を i囲と比 場合	国6次 較した		海3県の 次C値比		現時点内実があります。	7次 C 値		県 7次 Cú	県(C値. 根:	見直拠	Ü		C値を 団と比場合	
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
119		環式中間物·合成染料·有 機顔料製造業	Cno	15	55	20				20	15	20		15	55	20			\dashv				
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15			\dashv			\vdash	\vdash
	119項 の備考	窒素又はその化合物を原 料として使用するものに	Cno	30	100					60	55	30		30	100	60						\vdash	\vdash
	37 IB 3	あっては	Cni	10	50	45				45	30	20		10	50	45							
120		プラスチック製造業	Cno	10 10	25 15	20 15				20 15	20 10	10 10		10 10	25 15	20 15			\dashv			\vdash	\vdash
		窒素又はその化合物を原	Cno	20	70					50	45	60		20	65	50			\dashv				
	120項 の備考	料又は乳化助剤として使用するものにあっては	Cni	10	35	35				35	15	20		10	35	35			\dashv				
		用するものにあっては	Cno	15	45	15				15	35	15		15	35 45	15			\dashv			\vdash	\vdash
121		合成ゴム製造業	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	40415	窒素又はその化合物を原	Cno	40	100	40				40	70	40		40	100	40			T				
	121項 の備考	料又は乳化助剤として使 用するものにあっては	Cni	20	40					20	25	20		20	40	20							
		有機化学工業製品製造業																	\dashv			$\vdash \vdash$	$\vdash \vdash$
122		(整理番号109の項から前	Cno	15	70	20				20	50	25		15	70	20							
		項までに掲げるものを除 く。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10		ı					
	122項	窒素又はその化合物を原	Cno	20	85	80				80	85	55		20	85	80							
		料として使用するものに あっては	Cni	15	35	35				35	15	25		15	35	35							
	122項		Cno	20	210	20				20	120	25		20	210			_	\dashv				
	の備考	イソシアヌル酸及びその誘 導品製造工程にあっては										_							\dashv			<u> </u>	<u> </u>
	(イ)		Cni	15	30	15				15	15	15		15	30	15			_			<u> </u>	<u> </u>
	の備考	メラミン製造工程にあって は	Cno	850	1500	850				850	1200	850		850	1500	850			\dashv			 	
	(ウ)		Cni	850	1500	850				850	850	850		850		850			\dashv			$\vdash \vdash$	$\vdash \vdash$
	の備考	化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあっては	Cno	15 10	200	170 35				170 35	110	25 10		15	200	15							
		レーヨン・アセテート製造		10							10	10			15	10			\dashv			$\vdash \vdash$	$\vdash \vdash$
123		業のうちレーヨンの製造に	Cno	_	15					10				10					\dashv			<u> </u>	<u> </u>
		係るもの	Cni	10	15					10	10	10		10	15	10				_		<u> </u>	<u> </u>
124		レーヨン・アセテート製造 業のうちアセテートの製造	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15							
		に係るもの	Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
125		合成繊維製造業	Cno	10	15	15				15	10	10		10	15	15			_				
		空まりは この 小 人物 大 原	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10			\dashv			\vdash	\vdash
	125項 の備考	窒素又はその化合物を原 料として使用するものに	Cno		60					60	50	50		50					\dashv				
	~ mt ⊃	あっては	Cni	35	50	45				45	35	35		35	50	45			\dashv	_			<u> </u>
126		脂肪酸・硬化油・グリセリン 製造業	Cno	10 10	30 15	10				10 10	10 10	10		10 10	30 15	10 10			\dashv				
			Cno	15	25	20				20	15	15		15	25	20		_	\dashv			\vdash	\vdash
127		石けん・合成洗剤製造業	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
128		界面活性剤製造業(前項	Cno	15	55	20				20	15	15		15		20			╝				
		に掲げるものを除く。)	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15			_	_		 	
129		塗料製造業	Cno Cni	15 10	30 15	20 15				20 15	15 10	15 10		15 10	30 15	20 15			\dashv				
120		CDRIノンナ制件来	Cno	15	30	15				15	15	15		15	30	15			\dashv				
130		印刷インキ製造業	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10			\square				
131		医薬品原薬·製剤製造業	Cno	15	45	20				20	40	30		15		20			\dashv				
			Cni	10	15					15	10	10		10	15	15			\dashv	-			
		医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限	Cno	25	120	25				25	85	50		25	120	25			\dashv				
	~ m ~	る。)にあっては	Cni	20	30					20	20	20		20		20							
132		医薬品製剤製造業	C no C ni	10 10	20 15	20 10				20 10	10 10	10 10		10 10	20 15	20 10							

- (注1) 「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。- は当該業種等区分がないことを示す。 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2) 「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案),欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分,欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。(注3) 「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠,欄の()は、根拠にも該当するが、他の根拠()でカウントしたことを示す。

整理	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値		県 6次 0		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		原海3県の 次C値比		現時点内に事があ	7次 C 値i		県 7次 C値	県	C値, 根:	見直拠	U ,		C値を 囲と比 場合	
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜県	三重県	る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
133		生物学的製剤製造業	C no C ni	10 10	20 15	15 10				15 10	10 10	10 10		10 10	20 15	10 10			4				
134		生薬·漢方製剤製造業	Cno	15	25 15	15				15	15	15		15 10	25 15	15			#				
135		動物用医薬品製造業	Cno	15	25	20				20	25	15		15	25	20			#				
136		火薬類製造業	C ni C no	10 15	15 65	15 20				15 20	10 15	10 15		10 15	15 35	15 20							
			C ni C no	10 15	20 70	15 20				15 20	10 70	10 25		10 15	20 70	15 20			+				
137		農薬製造業	C ni C no	10 15	15 35	15 15				15 15	10 25	10 15		10 15	15 35	15 15			4				
138		合成香料製造業	Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
139		香料製造業(前項に掲げ るものを除く。)	C no C ni	15 10	25 15	15 10				15 10	15 10	15 10		15 10	25 15	15 10			-				
140		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	C no C ni	15 10	25 15	15 10				15 10	15 10	15 10		15 10	25 15	15 10			耳				
		ゼラチン・接着剤製造業	Cno	15	25	15				15	25	15		15	25	15			+				
142	ア	(にかわ製造業を含む。) (日平均排水量400m ³ 以 上の工場に限る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10			+				
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno	15	25	20				20	25	15		15	25	20			#				
	142項	にかわ製造業にあっては	C ni C no	10 15	15 25	15 15				15 15	10 25	10 15		10 15	15 25	15 15			_				
	の備考		Cni Cno	10 15	15 25	10 15				10 15	10 15	10 15		10 15	15 25	10 15			_				
143		写真感光材料製造業	Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10			#				
144		天然樹脂製品·木材化学 製品製造業	C no C ni	10 10	15 15	10 10				10 10	10 10	10 10		10 10	15 15	10 10							
145		イオン交換樹脂製造業	C no C ni	15 10	25 15	15 10				15 10	15 10	15 10		15 10	25 15	15 10			+				
		化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるも	Cno	15	55					15	40			15	50	15							
146	ア	のを除く。)(日平均排水 量400m ³ 以上の工場に限 る。)	Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
	1	(日平均排水量400m³未	Cno	15	55	20				20	40	15		15	50	20			#				
147		満の工場に限る。) 石油精製業	C ni C no	10 20	20 30	15 20				15 20	10 20	10 30		10 20	20 30	15 20			_				
		潤滑油製造業(前項に掲	Cni Cno	10 20	20 30	15 20				15 20	10 20	15 20		10 20	20 30	15 20			_				
148		げるものを除く。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10			耳				
149		コークス製造業	C no C ni	500 320	950 400	500 320				500 320	540 320	545 320		500 320	950 400	500 320			+				
150		石油コークス製造業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20			1				
151		自動車タイヤ・チューブ製	C ni C no	10 20	15 30	10 20				10 20	10 20	10 20		10 20	15 30	10 20			_				
		造業 ゴム製品製造業でラテック	C ni C no	10 10	15 15	15 10				15 10	10 15	10		10 10	15 15	10 10			_				
152		ス成型型洗浄工程に係るもの	Cni	10	15					10	10	10		10	15	10			+				
153		ゴム製品製造業(前2項に	Cno	15	25	20				20	25	15		15	25	20			\exists				
		掲げるものを除く。)	C ni C no	10 20	15 75	15 20				15 20	10 20	10 20		10 20	15 75	15 20			\dashv				
154		なめしかわ製造業	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
155		毛皮製造業	C no C ni	10 10	20 20	10 10				10 10	10 10	10 10		10 10	20 20	10 10			4				
156		板ガラス製造業	Cno	10	20	15				15 10	10	10		10	20 15	15 10			#				

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()でカウントしたことを示す。

整理	里番号	業種等区分	時期区	6 <i>次</i> C 値		県 6次		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		海3県の CC値比		現時点内によれ	7 <i>次</i> C 値	ての 範囲	県 7次 C値	県(C値. 根:	見直 拠	IJ		C値を 随と比場合	
			分	下限	上限	C値	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜 県	三重	場がある区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
157		板ガラス加工業	Cno	10	20	15				15	10	10		10	20	15 15							
			Cni Cno	10 10	20 20	15 10				15 10	10	10 10		10 10	20 20	10							
158		ガラス製加工素材製造業	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
159		ガラス容器製造業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
			Cni	10	15	10				10	10 10	10 10		10 10	15	10 10			_				
160		理化学用・医療用ガラス器 具製造業	Cno	10	15 15	10 10				10 10	10	10		10	15 15	10							
161		卓上用・ちゅう房用ガラス	Cno	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
101		器具製造業	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
162		ガラス繊維(長繊維に限	Cno	15	25	15				15	20	20		15	25	15							
102		る。)・同製品製造業	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
400		ガラス繊維・同製品製造業	Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20		ı					
163		(前項に掲げるものを除 く。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
		ガラス・同製品製造業(整	Cno	10	25	10				10	20	15		10	25	10							
164		理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
405		4	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	15							
165		生コンクリート製造業	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
166		コンクリート製品製造業	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	15							-
		カッル制口制件器(前3	Cni	10 10	15 20	10 20	-			10 20	10 15	10 10		10 10	15 20	10 20		_	_			 	
167		セメント製品製造業(前2 項に掲げるものを除く。)	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
168		黒鉛電極製造業	Cno	10	15	10				10	15	10		10	15	10							
100		州岛电池农 区来	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10		_	_				—
169		砕石製造業	Cno	10 10	15 15	10 10				10	15 10	10 10		10 10	15 15	10 10			-				
		A-14- 1 7-40 7-4 60 10 70 NK	Cno	10	25	20				20	20	20		10	25	20							
170		鉱物·土石粉砕等処理業	Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
172		うわ薬製造業	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	15							—
			Cni	10	15 20	10 20				10 20	10 10	10 10		10 10	15 20	10 20							
173		高炉による製鉄業	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10			-				
	173項	製鋼圧延を行わない高炉	Cno	10	20	15				15	10	10		10	20	10							
	の備考 (ア)	による製鉄業にあっては	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	173項	コークス製造工程にあって	C	500	950	600				600	540	545		500	950	600		_	_				
	の備考 (イ)	は	Cni	320	400	400				400	320	320		320	400	400							
	173項 の備考	ステンレス硝酸酸洗工程	Cno	55	100	55				55	55	55		55	100	55							
	(ウ)	を有するものにあっては	Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40							
175		フェロアロイ製造業	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15							
		売品によりたは80人に30人に30人	Cni Cno	10 10	15 15	10 10				10	10 10	10 10		10 10	15 15	10 10		\dashv	\dashv			—	
176		高炉によらない製鉄業(前 項に掲げるものを除く。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10		10							
		製鋼·製鋼圧延業(転炉	Cno	15	25					15	20	15		15		15			\dashv				
178		(単独転炉を含む。)又は 電気炉(単独電気炉を含									-								\dashv				
		む。)によるものに限る。)	Cni	10	15					10	10	10		10	15	10			_				
	178項 の備者	ステンレス硝酸酸洗工程 を有するものにあっては	Cno	55	100	55				55	55	55		55	100	55			\dashv				
	シ畑ら		Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40			-				
179		熱間圧延業(整理番号182 の項及び同183の項に掲		15	25	20				20	15	15		15	25	20			\dashv				
		げるものを除く。)	Cni	10	15					15	10	10		10	15	15							
		ステンレス硝酸酸洗工程 を有するものにあっては	Cno	55	100	55				55	55	55		55	100	55			\dashv				
	シ畑.ら	とロッシロのにのりては	Cni	40	50	40	<u> </u>			40	40	40		40	50	40							

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()でカウントしたことを示す。

整理	里番号	業種等区分	時期区	6 <i>次</i> C 値	マの 範囲	県次値		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		夏海3県0 次C値比!		現時点内実があ	7次 C 値	ての 範囲	県 7次 C値	県	C値 根	IJ		C値を 調と比場合	
			分	下限	上限	CILL	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)				下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
180		冷間圧延業(整理番号182 の項及び同183の項に掲	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
100		げるものを除く。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
		ステンレス硝酸酸洗工程	Cno	55	100	55				55	55	55		55	100	55						
	の備考	を有するものにあっては	Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40						<u> </u>
181		冷間ロール成型形鋼製造 業	Cno	10	15 15	10				10 10	10	10 10		10	15 15	10 10						
	181項	ステンレス硝酸酸洗工程	Cno	55	65	55				55	55	55		55	65	55						
		を有するものにあっては	Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40						
182		鋼管製造業	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15						
102		朔日衣 厄来	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
	182項 の備考	ステンレス硝酸酸洗工程 を有するものにあっては	Cno	55	65	55				55	55	55		55	65	55						
	O/M-5	を用するののにめりては	Cni	40	50 15	40 10	-			40 10	40 10	40 10		40 10	50	40 10					<u> </u>	
183		伸鉄業	Cno	10	15	10	1			10	10	10		10	15 15	10						
	183項	ステンレス硝酸酸洗工程	Cno	55	65	55				55	55	55		55	65	55						
		を有するものにあっては	Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40						
184		磨棒鋼製造業	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	10						
10-1		石计约农足来	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10					<u> </u>	
	184項の備者	ステンレス硝酸酸洗工程 を有するものにあっては	Cno	45	55	45				45	55	45		45	55	45						
	OMP	EH 3 200/C00 2 CIR	Cni	40 15	50	40 15				40 15	40 15	40 15		40 15	50 25	40 15						
185		引抜鋼管製造業	Cno	10	25 15	10				10	10	10		10	25 15	10						
	185項	ステンレス硝酸酸洗工程	Cno	55	65	55				55	55	55		55	65	55						
		を有するものにあっては	Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40						
186		伸線業	Cno	15	40	20				20	15	15		15	25	20						
		11 1100000	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15						
	186項 の備者	ステンレス硝酸酸洗工程 を有するものにあっては	Cno	55	65	55				55	55	55		55	65	55						
	37 III 3	213 7 8 003 1203 7 (10.	Cni Cno	40 10	50 15	40 10				40 10	40 10	40 10		40 10	50 15	40 10					<u> </u>	
187		プリキ製造業	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
188		亜鉛鉄板製造業	Cno	10	15	10				10	10	15		10	15	10						
100		里如奶似表 但来	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
189		めっき鋼管製造業	Cno	15	50	20				20	15	15		15	50	20						
			Cni Cno	10 15	15 50	15 15				15 15	10 15	10 15		10 15	15 50	15 15						\vdash
190		めっき鉄鋼線製造業	Cni							10	10	10		10								
191		表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項ま	Cno	10	55	10				10	30	15		10	55	10						
		でに掲げるものを除く。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
	191項	ステンレス硝酸酸洗工程	Cno	55	65	55				55	55	55		55	65	55						
	の備考	を有するものにあっては	Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40						
192		鍛鋼製造業	Cno Cni	10 10	15 15	10 10				10 10	10 10	10 10		10 10	15 15	10 10						
193		鍛工品製造業	Cno	15		15				15	15	15		15	25	15						
193			Cni	10						10	10	10		10	15	10						
194		鋳鋼製造業	Cno	10		20				20	10	10		10	20	20						-
			Cni	10 10		15 15				15 15	10 10	10 10		10 10		15 15						
195		が数据が製造業(人頃及び整理番号197の頃に掲げるものを除く。)	Cni	10						10	10	10		10	15	10						
100		建处答制 进 业	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
196		鋳鉄管製造業 	Cni	10		10				10	10	10		10		10						
197		可鍛鋳鉄製造業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
		/	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10					<u></u>	

- (注1) 「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。- は当該業種等区分がないことを示す。 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2) 「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案),欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分,欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。(注3) 「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠,欄の()は、根拠にも該当するが、他の根拠()でカウントしたことを示す。

整理	里番号	業種等区分	時期区	6 <i>次</i> C 値	での 範囲	県次値		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		夏海3県6次C値比		現時点内業があります。	7 <i>次</i> C 値	ての 範囲	県 7次 C値	県(C値. 根	見直拠	U		C値を 囲と比 場合	
			分	下限	上限	CILL	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
198		鉄粉製造業	Cno Cni	10 10	15 15	10 10				10 10	10 10	10 10		10 10	15 15	10 10							
		鉄鋼業(整理番号173の項	Cno	15	25					20	15	15		15	25	20							
199		から前項までに掲げるもの を除(。)	Cni	10	15					15	10	10		10	15	15							
	199項	ステンレス硝酸酸洗工程	Cno	55	65	55				55	55	55		55	65	55							
		を有するものにあっては	Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40							
200		非鉄金属製造業	Cno	15	35	15				15	30	25		15	35	15							
		電気めっき業(日平均排	Cni	10 20	15 40	10 20				10 20	10 30	10 20		10 20	15 40	10 20	-						
201	ア	水量400m³以上の工場に		10	30	_					10	10		10	30	15							
		限る。) (日平均排水量400m ³ 未	Cni	20	40	40				15 40	30	20		20	40	40							
	1	満の工場に限る。)	Cni	10	30	25				25	10	10		10	30	25							
	201項	窒素又はその化合物によ る表面処理施設を設置す	Cno	50	120	60				60	85	55		50	120	60							
	の備考	る 表面処理 施設を設置 9 るものにあっては	Cni	35	55	50				50	35	50		35	55	50							
202	ア	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)(日平	Cno	15	40	20				20	40	20		15	40	20							
		均排水量400m ³ 以上の工 場に限る。)	Cni	10	25	10)			10	10	10		10	25	10							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno	15		40				40	40	30		15	40	40							
		溶融めっき工程(窒素又	Cni	10		25				25	10	10		10	25	25							
	202項 の備考 (ア)	はその化合物による表面 処理施設を設置するもの に限る。) にあっては	Cno	40 25	50 40	45 35				45 35	45 25	40 25		40 25	50 40	45 35							
	202項	アルマイト加工工程(窒素	Cno	55	120					60	90	60		55	90	60							
	202頃 の備考 (イ)	又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあっては	Cni	35	50					50	35	35		35	50	50							
202	7	一般機械器具製造業(日	Cno	20	35	20				20	30	20		20	35	20							
203	ア	平均排水量400m3以上の 工場に限る。)	Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
	1	(日平均排水量400m³未	Cno	20	35	35				35	30	20		20	35	35							
		満の工場に限る。)	Cni Cno	10 20	20 45	20 40				20 40	10 35	10 25		10 20	20 40	20 40							
	203項 の備考	ステンレス硝酸酸洗工程 を有するものにあっては	Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20							
		電子回路製造業(日平均 排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)								15	25	20		15	30								
204	ア	[(注)第6次「プリント回路 製造業(日平均排水量400 m ³ 以上の工場に限る。)」	Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
		を変更]	Cno	15	30	25				25	25	20		15	30	25							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno	10		20				25 20	10	10		15 10		20							
		電子部品・デバイス・電子 回路製造業(前項に掲げ るものを除く)、電気機械 器具製造業又は情報通信 機械器具製造業(日平均 排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)	Cno	15	30	15				15	25	20		15	30	15							
205	ア	(注)第6次「電気機械器 具製造業(前項に掲げるも のを除き、情報通信機械 器具製造業、電子部品・ デバイス製造業を含む。 (日平均排水量400m ³ 以 上の工場に限る。)」を変 更]	Cni	10	15	10				10	10	10		10		10							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno	15		30				30	25	20		15	30				1	-[
		アラントをついている。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()でカウントしたことを示す。

整理	理番号	業種等区分	時期区	6次 C 値		県 6次		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		海3県の CC値比		現時点のに事が	7次 C 値i		県 7次 C値	県	見直拠	īυ		(C値を) 5囲と比り場合	
	1		分	下限	上限	C値 	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜 県	三重県	場がある区分	下限	上限	(案)				下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
	205項 の備考	民生用電気機械器具製造 工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を	Cno	15	30	30				30	30	30		15	30	30						
	(ア)	設置するものに限る。)に あっては	Cni	10	20	10				10	15	10		10	20	10						
	205項 の備考	半導体素子製造工程に あっては	Cno	20	45	30				30	35	20		20	45	30						
	(1)		Cni	15	25	15				15	15	15		15	25 30	15		_				
206	ア	輸送用機械器具製造業 (日平均排水量400m ³ 以	Cno	15	30	15				15	25	20		15		15						
		上の工場に限る。)	Cni	10	15					10	10	10		10	15	10 30						
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C no C ni	15 10	30 15	30 15				30 15	25 10	30 15		15 10	30 15	15						
	206項 の備考	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設	Cno	20	35	30				30	30	30		20	35	30						
	o m	置するものに限る。)に あっては	Cni	10	20	20				20	15	20		10	20	20						
207	ア	精密機械器具製造業(日 平均排水量400m3以上の	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	15						
		工場に限る。)	Cni	10	15					10	10	10		10	15	10						
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cno	10 10	15 15	15 15				15 15	15 10	10		10 10	15 15	15 15						
	207項	時計·同部分品製造工程	Cno	30	45	30				30	35	30		30	45	30						
	の備考	(時計側を除く。)にあっては	Cni	10	25	15				15	10	10		10	25	10						
208	ア	ガス製造工場(日平均排 水量400m ³ 以上の工場に	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
200	ĺ	限る。)	Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C no C ni	10 10	15 15	15 10				15 10	10 10	10 10		10 10	15 15	15 10						
		下水道業(日平均排水量	Cno	10	40					20	25	25		10	40	20						
209	ア	30,000m ³ 以上の工場に限 る。)	Cni	10	40	15				15	25	10		10	40	15						
	1	(日平均排水量30,000m ³	Cno	10	40	25				25	25	30		10	40	25						
	1	未満の工場に限る。)	Cni	10	40	20				20	25	15		10	40	20						
	209項 の備考	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処	Cno	10	20	15				15	15	15		10	20	15						
	(P)	理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては	Cni	10	20	10				10	15	10		10	20	10						
	209項 の備者	高濃度の窒素を含有する 汚水を多量に受け入れて	Cno	10	60	25				25	35	30		10	60	25						
		処理するものにあっては	Cni	10	60					20	35	15		10	60	20						
210		空瓶卸売業	C no C ni	20 10	30 15	20 15				20 15	20 10	20 10		20 10	30 15	20 10						
		共同調理場(学校給食法 (昭和29年法律第160号)	Cno	15	30					25	30	20		15	30	25						
211		第6条の規定する施設をいう。)	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15						
212		弁当仕出屋又は弁当製造	Cno	15	30	25				25	25	20		15	30	25						
		業	Cni	10	15					10	10	10 40*		10	15	10	-	\dashv			$\vdash\vdash$	
213		飲食店	Cno Cni	25 10	60 30	25 10				25 10	55 15	40 [*]		25 10	60 30	25 10		\dashv			$\vdash \vdash$	
			Cno	25	45	25				25	40	35*		25	45	25	_				$\vdash \vdash \vdash$	
214		宿泊業	Cni	15	30	15				15	15	25*		15	30	15						=
245		リランサプニノ ※	Cno	10	20	20				20	15	20		10	20	20						=
215		リネンサプライ業	Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15						

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()でカウントしたことを示す。

整	理番号	業種等区分	時期区	6次 C 値		県 6次 C値		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		更海3県の 次C値比		現時点 で事 に事 があ	7次 C 値i		県 7次 C値	県(C値 根	見直拠			C値を 囲と比 場合	
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜 県	三重	る区分	下限	上限	(案)				1	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
216		洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	Cno	15	25	20				20	20	15		15	25	20							
040		写真業(写真現像・焼付業	Cni Cno	10 20	20 30	15 20				15 20	10 25	15 20		10 20	20 30	15 20							
218		を含む。)	Cni	15	25	15				15	15	15		15	25	15							
219		自動車整備業	C no C ni	15 10	25 20	25 20				25 20	20 10	15 15		15 10	25 20	25 20				-			
220		病院	Cno	25	60	25				25	45	40*		25	60	25							
220		אלאפאל	Cni	15	25	20				20	15	20*		15	25	20							<u> </u>
221		し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第 338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501	Cno		40	40				40	60 25	40* 30*		20	40	40 30							
		人以上のものに限る。) 第2欄に規定する表又は 建築基準法施行令第32条	Cno		30					20	25	25		20	30	20							
		第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理する	Cni	10	30	10				10	20	20		10	30	10							
		ものにあっては																					
222		施行令第32条第1項の表 に規定する算定方法により算定した処理対象人員 が201人以上500人以下の	Cno		60	40				40	60	50		20	60	40							<u> </u>
		#201人以上300人以下の ものに限る。) 第2欄に規定する表又は	Cni	10	50	30				30	30	30		10	50	30							
		建築基準法施行令第32条 第3項第2号に規定する技 術上の基準を満たす構造 のし尿浄化槽より高度にし	Cno	20	40	20				20	30	30		20	40	20							
	の補与	尿を処理することができる 方法によりし尿を処理する ものにあっては	Cni	10	40	10				10	25	20		10	40	10							
223		し尿処理業(し尿浄化槽に	Cno	20	60	60				60	55	60		20	60	60							
223		係るものを除く。)	Cni	10	40	30				30	25	10		10	40	30							
	223項 の備考	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿	Cno	20	50	30				30	35	20		20	50	30							
	V III J	を処理することができる方 法によりし尿を処理するも のにあっては	Cni	10	30	15				15	20	10		10	30	15							
224		ごみ処理業	Cno	20	30	25				25	20	20		20	30	25							
			Cni Cno	10 10	20 30	20				20 20	10 15	10 15		10 10	20 30	20 20				-			
225		廃油処理業	Cni	10	15					15	10	10		10	15	15				-			
226	ア	産業廃棄物処理業(前項 に掲げるものを除く。)(日 平均排水量400m ³ 以上の	Cno	20	50					40	40	30		20	50	40							
		平均排水量400m 以上の 工場に限る。)	Cni	10	40	30				30	20	15		10	40	30							<u></u>
	1	(日平均排水量400m³未	Cno	20	50					45	40	30		20	50	45				1			<u> </u>
		満の工場に限る。)	Cni	10	40	35				35	20	15 25		10	40	35				+			
227		死亡獣畜取扱業	Cno	25 15	35 25	25 20				25 20	25 15	25 15		25 15	35 25	25 20			\dashv	+			
		と畜場(日平均排水量400	Cno	25	60	25				25	45	25		25	60	25			+	+			
228	ア	を 番場 (日平均排水重400 m ³ 以上の工場に限る。)	Cni	15	25	20				20	15	15		15	25	20			+	+			<u> </u>
			Cno	25	60	30				30	45	25		25	60	30	H		+	+			
	1	(日平均排水量400m3未 満の工場に限る。)	Cni	15	25	20				20	15	15		15	25	20				-			
00.		++m=+19	Cno	20	30	25				25	20	20		20	30	20	\Box		\dashv	\dashv			
229		中央卸売市場	Cni	15		20				20	15			15		15			\dashv	+			

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分,欄、「7次のC値範囲,欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠,欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの(注4)「県C値引下げ根拠」欄の()は、根拠 にも該当するが、他の根拠()でカウントしたことを示す。

整理	里番号	業種等区分	時期区		マの 範囲	県 6次 6		C値を 類と比 場合	国6次 較した		海3県の CC値比		現時点内業があ	7次 C 値:	(の 範囲	県 7次 C値	県C	植り根	見直し 拠		次C値を 範囲と比 場合	
			分	下限	上限	O IE	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜 県	三重	る区分	下限	上限	(案)				下降 値に 設定	内に	上限 値に 設定
230		地方卸売市場	Cno	20	30	25				25	25	20		20	30	25						
230		地力却冗印场	Cni	15	25	20				20	15	15		15	25	20						
231		試験研究機関(水質汚濁 防止法施行規則(昭和46 年総理府·通商産業省令	Cno	20	35	25				25	30	25		20	35	25						
231		第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)	Cni	10	25	15				15	15	10		10	25	15						
232	ア	整理番号2の項から前項 までに分類されないもの (し尿処理浄化槽(処理対 象人員が200人以下のも	Cno	10	60	40				40	35	50		10	60	40						
232	,	の)、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの)	Cni	10	50	30				30	10	30		10	50	30						
	1	(その他)	Cno	10	60	20				20	35	25		10	60	20						
	-1	(COIE)	Cni	10	50	15				15	10	20		10	50	15						

表8-3 第6次及び第7次総量規制基準に係る業種等区分、C値範囲及びC値(りん)

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。- は当該業種等区分がないことを示す。
 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
 (注2)「業種等区分」欄」、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理	里番号	業種等区分	時期区	6 <i>沙</i> C 値		県 6次 C値		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		海3県の CC値比		現時点 で事が 場があ	7 <i>次</i> C 値	ての 範囲	県 7次 C値	県	C値 根	見直 拠	U		C値を 囲と比 場合	国7次 :較した
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
2		畜産農業	C po C pi	8	40 9	36 q				36 9	24 8	8		8	36 9	36 9							
		総面積が50m ² 以上の豚房		0	9	9				9	0	0											
	2項の	施設を有するものにあって は	Сро	-	-	-	-	-	-	-	-	-		8	40	36							
	備考	[(注)新規に備考欄を追加]	Срі	-	-	-	-	-	-	-	-	-		8	9	9							
3		天然ガス鉱業	Сро	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
3		大然ガス鉱業	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
4		非金属鉱業	Cpo	1	2 1.5	1				1	1.5	1.5		1	2 1.5	1							
		部分内・冷凍肉製造業又 は肉加工品製造業(日平 均排水量400m ³ 以上の工 場に限る。)	Срі	4	1.5	4				4	4	4		4	1.5	4							
5	ア	場に限る。) [(注)第6次「肉製品製造 業(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)」を 変更]	Cpi	1	6	3				3	1	1		1	6	3							
	1	(日平均排水量400m³未	Сро	4	16	8				8	4	8		4	16	8							
		満の工場に限る。)	Срі	1	6	6				6	1	2.5		1	6	6							
6	ア	乳製品製造業(日平均排 水量400m ³ 以上の工場に	Сро	5	8.5	5				5	7.5	5		5		5							
		限る。)	Срі	1	3.5	3.5				3.5	1	1		1	3.5	3.5							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	5 1	8.5 3.5	3.5				3.5	7.5 1	5.5 1.5		5 1	8.5 3.5	3.5							
7		畜産食料品製造業(前2	Сро	5.5	11	8				8	8.5	8*		5.5	11	8							
		項に掲げるものを除く。)	Срі	1	5.5	4				4	1	1*		1	5.5	4							
8		水産缶詰·瓶詰製造業	C po C pi	3 1	4 1.5	3				3	3	3 1		3 1	4 1.5	3							
		南丁集队作业	Сро	3	5.5	3				3	4.5	3		3	5.5	3							
9		寒天製造業	Срі	1.5	2.5	1.5				1.5	1.5	1.5		1.5	2.5	1.5							
10		魚肉ハム·ソーセージ製造 業	Сро	1.5	6.5	3				3	1.5	1.5		3	6 3	3							
11	7	水産練製品製造業(前項 に掲げるものを除く。)(日	C po	3	7.5	1.5 4				1.5 4	3	3		1.5 3	7.5	1.5 4							
		平均排水量400m ³ 以上の 工場に限る。)	Срі	1	3.5	3				3	1	1		1	3.5	3							
	1	(日平均排水量400m³未	Сро	3	7.5	6				6	3	3		3	7.5	6							
		満の工場に限る。)	Срі	1	3.5	3.5				3.5	1	1		1	3.5	3.5							
12	ア	冷凍水産物製造業(日平 均排水量400m ³ 以上の工	Сро	3	8					6	3	3		3									
		場に限る。)	Срі	1.5	5.5					4.5	1.5	1.5		1.5	5.5	4.5							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	1.5	5.5	5.5				5.5	1.5	1.5		3 1.5	5.5	5.5							
		冷凍水産食品製造業(日	Сро	1.5	5.5 8					5.5 6	1.5	1.5		1.5	5.5 8	5.5				1			\vdash
13	7	平均排水量400m ³ 以上の 工場に限る。)	Срі	1	6	4.5				4.5	1	1		1	6	4.5							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	4 1	8 6	8 6				8 6	4 1	1		4 1	8 6	8 6							
14	ア	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)(日平均排水量		3	8					6	7			3									
		400m ³ 以上の工場に限 る。)	Cpi	1.5	4	8				4	1.5	1.5		1.5		8						<u> </u>	
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	1.5	8	4				8 4	1.5	5.5 2.5		3 1.5	8	4				-			

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値		県 6次		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		夏海3県(欠C値比		現時点で事業	7次 C 値:		県 7次 C値	県	C値! 根i	見直し 拠		次C値を 範囲と比 場合	比較した
			分	下限	上限	C値	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜県	三重県	場がある区分	下限	上限	(案)				下降 値I 設定	こ 内に	値に
15	ア	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(日平	Сро	3	7.5	4.5				4.5	5.5	3		3	7.5	4.5						
		均排水量400m ³ 以上の工 場に限る。)	Срі	1	3	3				3	1	1		1	3	3						
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	3 1	7.5 3	6				6 3	5.5 1	3 1		3 1	7.5 3	3						
16	ア	野菜漬物製造業(日平均 排水量400m ³ 以上の工場	Сро	2.5	6.5	2.5				2.5	6	2.5		2.5	6.5	2.5						
		に限る。)	Cpi	1	3	6				6	1 6	2.5		1	3	2		Н				
	1	(日平均排水量400m3未 満の工場に限る。)	C po C pi	2.5 1	6.5 3	3				3	1	2.5		2.5 1	6.5 3	3						
17	ア	味そ製造業(日平均排水 量400m ³ 以上の工場に限	Сро	4	7.5	4				4	4	4		4	7.5	4						
		3。)	Срі	1.5	4.5	3				3	1.5	1.5		1.5	4.5	3						
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	1.5	7.5 4.5	7.5 4.5				7.5 4.5	1.5	1.5		1.5	7.5 4.5	7.5 4.5						
18		しょう油・食用アミノ酸製造	Сро	4	8	4.3				6	5.5	8		4	8	4.3						
10		業	Срі	1.5	3	3				3	1.5	1.5		1.5	3	3						
19		うま味調味料製造業	C po C pi	1.5 1	8 1.5	1.5 1				1.5	2.5	7		1.5	8 1.5	1.5						+
00	7	ソース製造業(日平均排	Сро	3	6	4				4	3	3		3	6	4						
20	ア	水量400m ³ 以上の工場に 限る。)	Срі	1	2.5	2.5				2.5	1	1		1	2.5	2.5						
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Сро	3	6	6				6	3			3	6	6						
		満の工場に限る。)	C pi C po	1	2.5 4.5	2.5				2.5	1	3		1 3	2.5 4.5	2.5						+
21		食酢製造業	Срі	1.5	3	2				2	1.5	1.5		1.5	3	2						
22	ア	砂糖精製業(日平均排水 量400m ³ 以上の工場に限	Сро	1.5	5	3.5				3.5	1.5	2		1.5	4.5	3.5						
		る。)	Срі	1	2	2				2		1		1	2	2						
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	1.5 1	5 2	4.5				4.5 2	1.5	1		1.5	4.5 2	4.5						+
23		ぶどう糖・水あめ・異性化	Сро	3	6	4				4	5	6		3	6	4						
23		糖製造業	Срі	1.5	3	3				3	1.5			1.5	3	3		Ш		-		
24		小麦粉製造業	C po C pi	3 1.5	7.5 2.5	3 1.5				1.5	1.5	1.5		3 1.5	7.5 2.5	1.5						
		パン製造業(日平均排水	Сро	2	6	3				3	2	2.5		2	6	3						
25	ア	量400m ³ 以上の工場に限 る。)	Срі	1	2.5	1.5				1.5	1	1		1	2.5	1.5						
	1	(日平均排水量400m³未	Сро	2	6					4.5				2	6		_	П				
		満の工場に限る。)	Cpi Cpo	1	2.5 7.5	2.5 6				2.5	1 6			1 3	2.5 7.5	2.5	_	H				\vdash
26		生菓子製造業	Срі	1	4	4				4		1		1	4	4						
27		ビスケット類・干菓子製造 業	Cpo	3 1	4 1.5	3				3 1	3	3		3 1	4 1.5	3		Н				-
		米菓製造業(日平均排水	Cpi Cpo	3	7.5	3				3	-	3		3	7.5	3		Н				1
28	ア	量400m ³ 以上の工場に限 る。)	Срі	1.5	4.5	2				2	1.5			1.5	4.5	2		\forall				+
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Сро	3	7.5	4				4		3		3	7.5	4	_	Ħ	1	L		
	-1	満の工場に限る。)	Срі	1.5	4.5	2.5				2.5	1.5	1.5		1.5	4.5	2.5		Ц	\perp	1		
29	ア	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)(日平	Сро	3	6	4				4	4.5	3		3	6	4						
		均排水量400m ³ 以上の工 場に限る。)	Срі	1.5	3	2				2	1.5			1.5	3	2						
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	3 1.5	6	6 2.5				6 2.5	4.5 1.5	3 1.5		3 1.5	6	2.5		igwdapsilon igl[igl]	\perp			
ш		/	chi	1.5	3	2.3			l	۷.ن	1.0	1.0		1.3	3	2.5	<u> </u>	ш		1	1	1

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理	理番号	業種等区分	時期区	6次 C 値	ての 範囲	県 6次 6		C値を 随と比 場合			i海3県の		現時点内に事があります。	7次 C 値		県 7次 C値	県	C値 根	見直拠	ΙU		(C値を) i囲と比 場合	
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜県	三重県	る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
30	ア	植物油脂製造業(日平均 排水量400m ³ 以上の工場	Сро	2.5	6	4				4	3	3.5		2.5	6	4							
00	,	に限る。)	Срі	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	2.5 1	6 2	5 2				5 2	3 1	4.5 1.5		2.5 1	6 2	5 2							
		米糠を原料として使用する ものにあっては	C po C pi	4 1	8 2	5 2				5 2	4 1	1		4 1	8 2	4 1							
31	ア	動物油脂製造業(日平均 排水量400m ³ 以上の工場	Сро	2	6	4				4	2	2		2	6	4							
		に限る。)	Cpi	1 2	4.5 6	3 6				3 6	1 2	2		1	4.5 6	3 6				\dashv			
	1	(日平均排水量400m3未 満の工場に限る。)	C po C pi	1	4.5	4.5				4.5	1	1		1	4.5	4.5				-			
32	ア	食用油脂加工業(日平均排水量400m ³ 以上の工場	Сро	2.5	3.5	2.5				2.5	3.5	2.5		2.5	3.5	2.5							
		に限る。)	Срі	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5				$ \bot $			
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cpo Cpi	2.5 1	3.5 2	2.5				2.5	3.5	2.5		2.5 1	3.5 2	2.5 2				\dashv			
33		ふくらし粉・イースト・その	Сро	2	3	2				2	2	2		2	3	2				\equiv			
		他の酵母剤製造業	Cpi Cpo	1	1.5 6.5	4				1	1	5.5		1	1.5 6.5	1				\dashv			
34		穀類でんぷん製造業	Срі	1.5	3	3				3	1.5	1.5		1.5	3	3							
35	ア	めん類製造業(日平均排 水量400m ³ 以上の工場に	Сро	3	6.5	4				4	5	3		3	6.5	4							
		限る。)	Срі	1	2.5	2 6				2 6	1 5	3		1	2.5	2				_			
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	3 1	6.5 2.5	2.5				2.5	1	3 1		3 1	6.5 2.5	2.5				-			
37	ア	豆腐・油揚製造業(日平均 排水量400m ³ 以上の工場	Сро	4	7.5	4				4	6	4.5		4	7.5	4							
31	,	作が重400m 以上の工場 に限る。)	Срі	1	4.5	4				4	1	1		1	4.5	4							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cpo Cpi	4	7.5 4.5	6 4.5				6 4.5	6	7.5 2.5		4	7.5 4.5	6 4.5				\dashv			
		,	Сро	3.5	4.5 12	4.5				4.5 5	4.5	4.5*		3.5	4.5	4.5				\dashv			
38		あん類製造業	Срі	1	4	4				4	1	1*		1	4	4				\exists			
39		冷凍調理食品製造業	C po C pi	4 1	8.5 4.5	6				6	6.5	<u>6</u>		4	8.5 4.5	6							
		そう(惣)菜製造業のうち煮 豆の製造に係るもの(日平	Сро	2.5	7.5	4				4	3.5	3.5		2.5	7.5	4							
40	ア	50% 500 (日本) 均排水量400m ³ 以上の工 場に限る。)	Срі	1	4.5	3				3	1	1		1	4.5	3							
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Сро	2.5	7.5	7				7	3.5	3.5		2.5	7.5	7							
	-1	満の工場に限る。)	Срі	1	4.5	4.5				4.5	1	1		1	4.5	4.5				_			-
41	ア	清涼飲料製造業(日平均 排水量400m ³ 以上の工場	Сро	2.5	5.5	4				4	5	2.5		2.5	5.5	4				=			
		に限る。)	C pi C po	2.5	5.5	1.5				1.5	1 5	2.5		2.5	2 5.5	1.5				_			
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Срі	1	2	2				2	1	1		1	2	2							
42		果実酒製造業	Сро	1.5 1	2.5 2.5	2.5				2.5 2	1.5 1	1.5		1.5	2.5 2.5	2.5				\dashv			
43		ビール製造業	Сро	3	4	4				4	3	3		3	∠.5 4	4				1			
-,5		- // ALE	C pi C po	1.5 1.5	2.5 4	2.5				2.5 4	1.5 3	1.5 2.5		1.5 1.5	2.5 4	2.5				\dashv			\vdash
44		清酒製造業	Срі	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1.5	1.5	1.5							
45		蒸留酒·混成酒製造業	C po C pi	2 1	4 1.5	1.5				4 1.5	3	2.5		2	4 1.5	4 1.5				\dashv			
46		インスタントコーヒー製造	Сро	2.5	3.5	2.5				2.5	2.5	2.5		2.5	3.5	2.5				_			
-70		業 	C pi C po	1	3 3.5	1				1 2	1 2	1 2		1 2	3	1 2				\dashv			\vdash
47		配合飼料製造業	Срі	1	3.5	1				1	1	1		1	2	1							

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
 (注2)「業種等区分」欄」、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理	理番号	業種等区分	時期区	6次 C 値		県 6次		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		海3県(大C値比		現時点のに関する。	7次 C 値:	(の 範囲	県 7次 C値	県	C値.	見直拠	U (C値を 囲と比 場合	
			分	下限	上限	C値	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜県	三重	場がある区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
48	ア	単体飼料製造業(日平均 排水量400m ³ 以上の工場	Сро	2	3.5	3.5				3.5	2	3.5		2	3.5	3.5							
		に限る。)	Срі	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	2 1	3.5	3.5				3.5	2 1	3.5		2 1	3.5	3.5							
		有機質肥料製造業(日平	Сро	1.5	3.5	2				2	1.5	2		1.5	3.5	2							
49	ア	均排水量400m ³ 以上の工 場に限る。)	Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Сро	1.5	3.5	3.5				3.5	1.5	2		1.5	3.5	3.5							
	'	満の工場に限る。)	Срі	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							—
50		たばこ製造業	C po C pi	2 1	1.5	1				2	2 1	1		1	1.5	1							
51		生糸製造業(副蚕糸精練	Сро	2	6	2				2	2	2		2	6	2							
- 01		業を含む。)	Срі	1	4	1				1	1	1		1	4	1							-
55		繊維工業(整理番号51の 項に掲げるもの及び衣服 その他の繊維製品に係る	Сро	2	4.5	4.5				4.5	3.5	2		2	4.5	4.5							
		ものを除く。以下同じ。)で 整毛工程に係るもの	Срі	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
57		繊維工業で麻製繊工程に 係るもの	C po C pi	2 1	4.5	1				2	2	2		1	4.5 4	1				-			
58	ア	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程に対していた。	Сро	1	2	1				1	1	2		1	2	1							
	ŕ	工程(以下「染色整理工程 付帯加工処理工程」とい う。)を含む。)に係るもの (日平均排水量400m ³ 以 上の工場に限る。)	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Сро	1	2	2				2	1	2		1	2	2							-
		繊維工業で織物機械染色	Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						-	
59	ア	整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に	Сро	2	5.5	5				5	5.5	2		2	5.5	5							
		掲げるものを除く。)(日平 均排水量400m ³ 以上の工 場に限る。)	Срі	1	3	2.5				2.5	1	1		1	3	2.5							
	1	(日平均排水量400m³未	Сро	2	5.5	5.5				5.5	5.5	5.5		2	5.5	5.5							
		満の工場に限る。) 繊維工業で織物手加工染	Cpi	1	3	3				3	1	2		1	3	3							
60	ア	色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(日平均	Сро	2	6	5				5	4	2		2	6	5							
		排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)	Срі	1	4.5	4				4	1	1		1	4.5	4							
	1	(日平均排水量400m³以 上の工場に限る。)	Cpo	2	6	6				6	4			2	6	6				Ŧ			
		繊維工業で綿状繊維・糸 染色整理工程(染色整理	Cpi Cpo	2	4.5 5	4.5				4.5	4.5	3.5		2	4.5 5	4.5							
61	ア	工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(日平均排水量400m³以上の工程に関する)	Срі	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5							
	1	場に限る。) (日平均排水量400m ³ 未	Сро	2	5	5				5	4.5	3.5		2	5	5				_			
	1	満の工場に限る。)	Срі	1	2	2				2	1	1		1	2	2			1	1			
62	ア	繊維工業でニット・レース 染色整理工程(染色整理 工程付帯加工処理工程を 含む。)に係るもの(日平	Сро	1.5	4	4				4	3.5	2		1.5	4	4							
		均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Срі	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	1.5 1	4	4				4	3.5 1	2		1.5 1	4	4				Ī			

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
 (注2)「業種等区分,欄」、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値i		県次値		C値を i囲と比 場合	国6次 較した		夏海3県0 次C値比!		現時点内実があ	7次 C 値	ての 範囲	県 7次 C値	県(C値 根	見直し 処		値範!	C値をE 囲と比り 場合	
			分	下限	上限	Cill.	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜県	三重県	る区分	下限	上限	(案)				ſŪ	直に	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
63	ア	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程 付帯加工処理工程を含	Сро	2	5	3				3	3.5	2		2	5	3							
00	,	む。)に係るもの(日平均 排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)	Cpi	1	3	2				2	1	1		1	3	2							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	2 1	5 3	2.5				2.5	3.5 1	3.5		2 1	5 3	2.5							
64		繊維工業で不織布製造工 程に係るもの	C po C pi	1	1.5	1.5				1.5	2	1		1	1.5	1.5						_	
65		繊維工業でフェルト製造 工程に係るもの	C po C pi	1	1.5 1.5	1				1	1	1		1	1.5 1.5	1							
66	ア	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造 工程に係るもの(日平均排	Сро	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5							
		水量400m ³ 以上の工場に 限る。)	Срі	1	2	1				1	1	1		1	2	1							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5							
67		繊維工業で繊維製衛生材 料製造工程に係るもの	C po C pi	2	3.5	2				2	2	2		2	3.5	2							
68		繊維工業(整理番号55の 項から前項に掲げるものを	Сро	1	3.5	3.5				3.5	2.5	2		1	3.5	3.5							-
		除(。)	Срі	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
69		一般製材業又は木材チッ プ製造業	C po C pi	2 1	2.5	1				1	2	1		1	2.5	1							
71	ア	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業(日平均	Сро	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5	1							
		排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cpo	1	1.5 1.5	1.5				1.5	1.5	1		1	1.5 1.5	1.5							
75		木材薬品処理業	C pi C po	2	3	2				2	2	2		2	3	2							
75			Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
76		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で溶解 パルプ製造工程に係るも	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
		のパルプ製造業、洋紙製造	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
77		業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に 係るもの	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リプ	Сро	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
78		ファイナーグランドパルプ 製造工程又はサーモメカ ニカルパルプ製造工程に 係るもの	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
79		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケ	Сро	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
13		ラスイン はんとう ひとこり ミカルパルプ製造工程に 係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
80		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさら しケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程であまる)	Сро	2	3	2				2	2	2		2	3	2							
30		を含む。) 又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前 エ程の未さらしセミケミカ ルパルプ製造工程を含 む。) に係るもの	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							

- (注1) 「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。
 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
 (注2) 「業種等区分」欄」、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理	里番号	業種等区分	時期区		ての 範囲	県 6次		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		更海3県(次C値比		現時点内に事があります。	7 <i>次</i> C 値	で 範囲	県 7次 C値	県	見直拠	ľ		(C値を) (囲と比) 場合	
			分	下限	上限	C値	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜県	三重県	る区分	下限	上限	(案)				下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で未さ	Сро	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5						
81		らしクラフトパルブ製造工 程に係るもの(次項に掲げ るものを除く。)	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
82		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業でさら しクラフトパルプ製造工程	Сро	1	1.5	1.5				1.5	1.5	1		1	1.5	1.5						
02		(前工程の未さらしクラフト パルプ製造工程を含む。) に係るもの	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
83		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で古紙 を原料とするパルプ製造	Сро	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5						
03		工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
84		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で古紙 を原料とし脱インキ又は漂	Сро	1	1.5	1.5				1.5	1.5	1		1	1.5	1.5						
04		白を行うパルプ製造工程 (前工程の離解工程を含む。)に係るもの	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
85		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で木材 又は古紙以外のものを原	Сро	1	2	1				1	1.5	1		1	2	1						
		料とするパルプ製造工程に係るもの	Срі	1	2	1				1	1	1		1	2	1						
86		パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ、リフはサーモメカニカルパルブを主原料とする洋紙製造工程(前工	Сро	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
		程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又は サーモメカニカルパルプ 製造工程を有するものに 限る。)に係るもの	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
87		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項	Сро	1	1.5	1.5				1.5	1.5	1		1	1.5	1.5						
		に掲げるものを除く。)	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
88		パルプ製造業、洋紙製造 業又は板紙製造業で板紙 製造工程に係るもの	C po C pi	1	1.5 1.5	1.5				1.5	1.5			1	1.5	1.5						
89		機械すき和紙製造業	Сро	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5	1						
90		手すき和紙製造業	C pi C po	1	1.5 1.5	1				1	1	1		1	1.5 1.5	1						
			C pi C po	1	1.5 1.5	1				1	1			1	1.5 1.5	1					-	
91		塗工紙製造業	C pi	1	1.5 1.5	1				1	1			1	1.5 1.5	1						
92		段ボール製造業	Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
93		重包装紙袋製造業	C po C pi	1	1.5 1.5	1				1	1	1		1	1.5 1.5	1						
94		セロファン製造業	C po C pi	1	1.5 1.5	1				1	1.5	1		1	1.5 1.5	1			1			
95		乾式法による繊維板製造 業	C po C pi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
96		繊維板製造業(前項に掲	Сро	1	1.5	1.5				1.5	1.5			1	1.5	1.5						
		げるものを除く。)	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						

- (注1) 「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。
 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
 (注2) 「業種等区分」欄」、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理	里番号	業種等区分	時期区		での 範囲	県 6次 C値		C値を 囲と比 場合			夏海3県6次C値比!		現時点内に事があ	7次 C 値:	(の 範囲	県 7次 C値	県	C値! 根i	見直し処			C値をl 囲と比! 場合	
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
97	ア	パルプ製造業、紙製造業 又は紙加工品製造業(整 理番号76の項から前項ま でに掲げるものを除く。)	Сро	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5	1							
		(日平均排水量400m3以 上の工場に限る。)	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	1	(日平均排水量400m3未 満の工場に限る。)	C po C pi	1	1.5 1.5	1.5 1				1.5 1	1.5 1	1		1	1.5 1.5	1.5 1							
100	ア	印刷業(新聞その他の出 版物を印刷するものを含 む。)(日平均排水量	Сро	2	4	2				2	3.5	2		2	4	2							
		400m ³ 以上の工場に限 る。)	Срі	1	3	1.5				1.5	1	1		1	3	1.5							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	1	3	2				2	3.5	1		1	4	2							
		新聞その他の出版物を印 刷するものにあっては	C po C pi	2	4	2				2	3.5 1	2		2	4	2							
101	7	製版業(日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限	Сро	2	3.5	2				2	3	2		2	3.5	2							
101	,	ర 。)	Срі	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5				_			
	1	(日平均排水量400m3未 満の工場に限る。)	C po C pi	1	3.5 2	2				2	3 1	2 1		2 1	3.5 2	2							
102		窒素質・りん酸質肥料製 造業	C po C pi	1	26.5 26.5	1.5				1.5	2	14.5 1		2 1	16 16	1.5							
103		複合肥料製造業	C po C pi	2	30	1.5				1.5	2	16		2	30 30	1.5				1			
104		化学肥料製造業(前2項 に掲げるものを除く。)	Сро	1	1.5	1.5				1 1	1	1.5		1	1.5	1							
105		ソーダ工業	C pi C po	1 1.5	1.5 2.5	1.5				1.5	1 1.5	1.5		1 1.5	1.5 2.5	1 1.5							
		, , , , ,	C pi C po	1 2	1.5	1				1 2	1 2	1 2		1 2	1.5 3	1 2			_	+			
106		電炉工業	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
107		無機顔料製造業	Сро	1	3	2				2	1	1.5		1	3	2							
		無機化学工業製品製造業 (整理番号105の項から前	C pi C po	1	1.5 2.5	1.5 2				1.5	1 2	1 2		1	1.5 2.5	1.5							
108		項までに掲げるものを除 く。)	Срі	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
		りん及びりん化合物製造 工程にあっては	C po C pi	1	40 8	8 6				8 6	21	16 4		1	40 8	8 6							
109		石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造	- -	1.5		1.5				1.5	3	1.5		1.5	3	1.5							
	109項	工程に係るもの りん又はその化合物を原	C pi C po	6.5	7.5	6.5				6.5	1 7	6.5		6.5	1.5 7.5	6.5		+		\parallel			
	Λ# *	料、触媒又は中和剤として 使用するものにあっては	Срі	4	5	4.5				4.5	4	4		4	5	4			1	t			
110		石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料	Сро	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
		料·有機顔料製造工程に 係るもの	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	710頃	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として	Сро	2.5	3.5	2.5				2.5	2.5	2.5		2.5	3.5	2.5							
	3	使用するものにあっては	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1				4			
111		石油化学系基礎製品製造 業でプラスチック製造工程 に係るもの	Сро	1.5	2.5 1.5	1.5				1.5	2.5	1		1.5	2.5 1.5	1.5		-		+			
410		石油化学系基礎製品製造	Сро	1	2	1				1	1	2		1	2	1				\dagger			$\overline{}$
112		業で合成ゴム製造工程に 係るもの	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							

- (注1) 「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。- は当該業種等区分がないことを示す。 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2) 「業種等区分」欄」、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。(注3) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値i		県 6次は		C値を 囲と比 場合			原海3県の 次C値比!		現時点で事業	7次 C 値i		県 7次 C値	県	C値 根	見直拠		C値を 囲と比 場合	
			分	下限	上限	C値 	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜 県	三重	場がある区分	下限	上限	(案)				下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
113		石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造 造工程(脂肪族系中間物 製造工程、環式中間物 局成染料・有機額料製造 工程、プラスチック製造工	Сро	1	2	1				1	2	1		1	2	1						
		程及び合成ゴム製造工程 を除く。)に係るもの	Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
	113項 の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として 使用するものにあっては	C po C pi	2.5 1	3.5 1.5	2.5				2.5	3 1	2.5		2.5 1	3.5 1.5	2.5						
114		石油化学系基礎製品製造 業(整理番号109の項から 前項までに掲げるものを除	Сро	1	2.5 1.5	1				1	1	1		1	2.5 1.5	1						
115		(。) 脂肪族系中間物製造業	Сро	1.5	2.5 1.5	1.5				1.5	1.5	2		1.5	2.5 1.5	1.5						
	115項 の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として 使用するものにあっては	Сро	2.5	20	8				8	5 2.5	20		2.5	20	8						
116		メタン誘導品製造業	Сро	2.3	3	2				2	2.3	2		2.3	3	2						
117		発酵工業	C po C pi	1.5 1	3 1.5	2 1.5				2 1.5	1.5 1	1.5 1		1.5 1	3 1.5	2 1.5						
118		コールタール製品製造業	C po C pi	2 1	3 1.5	1				1	2 1	2 1		2 1	3 1.5	1						
119		環式中間物·合成染料·有機額料製造業	C po C pi	1.5 1	3.5 1.5	2 1.5				1.5	1.5 1	1		1.5 1	3.5 1.5	1.5						
	119項 の備考	りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤として 使用するものにあっては	C po C pi	6.5 4	24 5	6.5				6.5 5	6.5	4		6.5 4	24 5	6.5 5						
120		プラスチック製造業	C po C pi	1	3 1.5	1.5				1.5	2	2		1	3 1.5	1.5						
121	ア	合成ゴム製造業(日平均 排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)	Сро	1.5 1	3.5 2	1.5				1.5	2.5	1.5		1.5	3.5	1.5						
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Сро	1.5	3.5	1.5				1.5	2.5	1.5		1.5	3.5	1.5						
122	ア	有機化学工業製品製造業 (整理番号109の項から前 項までに掲げるものを除	Сро	1.5	5	2				2	5	2		1.5	5							
122		境よでに掲げる600を除 く。)(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Срі		2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5						
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Сро	1.5	5 2	2				2	5 1	1		1.5	5 2	2						
		有機りん系農薬原体製造 工程にあっては	C po C pi	1	23 2	2				2	13 1	1		2 1	16 2	2 1						
123		レーヨン・アセテート製造 業のうちレーヨンの製造に・ 係るもの	C po C pi	2 1	3 1.5	1				1	2 1	1		2 1	3 1.5	1						
124		レーヨン・アセテート製造 業のうちアセテートの製造 に係るもの	C po C pi	2	3 1.5	2				2	2	2		2	3 1.5	2						
125		合成繊維製造業	Сро	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5						
126		脂肪酸・硬化油・グリセリン 製造業	C po C pi	2	3 1.5	2				2	2	2		2	3 1.5	2						
127	ア	石けん・合成洗剤製造業 (日平均排水量400m ³ 以 上の工場に限る。)	Сро	2	3 1.5	2				2	2	2		2	3 1.5	2						
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	2	3 1.5	1.5				2 1.5	2	2		2	3 1.5	1.5						

- (注1) 「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。
 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
 (注2) 「業種等区分」欄」、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値		県 6次 C値		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		更海3県の 次C値比		現時点内実があ	7 <i>次</i> C 値	で 範囲	県 7次 C値	県(C値. 根:	見直拠	U		C値を i囲と比 場合	
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
128	ア	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)(日	Сро	1.5	3	2				2	1.5	2		1.5	3	2							
		平均排水量400m3以上の 工場に限る。)	Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	1.5 1	3 1.5	1.5				1.5	1.5	2.5		1.5	3 1.5	1.5							
129	ア	塗料製造業(日平均排水 量400m ³ 以上の工場に限	Сро	1.5	3	1.5				1.5	1.5	2.5		1.5	3	1.5							
		る。)	C pi C po	1.5	1.5	1				1 2	1.5	2.5		1.5	1.5	2							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Срі	1.3	1.5	1.5				1.5	1.3	1		1.3	1.5	1.5							
130		印刷インキ製造業	C po C pi	1	3 1.5	2				2	2	1		1	3 1.5	2							
131		医薬品原薬・製剤製造業	Сро	1.5	1.5	2				2	4	2		1.5	1.5	2							
101			Срі	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
	131項	医薬品原薬製造工程(りん) ん又はその化合物を原料として使用するものに限	Сро	1.5	8	4				4	8	8		1.5	8	4							
	の補名	る。) にあっては	Cpi	1	2.5	2.5				2.5	1	2		1	2.5	2.5							
132		医薬品製剤製造業	C po C pi	1	2.5 1.5	1				2	1	1		1	2.5 1.5	1							
133		生物学的製剤製造業	Сро	1	2.5	2				2	1	1		1	2.5	1							
100		工物子的表形表定来	Cpi Cpo	1 2	1.5	1				1 2	1 2	1 2		1 2	1.5	1							
134		生薬·漢方製剤製造業	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
135		動物用医薬品製造業	Сро	2	5	2				2	5	2		2	5	2							
400		. 1. 古安平不佳山/牛 斗毕	Cpi Cpo	1.5	1.5 2.5	1.5 1.5				1.5 1.5	1.5	1.5		1.5	1.5 2.5	1.5 1.5							
136		火薬類製造業	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
137		農薬製造業	C po C pi	1	5.5 1.5	1.5				1.5	5.5 1	1		1	5.5 1.5	1.5							
138		合成香料製造業	Сро	2	4	2				2	3	2		2	3.5	2							
400		香料製造業(前項に掲げ	Cpi Cpo	1 2	2	2				1 2	1 2	1 2		2	3.5	2							
139		るものを除く。)	Срі	1	2	1				1	1	1		1	2	1							
140	ア	化粧品・歯磨・その他の化 粧用調整品製造業(日平 均排水量400m3以上の工	Сро	2	3	2				2	2	2.5		2	3	2							
		場に限る。)	Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						<u> </u>	
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	1	3 1.5					1.5	1	2.5		1	3 1.5	1.5							
142		ゼラチン・接着剤製造業	Сро	2	4	2				2	3.5	2		2	3.5	2							
		(にかわ製造業を含む。)	C pi C po	1.5	2.5	1				1 2	1.5	1.5		1.5	2.5	1							
143		写真感光材料製造業	Срі	1.3	1.5	1.5				1.5	1.3	1.3		1.3	1.5	1.5							
144		天然樹脂製品·木材化学 製品製造業	C po C pi	1.5	2.5 1.5	1.5				1.5	1.5	1.5		1.5	2.5 1.5	1.5							
145		イオン交換樹脂製造業	Сро	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
. 10		化学工業(整理番号102の	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1	\vdash		1	1			
146	ア	項から前項までに掲げるものを除く。)(日平均排水量400m³以上の工場に限	Сро		2.5					1.5	2.5	2		1.5									
		రె 。)	Срі		1.5					1	1	1		1	1.5	1				_			
	1	(日平均排水量400m ³ 末 満の工場に限る。)	C po C pi	1.5 1	2.5 1.5	1.5				1.5	2.5	1.5		1.5	2.5 1.5	1.5			+	-			
147		石油精製業	Сро	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5				1			
		潤滑油製造業(前項に掲	C pi C po	1.5	1.5 2.5	1.5				1.5	1.5	1 2		1.5	1.5 2.5	1.5			\dashv	\dashv			$\vdash\vdash\vdash$
148		周月油製垣業(削填に掲 げるものを除く。)	Срі	1.3	1.5	1				1.5	1.5	1		1.0	1.5	1.0							

- (注1) 「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。
 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
 (注2) 「業種等区分」欄」、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理	里番号	業種等区分	時期区		での 範囲	県 6次		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		更海3県(次C値比		現時点のに事が	7 <i>次</i> C 値	ての 範囲	県 7次 C値	県	C値 根	見直拠		[値範]	C値をI 囲と比り 場合	
			分	下限	上限	C値	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜県	重県	場がある区分	下限	上限	(案)				- -	値に	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
149		コークス製造業	C po C pi	1	1.5	1				1	1	1		1	2 1.5	1							
150		石油コークス製造業	Сро	2	3	2				2	2	2		2	3	2							
		自動車タイヤ・チューブ製	C pi C po	1.5	1.5 2.5	1.5				1.5	1.5	2		1.5	1.5 2.5	1.5				-			
151	ア	造業(日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限 エ	Срі	1	2	1				1	1	1		1	2	1							
	1	る。) (日平均排水量400m ³ 未	Сро	1.5	2.5	2				2	1.5	2		1.5	2.5	1.5							_
	1	満の工場に限る。)	Срі	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1							
152		ゴム製品製造業でラテック ス成型型洗浄工程に係る もの	C po C pi	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5	1				-			
		ゴム製品製造業(前2項に	Сро	1.5	3	2				2	2.5	2*		1.5	3	2				_			_
153		掲げるものを除く。)	Срі	1	1.5	1.5				1.5	1	1*		1	1.5	1.5							
154		なめしかわ製造業	C po C pi	1	1.5	1				2	2 1	1		1	1.5	1				-			
155		毛皮製造業	Сро	2	3	2				2	2			2	3	2							
			Cpi Cpo	1	1.5	1				1 2	1 1	1		1	1.5 2	2				-			
156		板ガラス製造業	Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
157	ア	板ガラス加工業(日平均排 水量400m ³ 以上の工場に	Сро	1	2	1				1	1	1		1	2	1				_			
		限る。)	C pi C po	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5				-			
	1	(日平均排水量400m3未 満の工場に限る。)	Срі	1	1.5	1.3				1.3	1	1		1	1.5	1.3							
158		ガラス製加工素材製造業	C po C pi	1.5 1	2.5 1.5	2				2	1.5	1.5		1.5 1	2.5 1.5	2							
450		ガニュ雰駆制体器	Сро	1	2	1				1	1	1		1	2	1				1			
159		ガラス容器製造業	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
160		理化学用・医療用ガラス器 具製造業	C po C pi	1	1.5 1.5	1				1	1 1	1		1	1.5 1.5	1				-			
161		卓上用・ちゅう房用ガラス 器具製造業	Сро	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
			C pi C po	1	1.5 1.5	1				1	1.5	1		1	1.5 1.5	1				-			
162		ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	Срі	1	1.5	1				1	1.0	1		1	1.5	1				1			
		ガラス繊維・同製品製造業	Сро	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5	1							
163		(前項に掲げるものを除 く。)	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1				1			
46.		ガラス・同製品製造業(整	Сро	1	2.5	1				1	2	1.5		1	2.5	1							
164		理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
165		生コンクリート製造業	Сро	1	2	2				2	1.5			1	2	2				1			
		コンクリート製品製造業	Cpi	1	2.5	1.5 1.5				1.5 1.5	2			1	2.5	1.5 1.5				+			
166	ア	(日平均排水量400m ³ 以 上の工場に限る。)	C po C pi	1	1.5					1.5	1			1	1.5	1.5				\dashv			=
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Сро	1	2.5	2				2	2			1	2.5	2				1			
\vdash	-1	満の工場に限る。)	Срі	1	1.5					1.5	1	1		1	1.5	1.5				7		\dashv	
167	ア	セメント製品製造業(前2 項に掲げるものを除く。) (日平均排水量400m ³ 以	Сро		2.5	1.5				1.5	2	1.5		1.5	2.5	1.5				-			
		上の工場に限る。)	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	1.5	2.5 1.5	1.5				1.5	2 1	1.5		1.5 1	2.5 1.5	1.5				+			
168		黒鉛電極製造業	Сро	1	1.5	1.3				1	1.5	1		1	1.5	1							
.50			Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							

- (注1)「東海3県の6次C値比較,欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理	里番号	業種等区分	時期区		での 範囲	県 6次		C値を 囲と比 場合			夏海3県(次C値比		現時点で事業	7次 C 値:		県 7次 C値	県	C値 根	見直拠			C値を 囲と比 場合	国7次 較した
			分	下限	上限	C値	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜県	三重県	場がある区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
169		砕石製造業	C po C pi	1	1.5 1.5	1				1	1.5	1 1		1	1.5 1.5	1							
170		鉱物·土石粉砕等処理業	Сро	1	2.5	2				2 1.5	2	1.5		1	2.5	2 1.5							
		うわ薬製造業(日平均排	C pi C po	1	1.5 2	1.5 1				1.5	1.5	<u>1</u> 1		1	1.5 2	1.5							
172	ア	水量400m ³ 以上の工場に 限る。)	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Сро	1	2	2				2	1.5	1		1	2	2							
173		高炉による製鉄業	C pi C po	1	1.5 1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5 1.5	1.5							
1/3		同がによる殺妖未	Cpi Cpo	1	1.5 1.5	1				1	1	1		1	1.5 1.5	1							
175		フェロアロイ製造業	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
176		高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	1	1.5 1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
		製鋼・製鋼圧延業(転炉	C pi C po	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5 1.5	1							-
178		(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含	Срі	1	1.5	1				1	1.0	1		1	1.5	1							
		む。)によるものに限る。) 熱間圧延業(整理番号182		1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5							
179		の項及び同183の項に掲 げるものを除く。)	Срі	1		1.0				1.0	1	 1		1	1.5	1.0							
		冷間圧延業(整理番号182	_	1	2	1				1	1	1		1	2	1							
180		の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
181		冷間ロール成型形鋼製造 業	C po C pi	1	1.5 1.5	1				1	1	1		1	1.5 1.5	1							
182		鋼管製造業	Сро	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
			C pi C po	1	1.5 1.5	1				1	1	1		1	1.5 1.5	1							
183		伸鉄業	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
184		磨棒鋼製造業	C po C pi	1	1.5 1.5	1				1	1.5	1 1		1	1.5 1.5	1							
185		引抜鋼管製造業	Сро	1.5	2.5	1.5				1.5	1.5	1.5		1.5	2.5	1.5							
400		(上 (右 半)	Cpi Cpo	1	1.5 1.5	1				1	1	1 1		1	1.5 1.5	1							
186		伸線業	Срі	1	1.5	1				1 2	1	1		1	1.5	1							
187		ブリキ製造業	C po C pi	1	1.5	2 1				1				1	1.5	1							
188		亜鉛鉄板製造業	C po C pi	1	2 1.5	1				1	1	1		1	2 1.5	1							
189		めっき鋼管製造業	Сро	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5							
			C pi C po	1	1.5 2	1				1	1	1		1	1.5 2	1							
190		めっき鉄鋼線製造業	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
191		表面処理鋼材製造業(整 理番号187の項から前項ま	Сро	1	2	1				1	1.5	1		1	2	1							
		でに掲げるものを除く。)	C pi C po	1	1.5 1.5	1				1	1	1		1	1.5 1.5	1							\vdash
192		鍛鋼製造業	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
193		鍛工品製造業	C po C pi	1	1.5	1.5				1.5	2 1	2 1		2 1	3 1.5	1.5							
194		鋳鋼製造業	Сро	1.5	2.5	1.5				1.5	1.5	1.5		1.5	2.5	1.5							〓
		銑鉄鋳物製造業(次項及	C pi C po	1	1.5 1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5 1.5	1.5							\square
195		び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	Срі	1	1.5	1.3				1.3	1	1		1	1.5	1.3							
196		鋳鉄管製造業	Сро	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1			1	1			
			Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							

- (注1) 「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。- は当該業種等区分がないことを示す。 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。(注2) 「業種等区分」欄」、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。(注3) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理	里番号	業種等区分	時期区		での 範囲	県次値		C値を 囲と比 場合	国6次 較した		海3県の C値比		現時点内に関する	7 <i>次</i> C 値	での 範囲	県 7次 C値	県	C値 根	見直拠			C値をI 囲と比! 場合	
			分	下限	上限	Cill	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜県	三重県	場があ る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
197		可鍛鋳鉄製造業	C po C pi	1.5 1	2.5 1.5	1.5				1.5	1.5	1.5		1.5	2.5 1.5	1.5							
198		 鉄粉製造業	Сро	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
		鉄鋼業(整理番号173の項	Cpi Cpo	1	1.5 1.5	1				1	1	1		1	1.5 1.5	1				_			_
199		から前項までに掲げるものを除く。)	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							-
200		非鉄金属製造業	Сро	1	2	1.5				1.5	1.5	1		1	2	1.5							
		表面処理工程(りん又はそ	Cpi Cpo	1	1.5 2					1 2	1.5	1 1		1 1	1.5 2	1				1			
		の化合物によるものに限 る。) にあっては	Срі	1	1.5	1.5				1.5	1.0	1		1	1.5	1				1			
	_	電気めっき業(日平均排	Сро	1.5	5	2				2	3.5	1.5		1.5	5	2							
201		水量400m ³ 以上の工場に 限る。)	Срі	1	3	1.5				1.5	1	1		1	3	1.5							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	1.5 1	5	5				5 3	3.5	4.5 1.5		1.5	5	5				1			
	201項	りん又はその化合物による	Сро	2.5	8	5.5				5.5	6	7.5		2.5	_	5.5							
	の借者	表面処理施設を設置する ものにあっては	Cpi	1	4.5	3.5				3.5	1	1.5		1	4.5	3.5							
		金属製品製造業(前項に 掲げるものを除く。)(日平	Сро	2	5.5	2				2	4	2		2	5.5	2							
202	y	均排水量400m ³ 以上の工 場に限る。)	Срі	1	3	1.5				1.5	1	1		1	3	1.5							
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Сро	2	5.5	5.5				5.5	4			2		5.5							
	·	満の工場に限る。) 溶融めっき工程(りん又は	Cpi	1	3	2.5				2.5	1	1.5		1	3	2.5				_			
	202項の備考	その化合物による表面処理施設を設置するものに	Сро	2.5	5.5					5.5	4	4.5		2.5						-			
	(ア)	限る。) にあっては	Cpi	1	3	3				3	1	1.5		1	3	3							
	202項 の備考	アルマイト加工工程(りん 又はその化合物による表 面処理施設を設置するも	Сро	8	17	8				8	13	8		8	16	8							
		のに限る。)にあっては	Срі	1	6	6				6	1	1.5		1	6	6							
203	ア	一般機械器具製造業(日 平均排水量400m ³ 以上の	Сро	1.5	3	1.5				1.5	2.5	2		1.5	3	1.5							
		工場に限る。)	Срі	1	2	1				1	1	1		1	2	1				_			
	1	(日平均排水量400m3未 満の工場に限る。)	C po C pi	1.5 1	3 2	2				3 2	2.5	1		1.5 1	3 2	2							
		電子回路製造業(日平均 排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)	Сро	1	2.5	2				2	2	2		1	2.5	2							
204		[(注)第6次「プリント回路 製造業(日平均排水量400 m ³ 以上の工場に限る。)」	Срі	1	2	1				1	1	1		1	2	1							
		を変更] (日平均排水量400m ³ 未	Сро	1	2.5	2				2	2	2.5		1	2.5	2				1			
	1	満の工場に限る。)電子部品・デバイス・電子	Срі	1	2	1.5				1.5	1	2		1	2	1.5				_			
		电丁印配 アイス・电丁 回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械 器具製造業又は情報通信 機械器具製造業(日平均 排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)	Сро	1.5	3	2				2	2.5	3		1.5	3	2							
205	ア	[一代80] [注)第6次 「電気機械器 具製造業(前項に掲げるも のを除き、情報通信機械 器具製造業、電子部品・ デバイス製造業を含む。) (日平均排水量400m ³ 以 上の工場に限る。)」を変 更	Cpi	1	2	1				1	1	1		1	2	1							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cpo	1.5	3	1.5				2	2.5	3		1.5		1.5				\exists			
Ц		/四ツ上物に収る。)	Срі	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5							

- (注1) 「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。
 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
 (注2) 「業種等区分」欄」、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整	理番号	業種等区分	時期区	6次 C 値:		県 6次		C値を 囲と比 場合			海3県(C値比		現時点のによった。	7次 C 値:		県 7次 C値	県	C値 根	見直拠	U,		C値を 囲と比 場合	
			分	下限 -	上限	C値	下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜県	三重	場があ』 る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
	205項	民生用電気機械器具製造 工程(りん又はその化合物	Сро	3	4.5	4.5				4.5	3.5	3.5		3	4.5	3							
	の補考	による表面処理施設を設置するものに限る。) にあっては	Срі	1	2	2				2	1	1		1	2	1							
200	_	輸送用機械器具製造業	Сро	1	4	2				2	3	2		1	4	2							
206	ア	(日平均排水量400m ³ 以 上の工場に限る。)	Срі	1	2	1				1	1	1		1	2	1							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	1	4	3				3	3	4		1	4	3							
	0007#	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物に	Сро	1.5	8	3.5				3.5	6.5	3*		1.5	8	3.5							
	の借去	よる表面処理施設を設置するものに限る。)にあって	Срі	1	2	2				2 1 1*		1	2	2									
207	ア	相当 精密機械器具製造業(日 平均排水量400m3以上の	Сро	1.5	2.5	1.5				1.5	2	1.5		1.5	2.5	1.5							
207		平均排水量400mで以上の工場に限る。)	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	1.5 1	2.5 1.5	2.5 1.5				2.5 1.5	1	1.5 1		1.5 1	2.5 1.5	2.5 1.5			1				
208		ガス製造工場(日平均排 水量400m ³ 以上の工場に	Сро	2	4.5	2				2	2	2		2	4.5	2							
200		限る。)	Срі	1	3.5	1.5				1.5	1	1		1	3.5	1.5							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	1	4.5 3.5	4.5 3.5				4.5 3.5	1	1		1	4.5 3.5	4.5 3.5							
209	ア	下水道業(日平均排水量 30,000m ³ 以上の工場に限	Сро	1	4	1.5				1.5	2.5	3		1	4	1.5							
		ప 。)	Срі	1	4	1.5				1.5	2.5	1		1	4	1.5							
	1	(日平均排水量30,000m ³ 未満の工場に限る。)	C po C pi	1	4	1.5				2 1.5	2.5 2.5	3 2		1	4	1.5							
	209項		Сро	1	2	1				1	1.5	1		1	2	1							
	(ア)	理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては	Cpi	1	2	1				1	1.5	1		1	2	1							
	209項	高濃度のりんを含有する 汚水を多量に受け入れて 処理するもの(標準活性汚 泥法その他これと同程度 に下水中のりんを除去で きる方法により下水を処理 するものに限る。)にあって は	Сро	1	8	2				2	4.5	3		1	8	2							
	(1)		Срі	1	8	1.5				1.5	4.5	2		1	8	1.5							
210		空瓶卸売業	Cpo Cpi	4	5 3.5	2				4	2			4	5 3.5	4							
		共同調理場(学校給食法 (昭和29年法律第169号) 第6条に規定する施設を	Сро	3	5	4				4	4	3.5		3	5	4							
211	γ	いう。)(日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限 る。)	Срі	1.5	2.5	2				2	1.5	2		1.5	2.5	2							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	3 1.5	5 2.5	5 2.5				5 2.5	1.5	3.5		3 1.5	5 2.5	5 2.5							
<u> </u>		弁当仕出屋又は弁当製造	Сро	4	2.5 9	2.5 5				2.5	6.5	4		4	2.5 9	2.5 5			+				
212		業(日平均排水量400m ³ 以上の工場に限る。)	Срі	1.5	4.5	4				4	2	2.5		1.5	4.5	4							
	7	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	4 1.5	9 4.5	6.5 4.5				6.5 4.5	6.5 2	2.5		4 1.5	9 4.5	6.5 4.5							
213		飲食店(日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限	Сро	3	5.5	5				5	5.5	4		3	5.5	5	-						
		る。) (日平均排水量400m ³ 未	C pi C po	3	5.5	3.5 5.5				3.5 5.5	5.5	2.5		3	5.5	3.5 5.5	_						
	1	(百平均排水量400m 未満の工場に限る。)	Срі	2	4	4				4	2	2.5		2	4	4	-						

- (注1) 「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。- は当該業種等区分がないことを示す。
 * を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
 (注2) 「業種等区分」欄」、「7次のC値範囲」欄及び「県7次 C値(案」」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整	里番号	業種等区分	時期区	6次 C 値		県 6 C値		て値を 類田と比 場合	国6次 較した		更海3県位 次C値比		現時点内業が場合の	7次 C 値		県 7次 C値	県	C値 根	見直拠	で記載出るに製造され、 場合 下限 範囲 上値に 内に 値			
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知県	岐阜 県	三重	る区分	下限	上限	(案)					値に	内に	上限 値に 設定
214	ア	宿泊業(日平均排水量 400m ³ 以上の工場に限	Сро	3	5	4				4	4.5	4		3	5	4							
	·	3.)	Cpi	2	4	3				3	2	2.5		2	4	3							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	3	5 4	5 4				5 4	4.5	5 2.5		3	5 4	5 4							
		リネンサプライ業(日平均	Сро	2.5	8	<u> </u>				5	6.5	6		2.5	8								
215	ア	排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)	Cpi	1	5	4				4	1	2.5		1	5	4							
		(日平均排水量400m ³ 未	Сро	2.5	8	6				6	6.5	6		2.5	8							=	
	1	満の工場に限る。)	Cpi	1	5	4.5				4.5	1	2.5		1	5	4.5							
		洗濯業(前項に掲げるもの を除く。)(日平均排水量	Сро	2.5	7	4				4	4.5	4.5		2.5	7	4							
216		400m ³ 以上の工場に限	Срі	1	3	2.5				2.5	1	1.5		1	3	2.5							
		る。) (日平均排水量400m ³ 未	Сро	2.5	7	5				5	4.5	4.5		2.5	7	5							
	1	(日平均排水重400m 未 満の工場に限る。)	Срі	1	3					3	1	1.5		1	3	3							
218		写真業(写真現像・焼付業	Сро	4	5	4				4	4.5	4		4	5	4							
		を含む。)	Срі	2	4	2				2	2			2	4	2			_				
219	ア	自動車整備業(日平均排 水量400m ³ 以上の工場に	Сро	2.5	5	4				4	3.5	3.5		2.5	5	4							
		限る。)	Срі	2	3					3	2	2.5		2	3	3							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Сро	2.5	5	4.5				4.5	3.5	3.5		2.5	5	4.5							
		病院(日平均排水量	Cpi Cpo	2	3 5	3				3	4.5	2.5		3	3 5	3						\rightarrow	
220	ア	400m ³ 以上の工場に限 る。)	Срі	2	4	3				3	2.3	2.5		2	4	3							
	,	<u>。)</u> (日平均排水量400m ³ 未	Сро	3	5	5				5	4.5	5		3	5	5						$\neg \uparrow$	
	1	満の工場に限る。)	Срі	2	4	4				4	2	2.5		2	4	4							
221		し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第 338号)第32条第1項の表	Сро	2	8	4				4	8	3*		2	8	4							
		に規定する算定方法により算定した処理人員が501 人以上のものに限る。)	Cpi	1	4	3				3	3	3*		1	4	3							
	221項	第2欄に規定する表又は 建築基準法施行令第32条 第3項第2号に規定する技 術上の基準を満たす構造	Сро	1	3	1				1	2	1		1	3	1							
		のし尿浄化槽より高度にし 尿を処理することができる 方法によりし尿を処理する ものにあっては	Cpi	1	3	1				1	2	1		1	3	1							
000		し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法によ	Сро	2	8	4				4	8	4		2	8	4							
222		り算定した処理対象人員 が201人以上500人以下の ものに限る。)	Срі	1	5	3				3	3	3		1	5	3							
	222項	第2欄に規定する表又は 建築基準法施行令第32条 第3項第2号に規定する技 術上の基準を満たす構造	Сро	1	3.5	1				1	2.5	1		1	3.5	1							
		のし尿浄化槽より高度にし 尿を処理することができる 方法によりし尿を処理する ものにあっては	Cpi	1	3.5	1				1	2.5	1		1	3.5	1							
223		し尿処理業(し尿浄化槽に 係るものを除く。)(日平均	Сро	2	8	2				2	6.5	8		2	8	2							
		排水量400m ³ 以上の工場 に限る。)	Срі	1	4					1.5	2.5	1		1	4	1.5							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	2 1	8 4	3 2				3 2	6.5 2.5	8		2 1	8 4	3 2							

- (注1) 「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。
 *を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
 (注2) 「業種等区分」欄」、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
 (注3) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理	整理番号 業種等区分		時期区	6次の C 値範囲		県 6次 C値	県6次C値を国6次 C値範囲と比較した 場合			東海3県の 6次C値比較			現時点 に事業があ	県内 ^{に値載曲} 「業		県 7次 C値	県	C値, 根	見直拠	U	県7次C値を国7次 C値範囲と比較した 場合		
			分	下限	上限		下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定	愛知 県	岐阜 県	三重県	る区分	下限	上限	(案)					下限 値に 設定	範囲 内に 設定	上限 値に 設定
	223項	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿	Сро	2	4	2				2	3	2		2	4	2							
	の補名	を処理することができる方 法によりし尿を処理するも のにあっては	Cpi	1	3	1				1	2	1		1	3	1							
224		ごみ処理業(日平均排水 量400m ³ 以上の工場に限	Сро	1	2.5	2.5				2.5	1.5	1.5		1	2.5	2.5							
		る。)	Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	1	(日平均排水量400m³未	Сро	1	2.5	2.5				2.5	1.5	1.5		1	2.5	2.5							
		満の工場に限る。)	Срі	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5				_			
225		廃油処理業	Сро	1	1.5 1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5 1.5	1.5							
		産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く)(日	C pi C po	1	3	2				2	3	1.5		1	3	2							
226		に掲げるものを除く。)(日 平均排水量400m ³ 以上の 工場に限る。)	Срі	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	1	(日平均排水量400m ³ 未	Сро	1	3	2.5				2.5	3	1.5		1	3	2.5							
	1	満の工場に限る。)	Срі	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
227		死亡獣畜取扱業	Сро	2	4	4				4	2.5	2.5		2	4	4							
		と畜場(日平均排水量	Срі	2	3	3				3	2	2		2	3	3							
228	ア	400m ³ 以上の工場に限 る。)	Сро	4	9.5	4				4	7	6		4	9.5	4							
			Срі	2	4.5	3				3	2	2		2	4.5	3							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cpo	4	9.5	8				8	7	6 2		4	9.5	8 4.5							
		/両の上がになる。)	Cpi Cpo	4	4.5 5	4.5				4.5 4	4	4.5		2 4	4.5 5	4.5			_				
229		中央卸売市場	Срі	2	3	3				3	2	2		2	3	2							
		地方卸売市場(日平均排	Сро	2.5	5	4				4	4	4		2.5	5	4							
230		水量400m ³ 以上の工場に				-										-							
		限る。)	Срі	1.5	4	3				3	2	1.5		1.5	4	3							
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	Cpo	2.5	5 4	5				5 4	2	1.5		2.5	5 4	5							
		試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46	Cpi Cpo	1.5	4.5	3.5				3.5	3	4		1.5 1.5	4.5	3.5							
231	ア	年総理府・通商産業省令 第2号)第1条の2各号に 掲げるものをいう。)	Срі	1	3	3				3	1.5	1		1	3	3							
		·	Cno	1.5	4.5	4.5				4.5	3	4		1.5	4.5	4.5				-		\longrightarrow	
	1	(日平均排水量400m ³ 未 満の工場に限る。)	C po C pi	1.3	3	3				3	1.5			1.3	3	3							
		整理番号2の項から前項 までに分類されないもの (し尿処理浄化槽(処理対	Сро	1	8	4				4	4.5	6		1	8	4							
232		象人員が200人以下のも の)、社員食堂のちゅう房 施設等生活に伴う施設に 係るもの)	Cpi	1	8	3				3	1	3		1	8	3							
	1	(その他)	Сро	1	8	3				3	4.5	4.5		1	8	3							
	-1	(COIB)	Срі	1	8	2				2	1	3		1	8	2							